

ご挨拶

日本貸金業協会 会長

飯島 巖



この度、平成23年度の協会活動について報告するとともに各種関係資料や公知情報などお届け致します。

先に平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」で被災された皆さまに対し、心よりお見舞い申し上げます。

当協会と致しましては、被災者への対応をはじめ、義援金の募集など、各種支援を行ってまいりました。協会員の皆さまにもご協力頂きましたことに、御礼申し上げます。被災地は、今まだ復興途上ですのでこれからも支援に取り組んで参ります。引き続きご協力をお願い致します。

さて、平成23年度は、当協会設立から4年が経過し、自主規制機関としての活動も軌道に乗って参りました。改正貸金業法の段階的施行に併せて体制を整えて参りましたが、協会員の皆さまの法令遵守に対するご努力により、貸金業界の健全化は着実に進んでおります。

設立以来、書類監査、実地監査等の監査業務や研修会等を通じてコンプライアンスの徹底を図って参りましたが、書類監査の評価結果や処分の件数に、改善の結果がはっきりと出ております。

また、当協会のもう一方の役割であります、利用者保護という課題については、2年前にスタートしました金融ADRとしての紛争解決機関も順調に対応しております。

年間4万件を超える相談・苦情・紛争を受け付けておりますが、苦情は平成21年度は785件もありましたが、平成23年度は247件と実に70%も減少しております。このほか、生活再建支援のカウンセリングも949回実施しており、今後も継続してまいります。

このような協会の活動に対し、多重債務問題に共に取り組む全国の消費生活センターや消費者団体の皆さまの、貸金業界、協会に対する理解も深まってきているように感じております。

今後は、自主規制機能を貸金業界全体に行き渡らせるために、加入率の向上を図り、また、加入を魅力あるものにするため、協会員サービスの充実に取り組んでまいります。協会員証の「ゆずり葉マーク」を安心して利用できる貸金業者のブランドイメージとして定着させ、協会員の皆さまの信用補完の1つになればと考えております。

貸金業法の公布から5年、完全施行後2年を経過する現在、金融市場の重要な担い手として位置づけられた、貸金業界が期待された資金供給機能を果たしているのか等を検証し、健全な貸金市場の創設に向けて、新たな課題にも取り組んでまいりますので、引き続きご支援、ご協力をお願い申し上げます。

目次

ごあいさつ	1
-------	---

第1編 協会活動報告

第1章 協会活動の概要	4
第2章 業務に関する事項	10
1. 協会員数及び加入率の推移	10
2. コンプライアンス活動	11
3. 会員サービス管理システムの構築	17
4. 相談・苦情・紛争	17
5. 監査の実施	23
6. 広報・啓発活動	33
7. 調査研究活動	34
8. 貸金業務取扱主任者資格試験・登録・講習	35
9. 行政協力事務	42
10. 東日本大震災対応	42
11. 各種意見・要望	43
12. 平成23年度 財務諸表及び財産目録	49
付録 貸金業者が担う資金供給機能等の現状と動向に関する調査（概要）	64
第3章 総会・理事会・委員会・協議会・役員等	78

第2編 法令改正動向

第1章 貸金業法に係る法令改正の動向について	86
第2章 改正貸金業法の具体的内容	92

第3編 統計資料

第1章 金融庁貸金業統計資料	99
第2章 日本貸金業協会 月次統計資料	109
第3章 公知情報・その他統計データ	123
年表	134

第1編 協会活動報告

第1章 協会活動の概要

当協会は、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的としている。

平成23年度は、前年6月の改正貸金業法第4条施行（完全施行）後の状況を鑑み、自主規制機関としての協会の設立目的に則し、協会員のコンプライアンス態勢の確立を目指すとともに、「東日本大震災」への対応を含め、以下のような事業活動を行った。

1. 自主規制部門の取り組み

①協会員等に対する法令・諸規則等の遵守の徹底及び諸規則の整備・充実

平成22年度までは、第4条施行（完全施行）まで及び完全施行後の改正貸金業法、並びに「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」等に対応すべく、貸金業者における業務が円滑に行われる為の各種取り組みや、貸金業者に対する法令遵守態勢整備の啓発を行ってきた。

平成23年度は、協会員への指導強化により、法令・諸規則等の遵守を図るとともに、法令等違反に対する厳格な措置及び再発防止指導等と併せて、以下の業務を実施し、協会員のコンプライアンス態勢の確立を目指した。

- ①協会員の法令・諸規則等の遵守状況を踏まえ、コンプライアンス態勢整備のための注意事項等について、全国10箇所での業務研修会や毎月の機関誌にて周知するとともに、協会員からの問合せや法令・諸規則等に関する実務相談など年間4,429件に対応した。
- ②協会員の社内規則の適正性について、1,542協会員の社内規則を点検し、改善指導及び作成支援を実施した。その結果、平成24年3月時点で98.0%の協会員の社内規則が適正なものとなった。さらに、貸金業法において交付・掲示・備付等が規定されている法定表示書類や金融ADR対応等により改訂した業務用書式を策定し、提供（頒布）するとともに、協会ホームページ等に掲載した。
- ③協会員の法令・判例等に照らした適正な業務遂行を目的として、法令・判例及び協会の諸規程、さらには行政、協会の処分事例等について閲覧、検索できる「法令・判例等検索システム」を構築し、協会ホームページにおいて協会員に無償で利用可能とした。
- ④「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」、「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」、「会社法制の見直しに関する中間試案」、「集团的消費者被害救済制度」等について適宜説明会の開催や機関誌により、協会員はもとより貸金業者全体への周知を図った。
- ⑤広告審査基準等に基づき、新聞、雑誌、テレビ、電話帳の新規受付の出稿広告700件の審査を実施し、内678件を承認するとともに、テレビCM3,786件、新聞・雑誌19,304件、電話帳1,053件の出稿広告のモニタリングを行い、法令等違反のあった11会員に対し個別指導を実施した。
また、貸金業界全体の広告の適正化のため、民放連・日本新聞協会・JAROなどの広告関係団体等との連携強化を図るとともに、モニタリングによる悪質広告について金融庁等に適時報告を行い、併せて該当広告の削除及び該当事業者の摘発等についても要請を行った。
- ⑥協会員から法令等違反414事案の届出と、個人情報漏えい等事案1,212件の報告等により、4会員（内、書類監査にかかる対応不備1会員）に処分（会員権停止3会員、譴責1会員）、3会員に勧告及び6会員に文書注意を行い、併せて改善指導を行うとともに、法令等違反届出事案を違反条項別に集計した結果について協会ホームページ等で周知し、注意喚起を行った。

②相談・苦情・紛争解決対応

貸金業相談・紛争解決センターは、平成22年9月15日、金融庁長官の指定を受け、貸金業界における指定紛争解決機関（金融ADR）として中立・公正な立場から資金需要者等の利益の保護及び貸金業務に対

する信頼の確保に取り組んでおり、平成23年度においては以下のとおり相談対応・苦情処理・紛争解決手続き及び関連業務を実施した。

- ①相談対応・苦情処理・紛争解決手続きにおける受付件数は、「相談」が42,886件（前年対比－7.3%）、「苦情」が247件（同－29.8%）であり、平成22年10月より開始した「紛争」は、平成23年度に7件を受理した。相談・苦情・紛争の総アクセス数は43,140件（同－7.5%）であった。貸付自粛手続きでは、登録が1,350件、撤回が604件、訂正が5件の年度計1,959件（同－6.6%）に適切に対応した。
また、生活再建支援については、新規相談者116人を含め179人に対し949回のカウンセリングを面接及び電話にて実施した。
- ②各都道府県の主要な消費生活センターとの一層の連携強化及び認知度向上を目的とした訪問活動（対象数：144箇所、訪問延べ回数789回）を実施した。
また、平成23年8月30日、全国消費生活相談員協会、消費科学連合会、主婦連合会等の主な消費者団体（14団体）を対象として「日本貸金業協会の新しいやくわり」と題する説明会を実施し、協会の自主規制機関としての役割・機能・活動状況等の説明並びに今後の活動に活かすための意見交換を行った。
- ③資金需要者等の健全な家計管理を支援するためのツールである「家計管理診断／消費行動診断」（協会ホームページに掲載）を利用者の意識付けと利便性の向上を目的としてプログラムの改善を行った。
- ④金融庁、財務局、消費者団体、消費生活センター等からの要請に基づき、消費生活相談員等の能力向上を目的として実施する研修会へ講師を派遣し、「協会の多重債務問題への取組状況」、「心理カウンセリングをベースとした相談員としての姿勢と対応スキル」等について、33団体1,310人に講演を行った。
また、行政が国の多重債務問題改善プログラムに基づき実施している多重債務者対策本部（又は同協議会）に出席し、全国39の自治体との一層の連携強化を図った。

③協会員に対する監査の実施

平成23年度は、「改正貸金業法の完全施行に伴い必要となる各種態勢の整備状況等について法令・自主規制基本規則等の内容を踏まえて検証する。」との平成23年度監査計画に基づき、監査結果が協会員の内部管理態勢の持続的な改善等に確実に結びつくような効率的で効果的な監査を実施した。

- ①実地監査については、75協会員に対し一般監査を実施した。
このほか、特別監査として、書類監査報告書の評価が低かった7協会員に対しては、フォローアップ監査を実施し、行政庁からの要請及び資金需要者の利益の保護の観点から必要と認められる2協会員に対しては、機動的監査を実施した。
この結果、84協会員に対して実地監査を実施し、このうち19協会員の57事案について改善指導等を行った。
- ②書類監査については、平成23年12月末現在の全協会員1,454協会員を対象に、「内部管理態勢の実施状況の確認」を主眼に監査することとし、設問項目数72項目で平成24年1月から2月にかけて実施した。
書類監査の結果については、取りまとめのうえ公表し、平成24年7月に協会員あてに通知した。
- ③監査を通じて行政当局及び消費者団体等関係機関とは、監査結果及びその改善状況等について意見・情報交換を行うなど、一層の連携強化を図った。

2. 貸金戦略部門の取り組み

①積極的なディスクロース・広報の実施

当協会は、これまで資金需要者及び貸金業者向けに実施した各種アンケート調査を通じ、業界を取り巻く現状を客観的かつ積極的にディスクロースするとともに、協会員に対する業務の健全化を図るための情報発信などの各種広報活動を実施してきた。

平成23年度からは、新たに戦略的広報への切り換えを図るべく協会員に対する貸金業務の適正な運営に資する情報提供を行うとともに、貸金業界の社会的評価及び信認の向上を図るため、自主規制機関としての健全化の取り組みや動向等に係る各種統計資料等について、以下の媒体により広報活動を実施した。

- ①月刊誌「JFSA NEWS」を発行した。(毎月1回、4,500部発行)
- ②機関誌「特集JFSA」を発行した。(年2回刊:4月7,000部、10月8,000部発行)
協会に加入していないが、協会との間で金融ADR基本契約締結貸金業者・消費者団体・弁護士会・司法書士会等に配布先を拡大した。
- ③協会ホームページに一般消費者向けの悪質業者被害防止に係る情報や、協会員向けの業界動向及び協会活動等に係る各種情報について、適時公表した。
- ④「月次統計資料」、「資金需要者の現状と動向に関する調査」及び「貸金業者の経営実態等に関する調査」等の調査結果を協会ホームページに公表するとともに、マスコミへのニュースリリースを行った。
- ⑤「月刊消費者信用」に協会活動の記事を毎月入稿し、協会の取り組みについて広報を行った。

② 資金需要者等への金融に関する知識の普及及び啓発

当協会は、これまで消費者啓発ツールの無償配付、出前講座(講師派遣)の実施及び協会ホームページによる悪質業者検索サイトの掲載など、資金需要者等の利益の保護を図るための様々な消費者啓発活動を実施してきた。

平成23年度は、一般消費者及び学生等を対象にした貸金業に係る金融知識の普及啓発及びヤミ金融の被害防止等に関する以下の啓発活動を実施した。

- ①資金需要者等を対象とした小冊子「ローン・キャッシングQ&A BOOK」を制作し、各自治体の成人式361箇所、消費生活センター246箇所などへ208,697部を無償配布した。
- ②金銭教育教材「暮らしとローン、クレジット」・同解説書を、希望する教育現場、消費生活センターなどに提供するとともに、高校・大学、消費生活センターの講座及び研修会などで本教材を活用した。
- ③(公財)消費者教育支援センターが主催する「消費者教育教材資料表彰」に応募し、「ローン・キャッシングQ&A BOOK」が印刷資料部門、金銭教育教材「暮らしとローン、クレジット」・同解説書が視聴覚資料部門において、それぞれ優秀賞を受賞した。
- ④ヤミ金融被害防止ポスター・リーフレットを協会員、消費生活センター等へポスター40枚、リーフレット2,480枚を配布した。
- ⑤全国の高校、大学、消費生活センター、自治体等の要請を受けて学生・一般消費者等を対象とした消費者啓発のための講師派遣・出前講座を延べ60回実施し、2,198名の参加があった。
- ⑥協会ホームページ内に悪質業者検索を掲載し(平成24年3月現在、622件)、資金需要者等に対し、ヤミ金融との接触防止等に関する注意喚起を行った。
- ⑦ヤミ金融被害防止活動等、自治体等が主催する諸活動に協力した。
- ⑧平成23年5月、金融庁主催による「あなたは大丈夫?キャンペーンポスター」、平成23年10月、金融庁依頼による「多重債務者向け相談窓口の案内ポスター」の配布及び掲載を協会員にお願いし、政府広報に協力した。

③ 貸金業の現状等に係る調査研究の実施

- ①統計資料としての連続性の観点や自主規制機関としての位置付け等を鑑み、貸金業が担う資金供給機能等の検証を目的として「資金需要者」及び「貸金業者」を対象とした各種調査等を下記のとおり行った。

実施時期	実施内容	対象	備考
平成23年10月	貸金業者の経営実態等に関するアンケート調査	協会員、 金融ADR基本契約 締結貸金業者	平成24年2月24日公表
平成23年11月	資金需要者の現状と動向に関するアンケート調査	資金需要者	
平成23年4月～ 平成24年3月	月次実態調査 ※平成23年8月末現在62社	協会員	毎月公表

- ②平成22年度に実施した各調査結果等を取りまとめ、「平成22年度版JFSA白書」を平成23年6月に発刊した。

④法令等に関する調査研究及び政府等への建議要望

貸金業に関する税制の問題を調査研究し、平成24年度税制改正要望を策定のうえ、次のとおり政府等に建議要望した。

- ①金融庁へ提出し、平成23年8月3日、東内閣府副大臣出席の政府ヒアリングにおいて要望した。
②平成23年9月22日、民主党「政策調査会税務金融部門会議」及び同年11月30日、自由民主党「予算・税制に関する政策懇談会」のヒアリングにおいて要望した。

⑤研修等の実施

- ①平成23年6月から同年9月にかけて、財務（支）局貸金業担当官による「完全施行後の留意点と態勢検査の実施等について」並びに、当協会自主規制部門担当部長による「コンプライアンス態勢の確立のための課題について」をテーマに、全国10箇所で開催された地区協議会と併設して業務研修会を実施し、協会員・金融ADR基本契約締結貸金業者合計1,063業者、1,625名の出席があった。
②平成23年11月24日に登録貸金業者を対象とした「集団的消費者被害救済制度」説明会を256名の出席のもと実施した。
③平成23年10月5日及び同年10月12日に協会員の役職員を対象とした金融庁の「平成23年事務年度検査基本方針」説明会を大阪・91協会員（120名）、東京・146協会員（233名）の出席のもと実施した。

⑥協議会活動状況

- ①平成23年6月21日から同年9月8日にかけて全国10箇所で開催（沖縄県は報告会）を開催し、第4回定時総会の報告会を行うとともに、協会員より協会運営上の要望事項等を聴取し、意見交換を通じて相互の理解促進を図った。
②地区協議会正副会長懇談会を平成23年12月16日に東京で開催し、協会活動状況報告を実施するとともに、完全施行後の地元資金需要者への影響等、各地区における現状報告を受け、意見交換をした。

3. 主任者資格部門の取り組み

①資格試験の実施

- ①全国17試験地（26会場）において平成23年度貸金業務取扱主任者資格試験を1回実施した。
②試験の結果

試験日	平成23年11月20日（日）
受験申込者数	12,300人
受験者数	10,966人
受験率	89.2%
合格者数	2,393人
合格率	21.8%
合格発表日	平成24年1月12日（木）

②主任者登録事務の実施

貸金業務取扱主任者の登録及び変更等に関する事務を実施した。
（平成23年4月1日から平成24年3月31日）

登録申請書の受付件数	2,082件
登録完了通知の発送件数	2,113件
平成24年3月31日現在登録済主任者数	40,219人

③登録講習事務の実施

- ①平成23年度貸金業務取扱主任者講習として2回の講習を開催し、延べ431名が修了した。
②講習の実施及び結果

講習会場	大阪	東京	年度計
講習日	平成23年9月1日(木)	平成23年12月1日(木)	—
受講申込者数	130名	315名	445名
受講者数	126名	306名	432名
受講率	96.9%	97.1%	97.1%
修了者数	125名	306名	431名

4. 総務部門の取り組み

①協会員数の推移(平成23年4月～平成24年3月)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
加入	8	3	5	6	2	5	3	1	3	2	3	4	45
退会	△7	△2	△6	△5	△2	△5	△3	△7	△3	△3	△5	△9	△57
廃業	△17	△8	△10	△14	△8	△9	△7	△3	△13	△9	△10	△10	△118
不更新	△1	0	0	△1	△1	△2	△1	△2	0	△3	△1	0	△12
登録取消	0	△1	0	△2	0	△2	△1	0	0	0	△1	△1	△8
除名	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△1	△1
承継・その他	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
月末協会員数	1,543	1,535	1,524	1,508	1,499	1,486	1,478	1,467	1,454	1,441	1,427	1,410	
協会加入率	60.3%	60.6%	60.6%	60.4%	60.4%	60.5%	60.8%	60.5%	60.5%	60.3%	60.2%	60.0%	

②協会加入促進

- ①協会ホームページに「入会のご案内」、「加入申請書」等を提供する環境を整備し、加入申請手続きの簡便化を図った。
②「協会加入のご案内」を新たに作成して全国の行政庁に配布し、加入勧奨の協力依頼を実施した。
③全国10箇所で開催した業務研修会に参加した未加入業者に対し、加入案内関係資料を配布し、その後加入促進のフォローを実施した。
④新規の貸金業登録申請者や協会未加入業者の貸金業者登録申請に係る支援制度を設け、社内規則策定や登録申請手続きの支援を行うことで未加入業者との接点を強化し、加入促進を図る施策を開始した。

この支援制度については機関誌「特集JFSA」に掲載して協会未加入業者に告知し、行政庁にも周知を図り、社内規則整備等、行政より協会と連携するよう依頼し、加入促進を図った。

- ⑤東京都との連携による加入促進として、都が実施する「登録更新時研修」に参加し、協会の自主規制機能について説明会を実施し、協会加入促進を図った。

③行政協力事務関連

協会の事務負担軽減及び適正な作成要領の周知のため、貸金業者登録申請の手引きを作成し、協会のホームページから「貸金業者登録申請書・届出書」や「事業報告書」、「業務報告書」等の作成が簡便になるように環境を整備した。

④規則の改正

協会員から業務報告書の徴求ができるよう定款の施行に関する規則の第6条（報告事項）に規定を新設し改正、協会員に対して業務報告書の提出を義務化した。

⑤システム環境の整備

協会員のコンプライアンス態勢の確立・維持を目的とし、協会員に対するサービス提供の迅速化を図り、支援の実効性を高めるため、従来の業務システムを拡充した「会員サービス管理システム」の構築を行った。

⑥支部運営の合理化・効率化の推進

平成19年12月の協会設立時会員数が4,063社から平成24年3月末で1,410社と激減し、協会規模の縮小が急務であることから、平成23年10月から同年11月までの2カ月間において全支部職員を対象に希望退職の募集を行い、その結果49名の職員が退職した。

また、支部運営の合理化・効率化を図る観点から、支部規則に基づき、支部に属する協会員数が20業者未満で財務局所在地支部以外の26支部を「特例支部」（常時職員を配置しない支部）とした。

⑦内部監査の実施及び役職員のコンプライアンスの徹底

協会業務の整備及び運用状況を検証し、業務の有効性を評価することにより、内部管理態勢の定着と安定を図ることを目的として、本部8部署及び38県支部を対象に内部監査（支部においては書面監査）を実施した。また、自主規制機関としての役職員のコンプライアンス向上のため、コンプライアンスマニュアルに基づき研修を行うなど周知徹底を図った。

第2章 業務に関する事項

1 登録貸金業者数、協会員数および協会加入率の推移

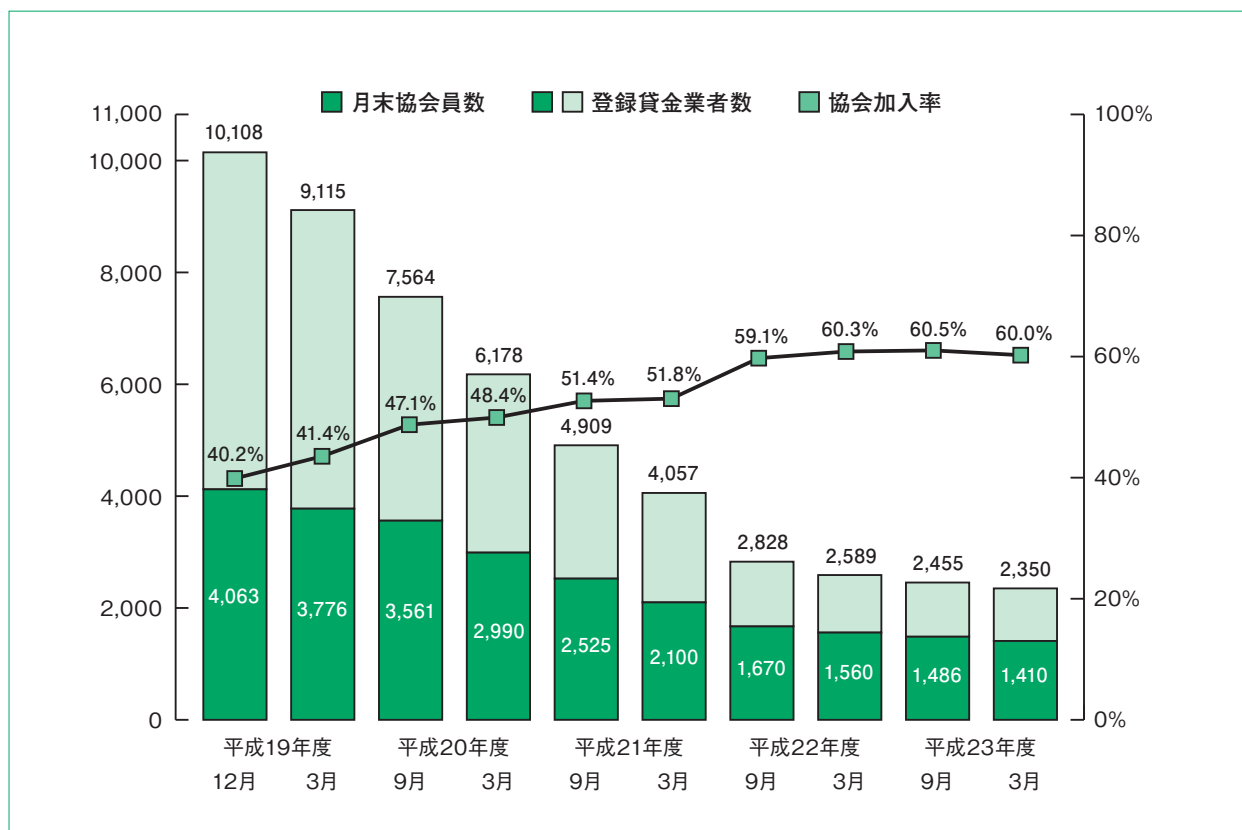
協会設立時の平成19年12月から平成24年3月末までの登録貸金業者数、協会員数及び協会加入率の推移は、下表のとおりである。

全国の登録貸金業者数は、協会設立時（平成19年12月）の10,108社から平成24年3月末は2,350社へと約77%減少した。また、協会員数も協会設立時の4,063会員から平成24年3月末は1,410会員へと約65%減少した。一方、協会加入率は、協会設立時の40.2%から平成24年3月末は60.0%と約20ポイント上昇したが、1年前の平成23年3月末（60.3%）と比較して0.3ポイント低下した。

登録貸金業者数及び協会員数の減少の大きな原因は、改正貸金業法の施行により参入条件の厳格化や金利規制や総量規制など条件が厳しくなり、合併や廃業・撤退する業者が相次いだことが挙げられる。

今後は、自主規制機関としての目的を果たすためにも、更なる協会加入率の向上に努めることとしている。

協会員数及び加入率の推移



	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	12月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月
月末協会員数	4,063	3,776	3,561	2,990	2,525	2,100	1,670	1,560	1,486	1,410
登録貸金業者数	10,108	9,115	7,564	6,178	4,909	4,057	2,828	2,589	2,455	2,350
協会加入率	40.2%	41.4%	47.1%	48.4%	51.4%	51.8%	59.1%	60.3%	60.5%	60.0%

2 コンプライアンス活動

1. 法令改正等対応

①東日本大震災対応

「東日本大震災」による資金需要者等の影響を考慮し、貸金業法の規定運用の配慮を求めた要望書を協会会長名で、金融庁長官へ平成23年4月14日付で提出した。

当協会の要請を受け平成23年4月28日交付、施行された「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」に対応し、協会員と貸金業者への周知を行うとともに、その後の延長（同年10月28日）と終了（平成24年3月31日）の周知も行った。

また、同震災による所謂二重ローン対策としての「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」について、金融庁等関係機関との調整を行い、平成23年8月22日付で協会員及び貸金業者への運用の周知を行った。

②犯罪収益移転防止法関係政省令対応

「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」を施行するため公布された政省令等について、平成24年3月28日付で協会員及び貸金業者への周知を行った。

2. 社内規則の作成支援・指導

①業務の概要

平成22年度書類監査の実施に併せ、平成22年6月の改正貸金業法第4条（完全施行）に伴い、協会員「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」第11条に則した社内態勢整備の確立を図るべく、全協会員に社内規則の提出を求め、策定状況を点検し、個別に策定の支援と指導を平成23年度に実施した。

また、平成23年1月から新規加入した協会員の社内規則を点検し、個別に策定の支援と指導を継続している。

平成24年3月末までの全協会員の社内規則の点検状況

総点検数	廃業	退会	H24.3.31時点の協会員数
1,542 業者	91 業者	41 業者	1,410 業者

平成24年3月末現在の点検結果

	適格な社内規則	不適格な社内規則	合計
1次～5次点検	1,514 業者	28 業者	1,542 業者
廃業・退会等	▲132 業者	—	▲132 業者
合計	1,382 業者 (98.0%)	28 業者 (2.0%)	1,410 業者 (100%)

社内規則の点検実施対象は、平成22年度書類監査対象1,477業者とその後の新規加入65業者の合計1,542業者となるが、平成24年3月31日時点で廃業及び退会業者が併せて132業者あり、同時点での業者数は、1,410業者となる。

指導、支援方法は、提出された社内規則の指摘箇所の指導を文書の送付と架電等で実施し、指導後の社内規則が一定の基準に達するまで継続的に実施している（5次点検まで実施）。

ほぼ一年間の支援、指導により、全協会員の98.0%までが、的確な社内規則が策定されている状況となった。

3. 業務上の問題解決支援・指導

①電話等による協会員からの業務上の各種問合せへの対応状況

協会員からの法令や諸規則等に照らした実務相談や社内規則策定、さらには広告出稿審査に係る相談や問合せ等に対応している。

協会員からの各種問合せ等・相談件数

(単位:件)

分類	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
社内規程等		1,274	1,413	152	541	1,518
広告勧誘等		601	1,239	1,457	1,411	840
法令等解釈		689	3,055	4,249	5,470	1,607
書書類関係		210	390	296	734	220
ID/パスワード		126	60	5	0	0
その他		230	513	476	942	244
計		3,130	6,670	6,635	9,098	4,429
(月平均)		783	556	553	758	369

平成23年度は、貸金業法の完全施行のあった前年度に対し、問合せ件数はほぼ半減したが、全協会員の社内規則の個別点検と指導の実施により、社内規則の問合せは前年比281%と大幅に増加した。

代表的な問合せ内容については、FAQ等として、協会ホームページで公表する他、機関誌へコンプラレポート等として掲載している。

②業務用書式及び法定交付書類等のひな型の提供等

貸金業者の業務支援として、貸金業法において交付・掲示・備付など規定されている書類等について、現在当協会が販売している業務用書式のひな型を協会員専用ホームページに掲載している。

また、販売をしていない「法定交付書類等」も同じくホームページに掲載している。

業務用書式及び法定交付書類等のひな型一覧

	書式名	根拠法令等
1	※借入申込書(顧客カード)	監督指針Ⅱ-2-12-1(1)①口
2	従業者証明書	法12条の4第1項
3	従業者名簿	法12条の4第2項
4	貸付条件表	法14条
5	○貸付契約事前説明書	法16条の2第1項
6	※連帯保証契約概要説明書	法16条の2第3項
7	○※連帯保証契約詳細説明書	法16条の2第3項
8	※連帯保証契約詳細説明書補足説明書	法16条の2第3項
9	○※借用証書	法17条第1項
10	○※連帯保証契約書	法17条第3項
11	※領収書	法18条
12	特定公正証書作成事前説明書	法20条第3項
13	債権譲渡通知書(譲渡人が譲受人に対し交付する通知)	法24条第1項
14	借入計画書(事業資金/つなぎ融資/創業資金)	施行規則10条の23第2項第4号
15	交渉経過記録簿(法19条帳簿の一部)	施行規則16条第1項第7号
16	個人情報取扱同意書(CIC社申込書用)	法41条の36第1項
17	個人情報取扱同意書(CIC社契約書用)	法41条の36第2項
18	※個人情報取扱同意書(JICC社申込書用)	法41条の36第1項
19	※個人情報取扱同意書(JICC社契約書用)	法41条の36第2項

(注) ○印があるひな型については、協会員以外の方も協会ホームページで確認が可能。

※印があるひな型については、協会員向けの業務用書式として協会支部にて販売。

③法令・判例等検索システムの提供

協会員の要望に応じて平成23年7月より、協会員に対して、法令・判例等に照らした適切性、適正性に係るインフラ整備を図ることを目的とし、民間の専門企業等が提供している法令・判例データベースに、協会の各種規程等を加え、閲覧、検索対象とする等カスタマイズを施した「法令・判例等検索システム」を、協会ホームページの協会員専用ページより提供を行っている。

同年9月より、行政・協会の処分事例を加えた「処分等事例検索システム」を追加提供している。

さらに、平成24年4月にバージョンアップを行い、収録データや更新頻度の向上、及び行政庁のパブリックコメント等の掲載も開始した。

4. 出稿広告の審査・支援・指導

①広告出稿審査の年度別実施状況

協会員の重要な営業活動である広告が、かつて誇大広告や多重債務者への引き金となる等問題視されたこと等を踏まえ、資金需要者等による業者及び商品選択にきわめて大きな影響を与えることから、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」第43条に基づき、平成20年8月の新聞・雑誌より順次テレビ・電話帳に出稿される個人向け無担保無保証貸付けの契約に係る広告について事前の出稿審査を実施しており、また、広告出稿審査対象の広告が、協会の承認を受けて出稿されているかどうかのモニタリング調査を平成20年10月から実施している。

広告出稿審査の新規申請件数

(単位：件)

媒体（審査開始時期）	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
新聞・雑誌（平成20年8月より）	662	570	866	403
電話帳（平成21年8月より）	—	179	264	194
テレビ（平成20年9月より）	31	92	113	103
合計	693	841	1,243	700

平成22年度は貸金業法完全施行実施のため、貸付条件等を変更した広告審査申請が増加したが、平成23年度は、貸金業者の減少もあり、広告審査申請は減少した。

②広告出稿のモニタリング調査結果

広告出稿審査対象の広告が、協会の承認を受けて出稿されているかどうかのモニタリング調査を、平成20年10月から実施している。

また、テレビについては、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」第48条に定める「放送時間帯」等を順守しているかどうかのモニタリング調査を平成20年4月から実施している。

新聞・雑誌、電話帳の未承認広告の割合（未承認件数／調査件数）・テレビの自主規制違反件数（全出稿件数に占める割合）

	新聞・雑誌	電話帳	テレビ
平成20年度	17.2 % (666/3,872)	—	2件 (—)
平成21年度	1.3 % (192/14,322)	—	4件 (0.09 %)
平成22年度	0.9 % (211/23,595)	13.9 % (132/948)	1件 (0.03 %)
平成23年度	0.45 % (86/19,304)	1.6 % (17/1,053)	2件 (0.05 %)

モニタリング調査を始めた平成20年度は、協会の承認を受けずに投稿された新聞広告の割合が17.2%あったが、当該広告を投稿していた協会員に対する指導、及び広告関係団体等に対する協力要請を行った結果、全媒体の未承認広告の割合は大幅に減少した。

事前審査とモニタリング調査の取り組みにより、平成23年度末時点の協会員の広告の99.5%は、適正な広告が投稿されており、広告投稿状況は大幅に健全化している。

③ 出稿広告の健全化に向けた対応状況

適正な広告が投稿されるための取り組みとして、広告関係団体等と連携した活動を実施しており、主な活動実績としては、電話帳広告の基準作成を行っているNTTタウンページ株式会社や一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人日本新聞協会、公益社団法人日本広告審査機構（JARO）との意見交換等を行っている。

また、ヤミ金融やカード現金化等の悪質な業者の広告についても監視等を実施している。

5. 法令等違反届出と措置状況

① 協会員からの法令等違反に係る届出状況

当協会は定款に基づき協会員に対し、協会員として遵守すべき法令等に違反する行為が行われていた事実を認識したとき、あるいは当協会の監査又は法に基づく検査において法令等違反の指摘を受けたときは、「法令等違反に係る届出書」を提出することを求めている。

なお、「法令等違反に係る届出書」は、当該法令等違反事案にかかる「発生原因」とともに、「是正改善の状況」と、今後予定している「再発防止策」の記載を求めている、以後の当協会における、当該協会員への必要とする個別指導の内容等を判断することとしている。

法令等違反届出該当条文別一覧表（年度別）

（単位：事案数）

該当条文等	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計	
						件数	構成比
8条（変更の届出）		59	63	161	82	365	21.9%
12条の3（貸金業務取扱主任者）		6	6	11	2	25	1.5%
12条の6（禁止行為）		6	5	8	0	19	1.1%
13条、13条の2、3、4（返済能力の調査等）		3	0	90	53	146	8.8%
14条（貸付条件等の掲示）		5	6	34	12	57	3.4%
15条（貸付条件等の広告等）		5	8	27	9	49	2.9%
16条の2（（保証）契約締結前の書面の交付）		3	6	35	38	82	4.9%
17条（契約締結時の書面の交付）		22	23	69	48	162	9.7%
18条（受取証書の交付）		11	14	30	9	64	3.8%
19条（帳簿の備付け）		26	8	48	13	95	5.7%
21条（取立て行為の規制）		23	7	36	13	79	4.8%
41条の35、36、37、38（個人信用情報の提供等）		0	0	9	44	53	3.2%
出資法5条2項（高金利の処罰）		13	3	6	1	23	1.4%
自主規制基本規則		44	34	66	32	176	10.6%
その他		56	42	116	58	272	16.3%
合計		282	225	746	414	1,667	100.0%

協会員から、平成20年度から平成23年度までに提出された法令等違反届出の総件数は1,667件となっている。

改正貸金業法は平成22年6月18日に完全施行となり、これに伴って過剰貸付けを抑制するための総量規制の導入、貸金業務取扱主任者の必置化、事前交付書面交付義務の導入などが行われたことから、平成22年度以降においては、返済能力調査等に係る法第13条等の違反と、指定信用情報機関の信用情報の取扱いに係る法第41条の35等の違反並びに事前交付書面に係る法第16条の2に違反する届出の増加が顕著なものとなっている。

なお、平成22年度の届出件数が前年度及び前々年度に比べ急増している理由は、平成23年1月に実施した協会の書類監査において、行政当局の検査で指摘を受けた「法令等違反」について確認を行ったことに伴い、過年度分にかかる法令等違反事案が多数届け出されたことによるものである。

平成23年度は、平成22年度の届出増加要因が解消し、前年対比56%に届出が減少したが、この中で41条の個人情報の提供等に関連した法令等違反で、業務委託先のシステムの不備に関連し発生した事案の届出が増加した。

システムの不具合等に起因する法令等違反については、協会設立以降頻発している状況にあったことから、再発の未然防止を図る観点から、協会ホームページ等で違反事例を紹介し、注意喚起を行っている。

②協会員に対する措置の状況

協会員から提出を受けた「法令等違反に係る届出書」については、「規律委員会」において全ての事案について、当該協会員に対する定款上の処分等の必要性等を個別事案ごとに検討し、検討の結果、処分を相当とする事案については自主規制会議等に答申を行い、同会議等に処分の決定を委ねるとともに、特に処分等の措置を不要とした事案についても、同会議等にその旨の報告を行っている。

措置件数一覧表（年度別）

（単位：会員数）

年度 措置		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
処分措置	除名	0	6	5	0	11
	会員権停止	86	51	8	3	148
	譴責	26	1	2	1	30
	小計	112	58	15	4	189
処分以外の措置	勧告	31	0	0	3	34
	文書注意	62	6	10	6	84
	小計	93	6	10	9	118
合計		205	64	25	13	307

（注）書類監査に基づく措置を含む。

平成20年度から平成23年度まで措置を行った協会員は延べ307会員であり、定款第21条による処分を行ったものは、「除名」11会員（うち協会監査によるもの10会員）、「会員権停止」148会員（同138会員）、及び「譴責」30会員（同27会員）となっている。

また、このほか、処分までに至らないまでも、定款22条に基づき「勧告」を行ったもの34会員（同29会員）、及び「文書注意」は84会員（同58会員）となっている。

処分等の措置を行った協会員は、年度ごとに減少しており、平成23年度は、除名が0会員で処分、処分以外の措置も前年から半減している。

処分等の措置を行った協会員のうち指導等が必要と認められる会員については、その後、是正改善状況及び再発防止策等の進捗状況等に係る報告書の提出を求め、その内容について個別に審査及び指導等を行っている。

6. 個人情報の漏えい等に係る報告事案

平成23年度上期（平成23年4月～同年9月）

（単位：件）

漏えい等の態様		漏えい等を起こしたもの			
		従業員	委託先配送者	配送者以外の委託先	その他
① 配送等の誤配	525	345 ※1	176 ※2	2	2
② FAX 誤送信	18	16	0	2	0
③ メールの誤送信	0	0	0	0	0
④ 誤手交	3	3	0	0	0
⑤ 口頭漏えい	1	1	0	0	0
⑥ 誤廃棄	6	6	0	0	0
⑦ 紛失	38	18	6	4	10
⑧ 信用情報機関の誤登録	0	0	0	0	0
⑨ 盗難	1	0	1	0	0
⑩ 不正アクセス	4	0	0	1	3
⑪ その他	11	7	1	1	2
合計	607	396	184	10	17

※1 345件のうち、285件が顧客からの住所変更届出なしが発生原因となっている。

※2 176件のうち、164件が郵便事業（株）による誤配が発生原因となっている。

平成23年度下期（平成23年10月～平成24年3月）

（単位：件）

漏えい等の態様		漏えい等を起こしたもの			
		従業員	委託先配送者	配送者以外の委託先	その他
① 配送等の誤配	522	339 ※3	179 ※4	4	0
② FAX 誤送信	18	14	0	1	3
③ メールの誤送信	13	12	0	1	0
④ 誤手交	1	1	0	0	0
⑤ 口頭漏えい	1	1	0	0	0
⑥ 誤廃棄	9	7	1	1	0
⑦ 紛失	33	22	5	4	2
⑧ 信用情報機関の誤登録	1	0	0	1	0
⑨ 盗難	2	0	1	1	0
⑩ 不正アクセス	3	0	0	0	3
⑪ その他	2	1	0	0	1
合計	605	397	186	13	9

※3 339件のうち、275件が顧客からの住所変更届出なしが発生原因となっている。

※4 179件のうち、161件が郵便事業（株）による誤配が発生原因となっている。

3 会員サービス管理システムの構築

①構築の背景

平成23年度は、改正貸金業法施行から5年目を迎え、日本貸金業協会の設立目的に照らし、自主規制機関として必要な取り組み内容を検討した結果、現状の会員管理システムは、求められているミッションを達成するのに十分な機能を有していないため、次に挙げる取り組みを実現することを目的として、新たな「会員サービス管理システム」を構築することとした。

- ①貸金業界全体の影響調査の必要性
- ②法令遵守の更なる徹底の必要性
- ③業界の健全化アピールの必要性

②会員サービス管理システムの概要

①業務システムの統合

業務の効率化に向け、各部・各業務毎に独立して運営されていた各業務システムを統合するとともに、業務処理工程の見える化を目的に「業務処理マニュアル」を整備した。

- ②協会員の業者情報を統合・一元化したデータベースの構築実態を把握した効果的な指導、情報の有効活用による監査の実施等を実現すべく、蓄積された業者情報を統合し、一元管理を行うとともに各種分析を可能とする「業者情報管理データベース」を構築した。

③蓄積されたデータの分析機能・分析環境の整備

利用者が利用者自身の手でタイムリーにデータ分析を可能とする分析ツールを導入し、情報の有効活用を可能とする環境整備を行った。

③今後の展開

会員サービス管理システム構築により、業者情報の登録環境が整備され、一元管理された協会員の業者情報が蓄積されることにより、分析環境が一層整っていくこととなる。

今後は、協会員のステータス向上のために、分析ツールを活用した新たなサービスの開発や個別の協会員へのきめ細かい指導等について実施を検討することとしている。

4 相談・苦情・紛争

1. 概況

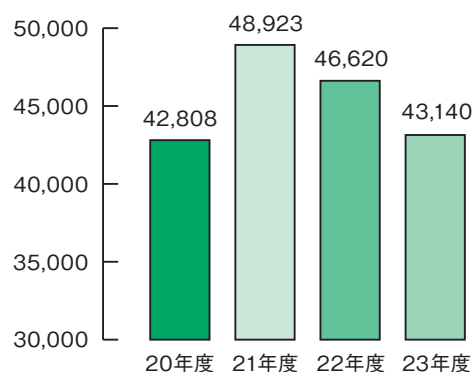
①総アクセス数

平成23年度（平成23年4月1日～平成24年3月31日）における相談、貸金業務等関連苦情（以下「苦情」という。）の受付件数は、「相談」が42,886件、「苦情」が247件であり、相談・苦情小計では、43,133件であった。また、平成22年10月1日より開始した貸金業務関連紛争（以下「紛争」という。）の平成23年度受理件数は7件であり「相談・苦情・紛争」の総アクセス数は43,140件となっている。

「相談」・「苦情」におけるアクセス方法別では、

総アクセス数の推移

(件)



電話による受付が42,607件（98.8%）、貸金業相談・紛争解決センターや都道府県支部相談窓口への来協による受付が431件（1.0%）、文書等によるものが95件（0.2%）であった。

総アクセス数の年次別推移では、平成21年度において前年対比+6,115件（+14.3%）の増加がみられたものの、平成22年度は前年対比-2,308件（-4.7%）、平成23年度は前年対比-3,482件（-7.5%）と連続してゆるやかな減少傾向となった。

②アクセス者の属性（相談・苦情）

「相談」「苦情」のアクセス者の男女別分類では、「男性」が21,373人（49.6%）、「女性」が21,655人（50.2%）、不明が105人（0.2%）であった。また、アクセス者を「債務を抱えた本人」と「本人以外（配偶者・親族等）」に分類すると、「債務者本人」が34,681人（80.4%）、「親族」が3,822人（8.9%）、「配偶者」が2,061人（4.8%）、友人や会社上司などの「私的第三者」が756人（1.8%）等であった。

2. 相談

①受付件数

「相談」として対応した件数は42,886件であり、月間の平均件数は約3,573件であった。平成22年度との比較では、-3,377件（-7.3%）と減少になっている。

②相談内容

相談内容別では、貸金業者に連絡を取りたいが電話が繋がらない等の「業者の連絡先」が11,920件（27.8%）と最も多く、次いで契約内容に関して確認したい等とする「契約内容」が7,332件（17.1%）、貸付自粛制度に関する相談・問合せの「貸付自粛依頼・撤回」が4,668件（10.9%）、財務局及び知事登録の有無を確認したいとする「登録業者確認」が3,438件（8.0%）、融資先を紹介してほしいといった相談・問合せの「融資関連」が3,174件（7.4%）、多重債務等により返済に支障をきたしたことによる相談の「返済困難」が1,724件（4.0%）、過払金に関する相談の「過払金」が1,638件（3.8%）等であった。

相談内容別推移

（単位：件）

相談内容	22 平 年 成 度	平成23年度												年度計	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	構成比	前年対比 増減率
業者の連絡先	8,899	1,027	916	956	964	1,007	925	1,020	1,062	832	923	1,114	1,174	11,920	27.8%
契約内容	4,873	397	482	527	549	631	613	659	634	624	661	740	815	7,332	17.1%
貸付自粛依頼・撤回	5,030	348	385	423	412	414	407	400	337	289	376	447	430	4,668	10.9%
登録業者確認	4,569	308	319	389	307	326	348	260	239	189	260	252	241	3,438	8.0%
融資関連	5,380	256	324	280	225	305	312	251	233	161	236	264	327	3,174	7.4%
返済困難	3,008	225	191	163	159	135	141	135	122	100	105	122	126	1,724	4.0%
過払金	3,428	195	194	221	115	140	113	142	109	87	118	102	102	1,638	3.8%
信用情報	2,039	168	151	135	95	139	110	88	95	66	76	122	108	1,353	3.2%
ヤミ金融・違法業者被害なし	1,340	124	121	105	109	119	105	95	78	83	82	74	88	1,183	2.8%
身分証明書等の紛失等	1,061	78	84	72	57	78	67	57	61	64	66	59	71	814	1.9%
ヤミ金融・違法業者被害あり	852	77	69	95	76	83	61	60	48	47	50	66	58	790	1.8%
返済義務	753	53	61	50	43	47	51	52	56	40	47	55	48	603	1.4%
金利・計算方法	473	33	38	28	20	27	33	29	18	13	13	25	18	295	0.7%
帳簿の開示	226	20	24	20	6	13	18	16	7	12	3	14	8	161	0.4%
自己破産・調停・民事再生手続き	156	2	11	9	2	14	9	4	5	1	7	4	3	71	0.2%
ダイレクトメール	80	5	9	4	9	5	5	7	7	4	0	1	6	62	0.1%
保証人関係	70	3	5	5	11	1	4	7	6	6	4	3	5	60	0.1%
手数料	39	2	2	4	3	7	7	2	3	4	1	3	5	43	0.1%
その他	3,987	195	216	346	314	300	277	312	339	274	273	380	331	3,557	8.3%
計	46,263	3,516	3,602	3,832	3,476	3,791	3,606	3,596	3,459	2,896	3,301	3,847	3,964	42,886	100.0%

(参考1)東日本大震災に関する相談内容

平成23年度において電話相談183件に対応した。月次推移は月を追うごとに減少している。なお、苦情事案は発生していない。相談者の居住地別分類では、宮城県が75件(41.0%)と最も多く、次いで福島県が55件(30.1%)、岩手県及び茨城県が各々19件(10.4%)等であった。なお、震災発生直後の平成23年3月14日から同月31日までに対応した82件を合算すると、平成24年3月末時点における累計の対応数は265件であった。

東日本大震災に関する相談内容別推移

(単位:件)

分類	年度	平成 23 年度												年度計	合計 (22年度+23年度)	
	平成22年度	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月			3月
支払困難		45	58	19	10	11	3	6	3	4	3	4	3	1	125	170
融資希望		9	9	5	6	2	1	1	1	0	0	1	0	0	26	35
支払手続困難		26	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	31
その他		2	3	7	8	2	1	1	1	0	0	1	3	0	27	29
合計		82	75	31	24	15	5	8	5	4	3	6	6	1	183	265

(参考2)「過払金」に関する相談件数推移

過払金関連の相談・問合せ件数は1,638件であり、平成22年度との比較では、-1,790件(-52.2%)であった。その内、株式会社武富士に関する相談・問合せは、267件であり、平成22年度と比較すると-745件(-73.6%)と大幅な減少となっている。

③対応結果

相談者が訴える問題に対して助言や情報提供等による対応を行ったが、その中で最も多いものは、「協会の指導による処理・是正・助言等」が29,532件(68.9%)であった。次いで、「情報提供」が7,060件(16.5%)、「他機関への紹介」が6,153件(14.3%)、等であった。

「他機関への紹介」として案内した相談機関は、個人信用情報の開示等に関する「信用情報機関」が2,224件(36.1%)と最も多く、次いで知事登録業者の監督官庁として案内した「都道府県」が1,024件(16.6%)、法的トラブル解決の総合案内所として機能している「法テラス」が632件(10.3%)、債務整理等を担う機関としての「弁護士会・司法書士会」が507件(8.2%)、ヤミ金被害等に関する相談窓口の「警察」が478件(7.8%)等であった。

④生活再建支援(カウンセリング)

貸金業相談・紛争解決センターでは、多重債務者が抱える問題の抜本的解決に向け、家計改善による生活の立て直し及び買い物癖やギャンブル癖等により債務を抱えた相談者に対しての心理カウンセリングによる再発防止を目的とした支援を行っており、平成23年度において、新規相談者116人(債務者本人:43人、配偶者・親族:73人)に対し530回の来協及び電話による相談(以下「面接等」という。)を実施した。また、平成22年度以前からの継続相談予定者84人のうち、平成23年度においては、63人(債務者本人:23人、配偶者・親族:40人)に対し419回の面接等を実施し、新規相談者と継続相談者を合算した平成23年度における面接等の合計は、179人(債務者本人:66人、配偶者・親族:113人)の949回であった。

なお、949回のなかで来協による面接相談が186回(19.6%)、電話相談が763回(80.4%)である。面接に要した時間合計は914時間、1回の平均面接等時間は約58分であった。

相談者の人数と面接回数

項目		債務者本人	本人以外(配偶者・親族)	合計
新規相談者	相談者数	43人	73人	116人
	面接回数	189回	341回	530回
継続相談者	相談者数	23人	40人	63人
	面接回数	160回	259回	419回
合計	相談者数	66人	113人	179人
	面接回数	349回	600回	949回

<受付体制>

- 相談はすべて無料
- 電話または来所によるカウンセリングを実施（来所については本部のみで対応）
- 電話によるカウンセリングの場合は、相談者の電話料金の負担を考慮し協会から架電することで対処
- 相談者が重度の依存症等の場合は、必要に応じて専門の医療機関等を案内
- 初回相談時間は90分、継続相談時間は60分を設定
- 認定心理士、産業カウンセラー等の有資格者及びトレーニングを受けたスタッフ7名が専任カウンセラーとして対応 ※平成24年3月現在

3. 苦情

① 受付件数

苦情処理の合計は、下表に示すとおり247件であり、月間の平均件数は約21件であった。また、平成22年度（352件）との比較では、－105件（－29.8％）であり、平成21年度（785件）から大幅な減少基調が続いている。247件のうち、電話による申立ては186件（75.3％）、次いで文書によるものが14件（5.7％）、貸金業相談・紛争解決センターや支部相談窓口への来協による申立てが7件（2.8％）、その他が40件（16.2％）であるが、ほとんどが行政窓口や日本クレジットカウンセリング協会等から対応要請があったものである。なお、登録管轄別では、財務局登録業者が169件、都道府県知事登録業者が78件である。

② 苦情内容

苦情内容別では、「帳簿の開示」が54件（21.9％）、「契約内容」が53件（21.5％）、「取立て行為」が46件（18.6％）、「事務処理」が30件（12.1％）、「過払金」、「個人情報」が各々19件（7.7％）であった。なお、「その他」の5件は、『接客や電話対応に納得いかなかった』といったものである。

苦情内容別推移

(単位:件)

苦情内容	22平成 年度	平成23年度												年度計		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	構成比	前年対比 増減率	
帳簿の開示	85	10	3	7	12	7	4	0	2	1	2	5	1	54	21.9%	-36.5%
契約内容	59	7	5	7	4	7	5	3	3	5	3	2	2	53	21.5%	-10.2%
取立て行為	77	5	5	4	1	3	4	5	4	2	4	9	0	46	18.6%	-40.3%
事務処理	20	4	2	4	2	1	2	3	5	4	2	0	1	30	12.1%	50.0%
個人情報	28	2	2	2	3	0	4	1	1	1	0	2	1	19	7.7%	-32.1%
過払金	21	5	0	1	0	0	1	4	3	2	1	1	1	19	7.7%	-9.5%
融資関連	32	0	0	0	0	4	3	1	0	0	0	1	1	10	4.0%	-68.8%
広告・勧誘 (詐称以外)	2	0	0	1	1	0	2	1	0	1	0	0	0	6	2.4%	200.0%
過剰貸付け	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	4	1.6%	－
年金担保	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4%	0.0%
保証契約	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	－
金利	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	－
行政当局詐称・ 登録業者詐称	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	－
その他	15	1	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	0	5	2.0%	-66.7%
合計	352	34	18	27	23	24	25	19	19	19	12	20	7	247	100.0%	-29.8%

③ 処理結果

協会に寄せられた247件に対して事実確認等を行い、中立・公正な対応を行った結果、「協会による処理・是正・助言等」が228件と全体の92.3％を占める。以下、「打ち切り」が7件、「紛争受付課へ移行」が3件、「他機関への紹介」が2件、「取下げ」が1件、「その他」が2件（連絡不能状態の申立人へ文書にて回答したもの、結果連絡中に申立人から一方的に電話を切ったもの）であった。

なお、平成24年3月末現在における継続中の事案は4件である。

4. 紛争

① 手続実施基本契約の締結状況

当協会は、平成22年9月15日、金融庁長官より指定紛争解決機関として指定を受け、同年10月1日に紛争解決業務を開始し1年半が経過した。平成24年2月末現在、金融庁公表ベースの貸金業者における手続実施基本契約の締結状況については、協会員が1,427社、非協会員が942社、合計2,369社が締結済みであり、全登録貸金業者2,371社に対する契約率は99.9%である。なお、残りの貸金業者は廃業予定である。

② 紛争解決手続の受理状況

平成23年度における紛争事案の受理件数（新受付件数）は7件であり、平成22年度下半期（平成22年10月1日～平成23年3月31日）の紛争事案未済件数2件を加えると当年度の係属事案は9件である。新受付事案の内容別では、「契約内容」が3件、「融資関係」、「過払金」、「帳簿の開示」、「その他（弁済条件）」が各々1件であった。申立ての態様では、7件中4件が苦情からの移行申立てであった。

③ 紛争解決手続の対応状況

係属事案9件のうち、平成23年度において6件が紛争解決手続を終了した。終了事由は、「和解成立」が2件、「取下げ」が2件、「その他」が2件（判決の確定・相手方貸金業者の廃業）であった。

事例1

類型	損害賠償請求	受理日	平成23年4月
申立人	資金需要者	終了日	平成23年9月
相手方	貸金業者	聴聞回数	2回
紛争の概要	申立人は、契約の一方当事者から不動産の購入資金の融資を受ける契約を締結し、当該融資につき相手方と保証委託契約を結んだ。また、申立人は、相手方が指定する建築業者と自社ビルの建築請負契約を結び、相手方がそれを保証すること並びに上記契約の一方当事者が建築代金相当額の融資をすることを相手方が約束するという内容の、申立人、相手方、建築業者による三者間合意を取り交わした。さらに、申立人は、上記不動産に相手方を権利者とする根拠当権を設定した。しかし、上記契約の一方当事者は、建築代金相当額を融資せず、申立人は、相手方が上記不動産の根拠当権を抹消しないことから金融機関の融資も受けられず、自社ビルの請負代金を支払うことができなくなったので、相手方が代位弁済をしたうえで上記合意に基づいて自社ビルの所有権を主張したことから、申立人は、自社ビルにつき賃貸借契約を締結していたテナントからの得べかりし賃料を得ることができなくなり、当事者同士では解決を図ることができなかった。		
紛争解決の状況	【取下げ】 相手方を原告、申立人を被告とする自社ビルの所有権確認訴訟が裁判所に係属しているところ、同訴訟につき、申立人が本件とほぼ同一内容の反訴を提起していることが判明したことから、紛争解決委員は、聴聞期日において、当事者双方から裁判の進捗状況を聴取し、裁判手続の中で和解が試みられていたが和解成立に至らないことを受け、紛争解決手続において和解成立の見込みが薄いことを申し述べ、申立人は取下げをした。		

事例2

類型	過払金返還請求	受理日	平成23年10月
申立人	資金需要者	終了日	平成24年3月
相手方	貸金業者	聴聞回数	4回
紛争の概要	申立人は、相手方に対し、取引履歴に基づいた取引を利息制限法により引き直した計算後の過払金の金額及び法定利率による遅延損害金の満額の支払を請求したが、相手方と折り合わず当事者間での解決が困難となった。		
紛争解決の状況	【和解成立】紛争解決委員が過払金返還額についての和解案を提示して受諾勧告し、当事者双方が受諾した。		

事例3

類型	帳簿の開示	受理日	平成23年11月
申立人	資金需要者	終了日	平成24年2月
相手方	貸金業者	聴聞回数	3回
紛争の概要	申立人は、相手方発行のカードを利用してキャッシングを続けてきたが、ある時、相手方より会員番号の異なる新たなカードが送られてきたため、カードの更新と考えて旧カードを廃棄した上、新カードを使用していたが、その後、相手方から取り寄せた取引履歴に、身に覚えのない取引がいくつか見られた。これは新カードが送られてきたことと関係があり、相手方の職員が申立人名義のカードを偽造して行った不正行為の結果である、と主張して、これらの取引を除外した正しい内容の帳簿の開示、及び、身に覚えのない取引がなかったものとして取引履歴を計算し直すと、申立人の支払い超過となっているとして、その返還を求めた。これに対し、相手方は申立人の主張事実を全面的に争い、当事者同士では解決を図ることができなかった。		
紛争解決の状況	【取下げ】 当事者間の事実関係の認識に大きな隔たりがあり、また申立人が紛争解決委員の求める資料の提出を拒んだため、紛争解決手続による事案の解決が困難となった。結局、申立人が本件申立を取り下げた。		

5. 貸付自粛

各都道府県支部を窓口として、来協による「登録」、「撤回」、「訂正」の受付けを行ったが、平成23年度の受付件数は、「登録」が1,350件、「撤回」が604件、「訂正」が5件であり、合計では1,959件であった。平成22年度との比較では、-138件（-6.6%）であった。

6. ヤミ金被害等における相談状況

平成23年度におけるヤミ金被害関連の相談・問合せは1,973件であり、相談全体（42,886件）の4.6%を占める。そのうち、「保証金をだまし取られた」、「勝手に振り込まれたあげく、脅迫的な取り立てにあっている」など、金銭的な実被害を被っていることによる相談「ヤミ金融・違法業者被害あり」が790件（40.0%）、「登録業者かどうか事前に確認したい」といった実被害を被る前段階での相談「ヤミ金融・違法業者被害なし」が1,183件（60.0%）であった。後者はヤミ金等による被害を水際で回避することができたケースである。年度別比較においては、平成22年度は平成21年度対比-30.9%と大幅な減少となったが、平成23年度と平成22年度との比較では-219件（-10.0%）となっている。

相談対応において、資金需要者等の利益の保護を第一として、振り込め詐欺救済法による振り込み預金口座の取引停止等の対処の可能性について助言するとともに、債務の根本原因を聴きとることで、ヤミ金被害への対処後における生活再建支援を案内している。また、入手したヤミ金関連情報を金融庁・財務局・警察当局へ提供し被害の拡大防止に努めている。

5 監査の実施

1. 業務の概要

当協会の監査は、貸金業務の適正な運営と資金需要者等の信頼を確保することを目的として、協会の法令、法令に基づく行政官庁の処分もしくは定款、業務規程その他の規則の遵守の状況、ならびに協会の営業及び財産の状況またはその帳簿書類その他の物件を、定款に基づき、実地監査及び書類監査を実施している。

2. 協会設立からの監査について

協会設立初年度の平成19年度（平成19年12月～平成20年3月）における監査においては、協会の法令及び貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則の理解が不十分であることを踏まえ、これら法令等の遵守態勢及び内部管理態勢の整備を促す観点から、全協会員を対象とする書類監査を実施した。

平成20年度は、協会の法令・その他諸規則の遵守態勢及びそれらを遵守するための内部管理態勢の整備を促す観点から、コンプライアンスの運用状況、過剰貸付、取立行為等に関する社内規則の整備・運用状況等を重点事項として点検を実施し、更なるコンプライアンスの意識向上を図った。

また、平成20年度からは、全協会員を対象とした書類監査に加え、協会監査員が協会の営業所等に出向いて行う実地監査を実施した。

平成21年度についても引き続き協会の法令・諸規則の遵守状況と内部管理態勢の運用状況を確認する観点から、過剰貸付、取立行為、取引履歴の開示等の社内規則に沿った業務運営が実際に行われているかを重点事項とし、効率的な監査の実現を図った。

また、貸金業法3条施行に伴う対応状況についても重点的に点検を実施した。

平成22年度は、貸金業法の完全施行に伴い、貸金業務の適正な運営を確保する観点から、コンプライアンスの運用状況、完全施行に対応した社内規則と内部管理態勢の整備・運用状況等を重点事項として点検し、法令等遵守の更なる徹底を求めた。

以上のように、協会発足後これまでコンプライアンスの徹底、内部管理態勢の整備を求めてきた結果、書類監査では概ね合格レベルと認められるA、B評価の割合は、平成19年度の初回監査では全体の13%であったものが逐年改善が進み、平成23年度では92%を占めるまでになっている。

また、一般実地監査においても法令違反等を始めとする指摘数は年々減少しているなど、協会における法令等遵守態勢及び内部管理態勢は急速に整備・進展しているものと認められる。

今後の監査については、上記の状況を踏まえ、書類監査におけるC評価以下の協会会員への対応と併せて、それ以外の協会会員に対しては、コンプライアンス及び内部管理態勢の更なる充実を図るため、これまでの実態把握・指摘重視の監査から、改善・指導に重点を置いたものとする。

3. 平成23年度の監査について

①実地監査

①実地監査の概要

平成23年度では、改正貸金業法の完全施行に伴い必要となる各種態勢の整備状況等について法令・自主規制基本規則等の内容を踏まえて検証するとともに、協会自身自身の業務運営に関する自己改善努力を最大限に活かしつつこれを補完し、監査結果及び監査員による指導が協会の内部管理態勢の持続的な改善等に確実に結びつくような効率的で効果的な監査を機動的に実施した。

②監査の重点事項

①内部管理態勢の運用状況

- ㊦総量規制に対応した社内規則等の整備及び運用状況
- ㊧取立行為に関する社内規則等の整備及び運用状況
- ㊨外部委託に関する社内規則等の整備及び運用状況
- ㊩苦情及び紛争等の対応に関する社内規則等の整備及び運用状況
- ㊪完全施行後の協会の経営実態及び経営者の意見等の情報収集

③監査対象先の選定

実地監査の対象候補の選定にあたっては、以下のことを考慮して選定した。

- ㊦地域の偏りがないように選定（東日本大震災で災害救助法が適用された県は対象外）
- ㊧消費者向貸金業者と事業者向貸金業者を中心にできるだけ多くの業態区分から選定
- ㊨融資残高200億円未満の協会員を中心に選定
- ㊩書類監査の評価が低い協会員、苦情相談を受付けた協会員、法令等違反に係る届出を提出した協会員等から選定

④実地監査の実施状況

実地監査は、協会員数が減少している中で、一般監査の監査先数は増加傾向にある。

実地監査数は、平成21年度～平成22年度では実地監査数を50社程度であったが、平成23年度は75社に増加させている。

これは、平成21年度～平成22年度の書類監査において2年連続でC評価以下の協会員が相当数存在し、これらの協会員に対し早急に実地監査等による指導を行う必要性があると判断したためである。

また、監査実施態勢面においても、協会発足から3年が経過し、監査手法の確立と監査能力の向上等その整備が図られてきたことによるものである。

このほか、実地監査では、協会監査で改善報告を求めた協会員に対するフォローアップ監査などを、特別監査により点検を行っており、平成23年度における特別監査は、フォローアップ監査・機動的監査を合わせて9会員に対して実施した。

監査の実施状況

（単位：会員）

監査の種類	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般監査	29	56	52	75
特別監査	3	8	9	9
うちフォローアップ監査	-	8	7	7
うち機動的監査	3	-	2	2
合計	32	64	61	84

⑤監査結果の概要

1 監査結果の推移

一般監査における指摘事項の総件数は減少傾向にある。

各年度の指摘総件数を実地監査を実施した協会員数で割った一協会員当たりの指摘件数を比較すると、平成20年度の6.3件から平成23年度は0.4件と、大きく減少している。

また、実地監査で指摘事項がなかった協会員の比率は、平成20年度の0%から平成23年度約83%と増加しているなど、協会員のコンプライアンス意識の向上、書類監査の継続実施等により、協会員の内部管理態勢及び法令等遵守態勢の整備が改善されており、監査による実効性があがっていると認められる。

監査結果の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般監査の実施会員数 (A)	29	56	52	75
指摘事項の総件数 (B)	183	171	72	30
1会員当たりの指摘件数 (B/A)	6.3	3.1	1.4	0.4
指摘がなかった会員数 (C)	0	5	26	62
指摘がなかった会員の比率 (C/A)	0%	8.9%	50.0%	82.7%

2 指摘件数

平成23年度実地監査（一般監査）における指摘件数は30件で、平成22年度の72件に比べ大幅に減少している。

指摘件数

(単位: 件)

指摘項目		平成23年度			平成22年度		
		指摘件数	法令等違反	法令等違反のおそれ	指摘件数	法令等違反	法令等違反のおそれ
一般監査	貸金業法	27	13	14	55	28	27
	自主規制関連	3	1	2	13	10	3
	その他法令	0	0	0	4	3	1
一般監査合計		30	14	16	72	41	31
特別監査	貸金業法	18	13	5	16	7	9
	自主規制関連	8	6	2	4	2	2
	その他法令	1	1	0	2	0	2
特別監査合計		27	20	7	22	9	13
総計		57	34	23	94	50	44

(注1) 「法令等違反のおそれ」とは、「法令等違反」とまでは認められないものの、法令等に違反するおそれがあると判断した事項、もしくは記載項目の一部に記入漏れ、様式不備がある等、重大なものとまでは言えない軽微な不備事項である。

(注2) その他法令とは、貸金業法・自主規制基本規則以外で貸金業務に適用される法令で、個人情報保護法、犯罪による収益の移転防止に関する法律、金融商品取引法等である。

また、全ての指摘事項に対して改善指導を行うとともに、法令等違反の指摘を行った会員に対しては、「法令等違反に係る届出書」の提出を求めた。(監査終了後に廃業した会員は除く)

3 指摘事項の内容

平成23年度における指摘件数総計57件の指摘事項の内容は、書面の交付に関するものが多い。

指摘事項の内容

法令等	指摘の概要	平成23年度		平成22年度	
		法令等違反	法令等違反のおそれ	法令等違反	法令等違反のおそれ
貸金業法	貸金6条			1	
	貸金8条	1			1
	貸金12条の3	1			
	貸金12条の2の2				1
	貸金12条の4	1			
	貸金12条の6			1	
	貸金12条の8	1			
	貸金13条	2		2	
	貸金13条の2	2		2	
	貸金13条の3	1	1		
	貸金13条の4	1			
	貸金15条			2	
	貸金16条				1
	貸金16条の2	7	4	12	2
	貸金17条	2	12	5	19
	貸金18条	3		3	
	貸金19条	1	2	5	11
	貸金21条	1			
	貸金22条			1	
	貸金23条	1			
	貸金41条の35	1		1	
	施行12条				1
貸金業法計		26	19	35	36
自主規制基本規則	定款12条	1		4	
	定款14条	1			
	自主11条	3	2	3	1
	自主19条			2	
	自主22条	1	1	1	3
	自主32条			1	
	自主58条		1		
	自主66条			1	
	定款規則5条	1			
	社内細則5条				1
自主規制基本規則計		7	4	12	5
その他法令	個人18条			1	
	犯収4条			1	
	犯収6条	1			3
	金商29条			1	
その他法令計		1	0	3	3
総計		34	23	50	44

(注) 貸金：貸金業法
 定款：日本貸金業協会定款
 定款規則：日本貸金業協会定款の施行に関する規則
 個人：個人情報の保護に関する法律
 金商：金融商品取引法

施行：貸金業法施行規則
 自主：貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則
 社内細則：業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則
 犯収：犯罪による収益の移転防止に関する法律

4 参考（実地監査の日数・規模・業態等の内訳）

監査日数別の会員数

監査日数	一般監査		特別監査	
	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度
1日間	0 会員	0 会員	1 会員	0 会員
2日間	1 会員	2 会員	0 会員	1 会員
3日間	13 会員	3 会員	3 会員	0 会員
4日間	59 会員	47 会員	4 会員	8 会員
5日間	2 会員	0 会員	0 会員	0 会員
17日間	0 会員	0 会員	1 会員	0 会員
合計	75 会員	52 会員	9 会員	9 会員

資本金別の会員数

資本金	一般監査		特別監査	
	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度
1億円以上	6 会員	7 会員	0 会員	0 会員
5千万円以上～1億円未満	22 会員	20 会員	1 会員	2 会員
2千万円以上～5千万円未満	23 会員	8 会員	3 会員	2 会員
2千万円未満	17 会員	9 会員	3 会員	3 会員
個人事業者	7 会員	8 会員	2 会員	2 会員
合計	75 会員	52 会員	9 会員	9 会員

融資残高別の会員数

融資残高	一般監査		特別監査	
	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度
50 億円以上	5 会員	3 会員	0 会員	0 会員
10 億円以上～ 50 億円未満	20 会員	12 会員	3 会員	0 会員
1 億円以上～ 10 億円未満	33 会員	25 会員	2 会員	6 会員
5 千万円以上～ 1 億円未満	12 会員	10 会員	3 会員	1 会員
5 千万円未満	5 会員	2 会員	1 会員	2 会員
合計	75 会員	52 会員	9 会員	9 会員

業態区分別の会員数

事業区分	平成23年度		平成22年度	
	実施会員数	登録会員数	実施会員数	登録会員数
1：消費者向無担保貸金業者	34 会員	634 会員	24 会員	925 会員
2：消費者向有担保貸金業者	5 会員	139 会員	4 会員	180 会員
3：消費者向住宅向貸金業者	1 会員	30 会員	1 会員	38 会員
4：事業者向貸金業者	18 会員	374 会員	11 会員	464 会員
5：手形割引業者	2 会員	66 会員	4 会員	74 会員
6：クレジットカード会社	7 会員	157 会員	1 会員	166 会員
7：信販会社	2 会員	46 会員	1 会員	50 会員
8：流通・メーカー系会社	2 会員	25 会員	3 会員	29 会員
9：建設・不動産業者	2 会員	39 会員	2 会員	53 会員
10：質屋	0 会員	3 会員	0 会員	4 会員
11：リース会社	2 会員	39 会員	1 会員	41 会員
12：日賦貸金業者	0 会員	8 会員	0 会員	57 会員
合計	75 会員	1,560 会員	52 会員	2,081 会員

貸金業務従事者数別の会員数

貸金業務従事者数	平成23年度		平成22年度	
	一般監査	特別監査	一般監査	特別監査
1 人	5 会員	3 会員	5 会員	1 会員
2 人～3 人	26 会員	2 会員	15 会員	5 会員
4 人～5 人	19 会員	2 会員	12 会員	3 会員
6 人～9 人	6 会員	2 会員	11 会員	0 会員
10 人～19 人	3 会員	0 会員	1 会員	0 会員
20 人以上	16 会員	0 会員	8 会員	0 会員
合計	75 会員	9 会員	52 会員	9 会員

②書類監査

①書類監査の概要

1 目的

平成23年度の書類監査は、「実地監査と書類監査の相互補完による監査効果の最大限の発揮を図り、監査結果が協会員の内部管理態勢の持続的な改善等に確実に結びつくような効率的・効果的な監査を実施する」との監査方針に基づき、全協会員を対象に法令等の遵守態勢および内部管理態勢の実施状況について監査した。

2 実施の概要

平成23年度書類監査は、平成23年12月末現在の1,454会員を対象に法令等の遵守態勢及び内部管理態勢の実施状況について、書類監査報告書に回答を求める方法で監査を実施した。

また、書類監査の効率化への取り組みとして、平成23年度より郵送のほかにメール添付方式による「書類監査報告書」の提出も可能とした。

監査の項目は、貸金業務の適切な運営を確保するために必要な経営管理等から過払金支払までの20項目、設問数は全72問とし、提出された書類監査報告書をもとに監査員が各設問を点検し、実施状況を確認した。

評価方法は、全設問数に対する「実施が確認できた設問数」の割合（実施率）により、A～Eの5段階で評価した。

評価方法

評価	実施状況	実施率
A	すべて実施している	100%
B	ほぼ実施している	90%～100%未満
C	実施が不十分である事項が見受けられる	70%～90%未満
D	実施が不十分である事項が多数見受けられる	50%～70%未満
E	実施が不十分であり多岐にわたり不備が見受けられる	50%未満

②監査の実地状況

全協会員を対象に実施している書類監査に対する協会員の協力度合いは年々改善してきており、書類監査未提出協会員数でみると、平成19年度の150会員（未提出割合4.3%）から平成23年度は1会員（同割合0.1%）と、協会員の監査並びにコンプライアンスに対する認識の向上が認められる。

なお、平成23年度より行っているメール添付方式による提出は、268会員で全提出数の19.4%となった。

報告書提出状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
報告書提出会員数	3,299	2,638	2,005	1,515	1,378
（構成割合）	95.7%	95.8%	98.2%	99.7%	99.9%
報告書未提出会員数	150	117	37	5	1
（構成割合）	4.3%	4.2%	1.8%	0.3%	0.1%
合計	3,449	2,755	2,042	1,520	1,379
（構成割合）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（注）平成23年度書類監査の対象1,454会員のうち75会員は、監査途中に廃業等により協会員ではなくなったため、監査報告書の提出対象は1,379会員となった。

③監査結果の概要

1 監査結果（評価）の推移

書類監査結果を評価の状況でみると、ほぼ合格レベルと認められるA及びB評価の構成割合が平成19年度の13%から平成23年度は92%と大幅な改善が認められる。

一方、改善を要すると認められるC、D及びE評価の構成割合は、平成19年度の83%から平成23年度は8%と大幅に減少してきているが、この8%の協会員に対する改善指導に注力していく必要がある。

監査結果の推移

評価	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	協会員数	構成比 (%)	協会員数	構成比 (%)	協会員数	構成比 (%)	協会員数	構成比 (%)	協会員数	構成比 (%)
A	430	13	341	13	483	24	395	26	672	49
B			1,143	43	1,018	51	831	55	590	43
C	1,071	32	768	29	362	18	197	13	91	6
D	1,682	51	357	14	114	6	78	5	25	2
E			29	1	28	1	14	1	0	0
評価対象外	116	4	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	3,299	100	2,638	100	2,005	100	1,515	100	1,378	100

② 実施率（設問数に対する「実施が確認できた設問数」の割合）

● 平均実施率

全設問に対する平均実施率は、平成 23 年度は 96.8 % と平成 22 年度より 3.3 % 改善している。

平均実施率

	平成 23 年度 (平成 24 年 4 月 25 日現在)	平成 22 年度
設問数	72 問	75 問
平均実施率	96.8 %	93.5 %

● 設問別実施率

平成 23 年度の設問ごとの実施率は、① 経営管理等～⑱ 過払金支払の全項目において平成 22 年度より改善している。

今回、実施率が低い⑤ 本人確認、⑧ 貸金業務取扱主任者、⑨ 禁止行為は、業務の検証不足が目立っている。

設問別実施率

項目	設問	実施率	項目	設問	実施率	項目	設問	実施率
① 経営管理等	3	97.1 %	⑦ 苦情等対応	3	95.8 %	⑬ 書面の交付	7	97.9 %
② 法令等遵守	10	98.7 %	⑧ 貸金主任者	1	92.8 %	⑭ 取立て行為	3	97.2 %
② - (2) 反社会的	2	95.4 %	⑨ 禁止行為	1	93.1 %	⑮ 履歴の開示	3	94.2 %
③ 個人情報	5	98.0 %	⑨ - (2) 利息保証	2	96.1 %	⑯ 債権譲渡等	3	98.6 %
④ 外部委託	3	99.1 %	⑩ 契約の説明	4	96.3 %	⑰ 営業店登録	2	93.5 %
⑤ 本人確認	2	91.8 %	⑪ 過剰貸付け	11	97.7 %	⑱ 過払金支払	1	95.3 %
⑥ 相談助言	3	95.8 %	⑫ 広告の取扱	3	97.4 %	全体	72	96.8 %

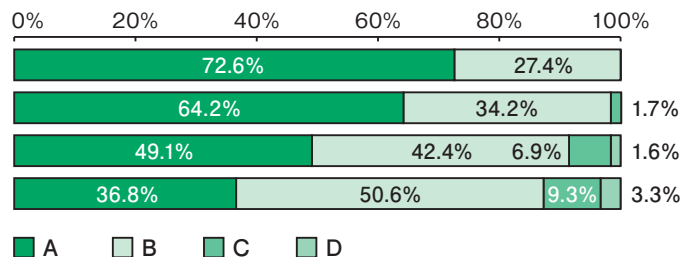
3 評価構成

●資本金別評価構成

A評価の構成比は、規模が大きい協会員ほど高く、個人事業者（資本金0）が低い。

資本金別評価構成

資本金別	会員数	平均実施率
10億円以上	95	99.5%
1億～10億未満	120	96.9%
1億未満	799	96.7%
0(個人)	364	95.2%

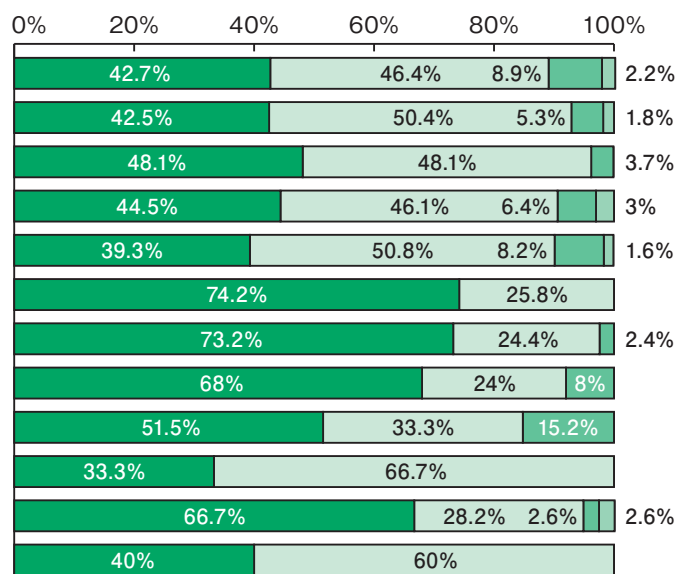


●業態区分別評価構成

A評価の構成比は規模の大きい法人（クレジット・信販会社等）では、7割を超しているが、協会員数の多い消費者向無担保・有担保貸金業者は4割強となっている。

業態区分別評価構成

業態別	会員数	平均実施率
消費者向無担保貸金業者	550	96.0%
消費者向有担保貸金業者	113	96.7%
消費者向住宅向貸金業者	27	97.8%
事業者向貸金業者	330	96.2%
手形割引業者	61	96.1%
クレジットカード会社	151	99.4%
信販会社	41	98.5%
流通・メーカー系会社	25	98.5%
建設・不動産業者	33	96.4%
質屋	3	97.5%
リース会社	39	98.2%
日賦貸金業者	5	97.7%

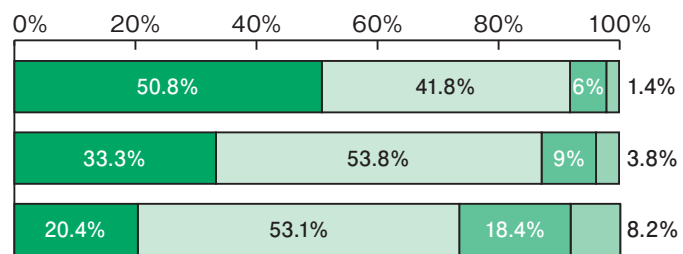


●協会加入年数別評価構成

協会加入年数が長い程（書類監査を受けた回数が多い）、A評価が多くなる。

協会加入年数別評価構成

加入年数	会員数	平均実施率
加入2年以上 (書類監査3回目以上)	1251	97.0%
加入1年以上 (書類監査2回目)	78	94.7%
加入1年未満 (書類監査1回目)	49	91.5%

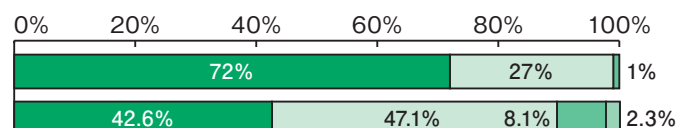


●登録先別評価構成

財務局登録の協会員は、ほとんどが、概ね実施が良好と思われるAまたはB評価である。（99.0%）

登録先別評価構成

登録先別	会員数	平均実施率
財務局	289	99.3%
都道府県	1089	96.0%



4 平成22年度書類監査結果との関係

2年連続 A または B 評価の協会員数は、1,042 会員（75.6 %）となった。（平成22年度の2年連続 A または B 評価の協会員数は、1,000 会員 66.6 %）

2年連続 C 評価以下の協会員数は、56 会員（4.1 %）となった。（平成22年度の2年連続 C 評価以下の協会員数は、122 会員 8.1 %）

平成22年度書類監査結果との関係

（単位：会員）

		平成22年度書類監査評価					平成23年度 初回 （新規加入）	合計
		A	B	C	D	E		
平成23年度書類監査評価	A	2年連続 A または B 1,042 会員 (75.6 %)		(平成23年度に A または B になった会員) 184 会員			10	672
	B						26	590
	C	(平成22年度 A・B から 平成23年度 C・D・E に なった会員) 47 会員		2年連続 C・D または E 56 会員 (4.1 %)			9	91
	D						4	25
	E						0	0
小計		1,089		240			49	1,378

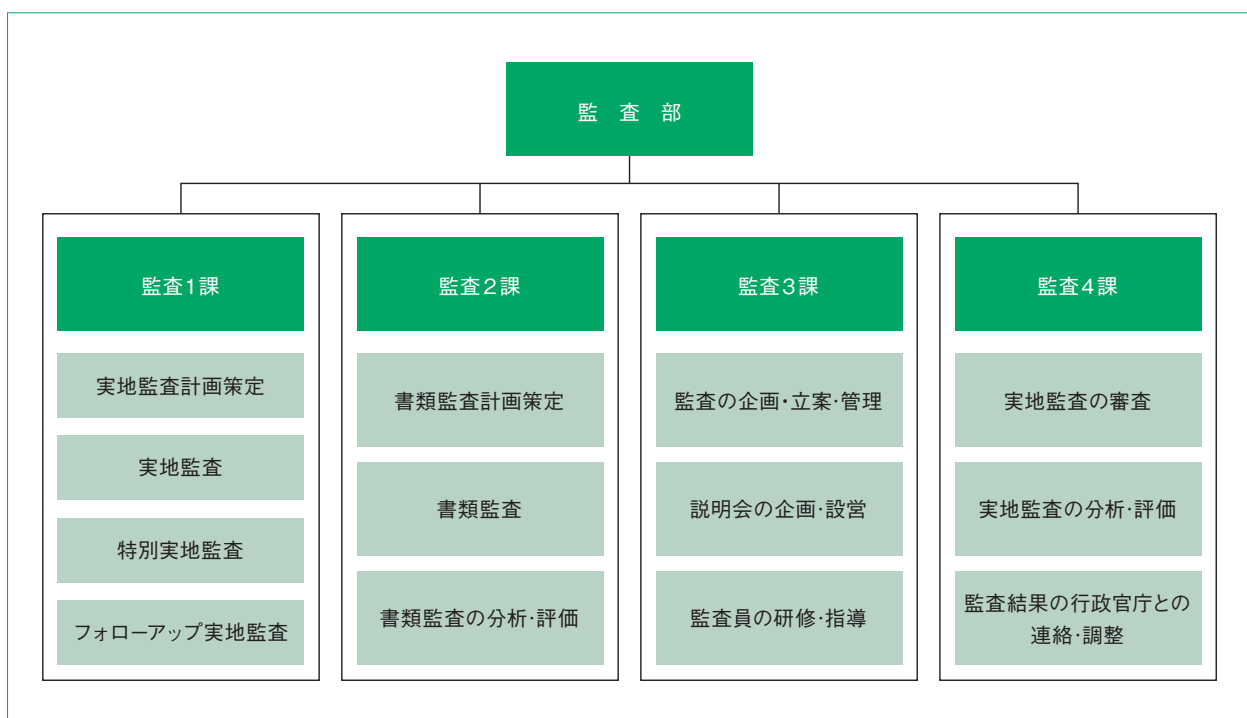
3 行政等との連携

監査を通じて行政当局及び消費者団体等関係機関とは、監査結果及びその改善状況等について意見・情報交換を行うなど、一層の連携強化を図った。

なお、行政との連携の一環としては、金融庁の「平成23年度検査基本方針」について、協会主催により平成23年10月に、東京及び大阪で金融庁担当官を講師として、協会員の役職員を対象に説明会を開催した。

4. 監査体制等

監査部の運営体制（平成23年度）



6 広報・啓発活動

1. 業務の概要

貸金業界全体の社会的評価、信認の更なる向上、資金需要者等の利益の保護に資するため広報活動や金融知識の普及・啓発活動を行った。

① 広報活動

毎月発刊する「JFSA NEWS」、年2回発刊する「特集JFSA」および協会ホームページ等を通じて、協会の活動全般についてのディスクローズを積極的に行った。

② 啓発活動

多重債務の未然防止等の観点から、一般消費者、高等学校・大学等の教育現場、消費生活センター等の各種団体を対象に、金銭・利息・貸金業や金融全般に関する基礎知識の普及・啓発活動を実施。さらに、ヤミ金融に代表される違法行為への注意喚起や、困ったときのための苦情相談窓口の認知促進等にも努めた。

2. 活動実績

活動概要

	活動名	実施時期	概要
広報活動	広報誌による取り組み	毎月および半期毎	協会員に対し月刊誌「JFSA NEWS」および機関誌「特集JFSA」を発行し、業務の適正化に資する情報、業界関連情報等を発信する。
	協会ホームページによる広報	随時	協会ホームページ内の「一般の皆さまへ」、「悪質業者検索」、「貸金業法について」等のコンテンツを掲載した。
	渉外活動による取り組み	随時	プレスリリースの積極的な配信等により行政機関・関係諸団体・マスコミ等に対し、各種情報提供を実施。
消費者啓発活動	消費者啓発用冊子の配布	平成24年1月～同年3月	ローンやキャッシングの基礎知識をまとめたガイドブック（※ローン・キャッシングQ&A BOOK）を制作・配布（成人式用142,028部、消費生活センター他66,669部）。※（公財）消費者教育支援センター主催による教材表彰で「消費者教育教材資料表彰（第8回）優秀賞」を受賞。
	金銭教育教材の作成	平成23年4月	社会で自立した消費者となるための金融知識を学校等の教育現場において活用できるよう金銭教育教材（※プレゼンテーション教材「暮らしとローン、クレジット」）を作成。※（公財）消費者教育支援センター主催による教材表彰で「消費者教育教材資料表彰（第8回）優秀賞」を受賞。
	出前講座等による取り組み ※詳細は次ページ参照	随時	高等学校や大学等の教育現場や消費生活センター等各種団体主催のセミナー等に、当協会担当者が実際に出向き、金融に係る基礎知識・トラブル・悪質商法などをテーマとした講演を実施。

出前講座等の実施状況

			平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
回数			12回	44回	54回	60回	170回
参加人数			567名	1,212名	2,395名	2,198名	6,372名
内訳	相談員向け	回数	1回	14回	25回	35回	75回
		参加人数	30名	284名	522名	1,339名	2,175名
	消費者向け等	回数	11回	30回	29回	25回	95回
		参加人数	537名	928名	1,873名	859名	4,197名

7 調査研究活動

1. 業務の概要

貸金業界が国民経済に果たす役割を踏まえ、中立公正な立場で貸金業界の現状と動向等について、適時調査・研究を行うとともに、建議要望した。

2. 活動実績

① 調査研究活動

調査研究活動の概要

実施項目	公表日および提出日	概要
月次実態調査	平成20年7月1日～ (以後毎月公表)	貸金市場の現状と動向を把握することを目的に協会員各社の協力を得て、残高規模動向等を月次で調査。結果は毎月協会ホームページ等で公表。 ※本年年次報告書第3編第2章参照(109頁)
資金需要者等の現状と動向に関するアンケート調査	平成23年4月	改正貸金業法完全施行の影響および資金需要者の現状と動向を把握することを目的に実施。調査レポートを協会ホームページ等で公表。
JFSA白書 (平成22年度版)の発刊	平成23年6月	貸金業界の動向及び経年変化を把握するための資料として発刊。当協会の自主規制活動に関する統計数値や各種アンケート調査結果および金融庁の統計資料を始めとする公知情報等を記載。
貸金業が担う資金供給機能等の現状と動向に関する調査	平成24年2月	貸金業が担う資金供給機能等を検証することを目的に「貸金業者」および「資金需要者」を対象に、アンケート調査(「貸金業者の経営実態等に関する調査」および「資金需要者の現状と動向に関する調査」)を実施。調査レポートを協会ホームページ等で公表。 ※本年年次報告書第1編付録参照(64頁)
その他の調査	—	その他、協会運営や業界の健全な発展、資金需要者等の利益保護に資することを目的として各種調査を実施。

② 税制改正要望

貸金業に関する税制の問題を調査研究し、下記内容を行政機関に要望した。

調査研究活動の概要

提出日	提出先	内容
平成23年7月	金融庁	1. 貸金業界の適切な資金供給機能確保のために (1) 過払利息返還に係る法人税の繰戻還付 (2) 破産債権の取扱いの見直し (3) 「一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ」の貸金業者の個人向け貸付金への適用
平成23年9月	民主党	(4) 欠損金の繰越期間及び繰戻還付期間の延長 2. 経済の活性化と課税の適正化のために
平成23年11月	自由民主党	(1) 印紙税制度の見直しによる負担軽減 (2) 外形標準課税制度の見直し (3) 貸金業者のリフォームローンへの税制措置の適用拡充 (4) 地方税納税等の事務の簡素化

8 貸金業務取扱主任者資格試験・登録・講習

1. 業務の概要

当協会は、貸金業務取扱主任者資格試験の実施に関する事務を行う指定試験機関として、平成21年6月18日に内閣総理大臣の指定を受け、平成23年度においては、第6回目となる資格試験を実施した。また、金融庁長官から主任者登録事務の委任を受け、主任者の登録及び変更等に関する事務を行っている。更に、平成22年9月30日に金融庁長官から登録講習機関の登録を受け、平成22年度から貸金業務取扱主任者講習を実施している。

2. 資格試験の実施

平成23年度貸金業務取扱主任者資格試験は、平成23年11月20日（日）、全国17試験地（札幌、仙台、千葉、東京、埼玉、横浜、高崎、名古屋、金沢、大阪、京都、神戸、広島、高松、福岡、熊本、沖縄）の26会場において実施した。

① 平成23年度試験の試験科目及び出題範囲

出題範囲として以下に記載されている関係法令は、当該法律の施行令、施行規則を含み、出題に係る法令等については、平成23年4月1日において施行されている法令等とした。

法及び関係法令に関すること

関係法令	分野・内容
①貸金業法 ②同施行令 ③同施行規則	全般とする。
④出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	
⑤利息制限法	
⑥貸金業者向けの総合的な監督指針	
⑦事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係13指定信用情報機関関係）（金融庁）	
⑧貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則 ⑨紛争解決等業務に関する規則 ⑩同細則 ⑪貸付自粛対応に関する規則（日本貸金業協会）	

(注) 貸金業法、同施行令及び同施行規則、利息制限法並びに貸金業者向けの総合的な監督指針（金融庁）等の上記関係法令に関連して「債権管理回収業に関する特別措置法」（サービサー法）、「弁護士法」及び「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」（e-文書法）を、貸金業の業務に必要な範囲に限定し出題することがある。

貸付け及び貸付けに付随する取引に関する法令及び実務に関すること

法分野	関係法令		分野・内容
	中心法令	関連法令	
民事法（民法・商法を中心とするその他の関連法令）	①民法		第一編総則～第三編を中心に第四、五編も含む。
	②商法		第一編総則、第二編第一章総則とする。
	③会社法		組織形態、代表権、法人格に関する事項とする。
	④保険法		全般とする。（但し、貸金業の業務に必要なものとする。）
	⑤手形法・小切手法		全般とする。（但し、貸金業の業務に必要なものとする。）
		⑥電子記録債権法	全般とする。（但し、貸金業の業務に必要なものとする。）
		⑦動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律	
		⑧電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律	
		⑨不正競争防止法	
民事手続法（民事訴訟法、民事執行法及び民事保全法を中心とするその他の関連法令）	①民事訴訟法		全般とする。（但し、貸金業の業務に必要なものとする。）
	②民事執行法		
	③民事保全法		
		④裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律	
		⑤民事調停法	
倒産法（破産法、民事再生法を中心とするその他の関連法令）	①破産法		全般とする。（但し、貸金業の業務に必要なものとする。）
	②民事再生法		
		③会社更生法	
		④特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律	
		⑤会社法	
刑事法（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、及び犯罪による収益の移転防止に関する法律を中心とするその他の関連法令）	①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律		第一章総則、第二章暴力的要求行為の規制等とする。
	②犯罪による収益の移転防止に関する法律		全般とする。（但し、貸金業の業務に必要なものとする。）
		③刑法	第一編第七章犯罪の不成立及び刑の減免、同第八章未遂罪、同第十一章共犯、第二編第十七章文書偽造の罪、同第十八章の二支払用カード電磁的記録に関する罪、同第二十章偽証の罪、同第三十五章信用及び業務に対する罪、同第三十七章詐欺及び恐喝の罪、同第三十八章横領の罪とする。

【中心法令と関連法令の定義】

「中心法令」とは、貸金業に係る法令のうち、貸金業務取扱主任者がその業務を行う際に必要となる規制等を含む法令であり、出題の中心となるものである。「関連法令」は貸金業の業務に必要な範囲に限定し、中心法令に関連して出題を行う。

資金需要者等の保護に関すること

法分野	関係法令	分野・内容
個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律を中心とするその他の関連法令等）	①個人情報の保護に関する法律	全般とする。 （但し、貸金業の業務に必要なものとする。）
	②金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（金融庁）	
消費者保護法	①消費者契約法	
経済法（不当景品類及び不当表示防止法を中心とするその他の関連法令等）	①不当景品類及び不当表示防止法	
	②「消費者信用の融資費用に関する不当な表示」の運用基準（消費者庁）	
貸金業法その他関係法令	①貸金業法、同施行令、同施行規則 ②貸金業者向けの総合的な監督指針（金融庁） ③事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係13指定信用情報機関関係）（金融庁） ④貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則、紛争解決等業務に関する規則、同細則、貸付自粛対応に関する規則（日本貸金業協会） のうち、資金需要者等の利益の保護に関する部分	全般とする。

財務及び会計に関すること

分野・内容	
家計診断	①家計収支の考え方（収支項目・可処分所得・貯蓄と負債）
	②個人の所得と関係書類（申告所得・源泉徴収票等の関係書類）
財務会計	③企業会計の考え方（企業会計原則）
	④財務諸表（損益計算書・貸借対照表・キャッシュフロー計算書・その他）

（注）家計診断及び財務会計には、当分野に関係する法令等（税法、年金関係法その他）が含まれるが、出題は貸金業の業務に必要な範囲とする。

②平成23年度試験の科目別設問形式別出題数

科目別出題数

設問形式	法及び関係法令		貸付けの実務		資金需要者保護		財務・会計		全体		
	適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	計
4択	5	10	8	6	0	2	1	1	14	19	33
個数	4	0	0	0	1	0	0	0	5	0	5
穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
組合せ	8	0	1	0	2	0	1	0	12	0	12
全体	17	10	9	6	3	2	2	1	31	19	50

（注）各科目共、「適切」な問題の後に「適切でない」問題を出題している。試験問題及び正答は、協会ホームページで公表。

③試験の実施結果

試験実施結果（公表日平成24年1月12日）

受験申込者数	12,300人
受験者数	10,966人
受験率	89.2%
合格者数	2,393人
合格率	21.8%
合格基準点	50問中27問正解

試験結果の推移

	第1回試験	第2回試験	第3回試験	第4回試験	第5回試験	第6回試験
試験日	21年8月30日	21年11月22日	21年12月20日	22年2月28日	22年11月21日	23年11月20日
受験申込者数	46,306	17,780	16,254	9,908	13,547	12,300
（新規受験）	46,306	9,924	9,468	5,223	10,638	7,581
（再受験）	—	7,856	6,786	4,685	2,909	4,719
受験者数	44,708	16,597	12,101	8,867	12,081	10,966
受験率	96.6%	93.4%	74.5%	89.5%	89.2%	89.2%
合格者数	31,340	10,818	7,919	5,474	3,979	2,393
合格率	70.1%	65.2%	65.4%	61.7%	32.9%	21.8%
合格基準点	30	30	33	31	30	27

④合格者の概要

年齢別構成

	20歳代以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代以上
構成比	17.7%	33.4%	29.5%	17.7%	1.7%
合格率	17.4%	22.4%	22.7%	25.3%	23.0%

男女別構成

	男性	女性
構成比	77.3%	22.7%
合格率	24.1%	16.6%

※平均年齢 39.9歳

試験地別構成

構成比	札幌	仙台	千葉	東京	埼玉	横浜	高崎	名古屋	金沢
	1.5%	3.4%	5.4%	41.0%	6.7%	9.1%	1.2%	5.3%	1.2%

構成比	大阪	京都	神戸	広島	高松	福岡	熊本	沖縄
	10.4%	2.1%	2.1%	2.1%	1.5%	4.8%	1.2%	0.8%

（注1）小数第2位を四捨五入のため、構成比の合計は100.0%にならないことがある。

⑤受験申込者アンケートによる職種分類別受験者数の推移

職種分類別受験者数の推移

	第1回試験		第2回試験		第3回試験		第4回試験		第5回試験		第6回試験	
職種分類	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
貸金業	26,192	58.6%	9,115	54.9%	4,772	39.4%	3,997	45.1%	4,625	38.3%	4,080	37.2%
金融機関	5,957	13.3%	2,543	15.3%	2,003	16.6%	1,476	16.6%	2,684	22.2%	2,718	24.8%
サービス業	1,122	2.5%	431	2.6%	479	4.0%	441	5.0%	624	5.2%	568	5.2%
その他の職種	7,308	16.3%	2,910	17.5%	3,564	29.5%	2,234	25.2%	2,967	24.6%	2,447	22.3%
学生その他	875	2.0%	385	2.3%	680	5.6%	288	3.2%	390	3.2%	258	2.4%
無回答・不明	3,254	7.3%	1,213	7.3%	603	5.0%	431	4.9%	791	6.5%	895	8.2%
全 体	44,708	—	16,597	—	12,101	—	8,867	—	12,081	—	10,966	—

（注）上記の人数は、受験申込書アンケート欄の申込者自身の申告を集計したものである。

⑥ 都道府県別合格者数の推移と登録済主任者数（居住地別）

都道府県名	第1回試験	第2回試験	第3回試験	第4回試験	第5回試験	第6回試験	合計	3月末 主任者数
北海道	994	345	202	164	98	38	1,841	1,284
青森県	176	55	34	22	11	9	307	223
岩手県	165	43	27	25	17	9	286	209
秋田県	101	49	16	11	13	7	197	159
山形県	120	37	18	13	10	5	203	138
宮城県	479	221	139	106	49	40	1,034	742
福島県	152	54	53	36	15	14	324	223
新潟県	180	75	63	35	21	20	394	287
栃木県	214	85	50	31	19	12	411	222
群馬県	176	69	47	31	12	13	348	240
茨城県	253	82	89	55	29	19	527	344
千葉県	2,622	846	635	430	331	210	5,074	3,344
埼玉県	2,850	926	652	506	389	208	5,531	3,783
東京都	6,863	2,245	1,862	1,303	1,102	706	14,081	8,580
神奈川県	3,216	1,063	766	498	496	275	6,314	4,164
長野県	162	66	48	34	25	23	358	225
山梨県	72	22	22	14	16	7	153	89
静岡県	420	146	84	80	54	37	821	526
富山県	121	30	22	11	17	16	217	154
石川県	121	50	30	29	22	13	265	189
福井県	96	33	27	11	8	1	176	116
岐阜県	173	62	52	29	31	15	362	258
愛知県	1,472	500	359	251	157	83	2,822	1,830
三重県	224	75	49	35	27	16	426	269
滋賀県	314	61	52	33	22	13	495	284
京都府	826	227	168	95	60	35	1,411	726
奈良県	319	123	92	70	34	17	655	466
和歌山県	93	33	31	18	9	1	185	119
大阪府	2,736	1,062	741	481	324	197	5,541	3,335
兵庫県	1,256	453	312	216	163	77	2,477	1,553
岡山県	307	109	81	48	35	18	598	450
鳥取県	81	47	31	6	3	1	169	102
広島県	505	178	122	99	64	35	1,003	678
島根県	64	25	30	7	5	4	135	81
山口県	151	47	54	30	17	19	318	220
香川県	162	55	34	19	12	11	293	191
徳島県	77	30	15	7	9	7	145	86
高知県	105	38	15	12	5	4	179	128
愛媛県	217	53	51	13	7	5	346	222
福岡県	1,589	633	435	329	150	75	3,211	2,325
大分県	128	52	38	13	9	11	251	184
宮崎県	126	37	27	10	13	7	220	159
佐賀県	87	17	12	22	5	6	149	119
長崎県	136	46	48	26	13	9	278	207
熊本県	222	103	57	42	17	14	455	331
鹿児島県	161	85	42	44	20	12	364	278
沖縄県	256	125	85	74	14	19	573	377
全国計	31,340	10,818	7,919	5,474	3,979	2,393	61,923	40,219

3. 主任者登録事務の実施

平成23年4月1日から平成24年3月31日までに取扱った主任者の登録及び変更等に関する件数は次のとおり。

主任者の登録及び変更等に関する件数

申請書の受付件数	2,082件
登録審査結果の受入れ件数	2,506件
登録完了通知の発送件数	2,113件
登録の変更・取消し・抹消件数	4,509件

平成24年3月31日現在の登録済主任者数 40,219名

4. 貸金業務取扱主任者講習の実施

平成23年度においては、新たに貸金業務取扱主任者となろうとする方を対象として、2回（東京、大阪）の主任者講習を実施した。

① 貸金業務取扱主任者講習の実施状況

貸金業務取扱主任者講習の実施結果

講習会場	大阪	東京	年度計
講習日	平成23年9月1日（木）	平成23年12月1日（木）	—
受講申込者数	130名	315名	445名
受講者数	126名	306名	432名
受講率	96.9%	97.1%	97.1%
修了者数	125名	306名	431名

② 講習科目と時間割

主任者講習は、金融庁事務ガイドラインに準拠して、「貸金業に関する法令に関する科目」3時間20分、「実務に関する科目」2時間40分の計6時間の講義となっている。また、第3時限と第5時限の講義においては、理解度テストと質疑応答の時間を設けている。修了基準に達した受講者には、当日、修了証明書を交付している。平成23年度の主任者講習のカリキュラムは次のとおり。

講習科目と時間割

時限	時間	講習科目	主な内容
	9:00～		受付開始
【10分】	9:30～9:40		受講説明
1時限 【70分】	9:40～10:50	貸金業に関する法令に関する科目 その1	■貸金業法、利息制限法及び出資法に関する直近の改正内容の解説 ○講習テキスト講義 ○ケーススタディ解説
【10分】	10:50～11:00		休憩
2時限 【50分】	11:00～11:50	貸金業に関する法令に関する科目 その2	■貸金業法、利息制限法及び出資法に関する直近の改正内容の解説 ○講習テキスト講義 ○ケーススタディ解説
【60分】	11:50～12:50		昼食休憩
3時限 【80分】	12:50～14:10	貸金業に関する法令に関する科目 その3	■民法、商法その他関係法律で、貸付け及び貸付けに付随する取引に関する規定に関する直近の改正内容の解説 ■資金需要者等の保護に関する解説 ■財務及び会計に関する解説 ○講習テキスト講義 ○ケーススタディ解説 ○理解度テストの実施と解説 ○質疑応答
【20分】	14:10～14:30		休憩
4時限 【80分】	14:30～15:50	実務に関する科目 その1	■貸付けに関する実務動向の解説 ○講習テキスト講義 ○ケーススタディ解説
【20分】	15:50～16:10		休憩
5時限 【80分】	16:10～17:30	実務に関する科目 その2	■債権管理に関する実務動向の解説 ■債権回収に関する実務動向の解説 ○講習テキスト講義 ○ケーススタディ解説 ○理解度テストの実施と解説 ○質疑応答
【20分】	17:30～17:50		修了証明書の交付等

③平成24年度主任者講習の準備

平成24年度の主任者講習は、導入初年度である平成21年度（第1回～第4回）の資格試験に合格し主任者登録を受けられた方が、初めて主任者登録の更新を迎えることとなるため、大量の受講者（更新対象者数36,000名）が想定される。また、主任者登録の更新手続きは法令で定められた期間内に行う必要があることから、貸金業者及び登録更新の対象者本人に対し予めその内容について周知徹底すること等、平成24年度の主任者講習の実施に向けた準備を行った。

講習準備のために実施した主な施策

1	団体用講習受講申込システムの開発
2	全国主要都市における講習会場の確保及び講習開催計画の事前公表
3	講習講師の選任及び講習教材の改定
4	貸金業者及び更新対象者個人への登録更新の事務手続き等の周知 ①協会広報誌、業界紙への関連記事の掲載（平成23年11月～平成24年1月） ②登録済主任者数の多い貸金業者向け説明会（東京、大阪）の開催（平成23年12月） ③説明会不参加業者（2,117業者）への通知文書の発送（平成23年12月） ④登録更新対象者個人への案内文書の発送（平成24年1月～同年2月）
5	受講申込の受付及び追加開催の公表 ①講習開催時期に応じた受講申込の受付開始（平成24年1月～同年3月） ②受講申込状況を踏まえた追加開催の決定及び公表（平成24年2月）

9 行政協力事務

貸金業の登録申請・更新・変更等の申請書類受付事務を財務局や各都道府県から委託を受け、業務処理を実施している。

行政協力事務別の受付件数

対応している主な行政協力事務	受付件数(※)
新規登録申請、登録更新申請の受付事務	669件
登録換え、所管変更届出の受付事務	12件
変更届出の受付事務	4,312件
廃業等届出の受付事務	158件
貸金業を開始または、休止したときに要する届出書類等の各種届出の受付事務	162件
事業報告書の受付事務	1,908件
業務報告書の受付事務	1,881件
残貸付債権の状況等に係る報告書の受付事務	170件
債権譲渡に関する届出の受付事務	507件
第三者への業務委託等の届出の受付事務	168件
協会加入・脱退の届出の受付事務	76件
合 計	10,023件

(※)平成23年度(平成23年4月～平成24年3月)の受付件数。

10 東日本大震災対応

1. 被災した協会員への対応

- ①金融庁と連携しながら協会員の詳細な被災状況等の把握を行った。
- ②行政協力事務に関する被災時対応の周知等(提出期間の延長等)を行った。
- ③被災者支援の一環として、被災地域対象協会員88協会員に対しお見舞金を贈呈するとともに、被災状況を鑑み6協会員に対し会費免除を実施した。

2. その他協会員への対応

被災者からの債務の支払条件変更等の申出に対する丁寧な対応要請を平成23年3月24日に、全協会員に対し通知し同時に協会ホームページに掲載して周知を図った。

被災者からの借入申込みや債務の支払条件変更等の申出及び被災者に対する請求等の回収業務にあたってはきめ細かい丁寧な対応要請を平成23年10月18日に、協会員、金融ADR基本契約締結貸金業者に対し通知しあわせて協会ホームページに掲載して周知を図った。

「東日本大震災」による資金需要者等の影響を考慮した貸金業法の規定運用の配慮を求めた要望書を平成23年4月14日に金融庁長官へ提出した。これを受け公布・施行された「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」について金融庁との連携による協会員の実態調査等の対応により、同内閣府令の時限措置の延長(平成24年3月31日まで)を含め、協会員及び貸金業者への周知を図った。

3. 被災した資金需要者の対応

債務の支払いに関する相談の案内を平成23年3月24日に協会ホームページ及び被災地の地方紙10紙に掲載し、「東日本大震災」に伴う相談・苦情窓口開設について告知を行い、適切な対応を図った。

4. 義援金の募集対応

協会役職員、協会員を対象とし、平成23年3月28日～同年4月28日の期間中に、義援金の募集を実施した。

① 義援金募集結果

①協会役職員 140件 1,368,326円、協会員 211件 10,275,318円
合計351件 11,643,644円

②協会からの寄付 10,000,000円

② 義援金の使途

①被災協会員へのお見舞金 4,400,000円を贈呈

②日本赤十字社を通じ義援金 17,243,644円を寄付

11 各種意見・要望

1. 税制改正要望

金融庁の意見募集に応じ、平成23年7月、次の事項について、金融庁に要望した。

① 貸金業界の適切な資金供給機能を確保するために

貸金業者は、利用者が安心して借りることのできる貸金市場を作るため努力しているところであるが、貸金業界を取り巻く環境は極めて厳しい状況が続いている。

このような状況を踏まえ、貸金業界に求められる、預金取扱金融機関にはできない少額、無担保、短期、緊急という資金を庶民や零細事業者に供給する金融機関としての機能を確保するためには、実情に配慮した税制面の整備を進めることが重要になってくる。

なかでも、貸金業界に特有の過払利息返還請求に対する税制措置は、貸金業者の資金供給能力と過払利息返還余力の改善につながるものである。また、貸倒れに係る税制と会計のあり方についても、実態を踏まえて一層の整理を行う必要があると考える。

① 過払利息返還に係る法人税の繰戻還付

貸金業者は、昭和58年施行の貸金業の規制等に関する法律を遵守して営業を行い、利息については、同法43条の規定に基づき、益金としてそれぞれ受取年度において収益計上し、各年度の決算に基づき納税を行ってきた。しかしながら、平成18年1月の最高裁判所の判決以降、過去に収益として計上した利息に対する過払利息返還が急増している。ついては、過払利息返還に係る損失分について、民法上の時効である10年を限度として課税された過年度の法人税額を還付していただきたい。

理由

貸金業者が受け取る利息については、昭和58年施行の貸金業の規制等に関する法律43条の規定に基づき弁済を受けてきたところであるが、平成18年1月の利息返還請求を巡る最高裁

判所の判決により、それ以降、利息制限法の上限金利を超える金利に係る利息返還請求（不当利得返還請求事件）が増加した。

また、平成21年1月には同じく最高裁判所で、リボルビング方式による貸付けの消滅時効の成立については取引が終了してから10年という判決が出され、過去10年を超えた過払利息の返還も求められる現状にある。

これら返還した損失分については、過去それぞれの受取年度において益金として計上し納税を行っている。従って、返還に係る損失分（※元本毀損額を含む）に相当する納税額については、過年度の各事業年度に繰り戻して還付していただくことが妥当であると考ええる。

還付額の計算にあたっては、返還した損失分について、当該返還に係る事業年度に損金算入せず、民法上の時効である10年を限度として各受取に係る過年度の各事業年度に順次繰り戻し、当該損金額に対して課税された過年度の法人税額を還付（欠損繰戻還付制度の変更）する方法が妥当であると考ええる。

なお、利息制限法超過利息の返還を求められる際に、過払となった時から各過払額に対する年5分の割合による民法704条所定の利息を付してその返還を求められる場合もあるが、その利息は、返還年度の特別損失として当該返還に係る年度に損金として計上すべきものと認識をしているところである。

効果

貸金業界には、預金取扱金融機関にはできない少額、無担保、短期、緊急という資金を庶民や零細事業者に供給する金融機関としての機能を果たすことが求められている。

協会員に対する調査に基づく平成21年度の利息返還金及び元本毀損額の合計は1兆1千億円であり、これに対して税率30%として計算すると還付金額は約3,300億円となる。これは平成22年3月末の消費者向け無担保貸付け残高（9兆円）の3.6%余りにもなるため、貸金業者の資金供給能力と過払利息返還余力の改善につながる。

※「元本毀損額」とは、債務者からの利息の返還請求に伴い、利息制限法で引き直した返還分の利息を残元本に充当した結果、棄却・減耗した元本額をいう。

② 破産債権の取扱いの見直し

債務者が破産手続開始の申立てを行った場合、実際にはその大部分を回収できないことが多いにもかかわらず、税務上の形式基準として認められている貸倒引当金の繰入限度額は債権金額の50%までとなっており、早期に損金算入することが困難な状況になっている。このような会計実務と税務上の差異を解消して手続きの整合性を取るため、貸倒引当金の繰入限度額を100%に引き上げていただきたい。

理由

貸金業者の個人向け貸付けにおいては、債務者が破産手続開始の申立てを行った場合、破産債権となった当該債務者に対する債権については、その大部分を回収できないことが多いにもかかわらず、税務上、いわゆる形式基準として認められている貸倒引当金の繰入限度額は債権金額の50%までとなっている。従って、これを超える部分を貸倒引当金の繰入れとして損金算入しようとする場合は、繰入れに際して厳格な要件を求めたいわゆる実質基準を充足していることを事実上立証しなければならないため、実務上は、その債権金額の50%を超える部分については早期に損金算入することが困難な状況になっている。

については、債務者が破産手続開始の申立てを行った場合については、上記の形式基準による個別貸倒引当金繰入限度額を債権金額の50%から100%に引き上げていただきたい。

効果

破産債権の処理の効率化が図られることにより、債権管理の健全化に資するとともに、破産における事務処理の効率化が期待できる。

③「一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ」の貸金業者の個人向け貸付金への適用

「一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ」については売掛債権にのみ認められているが、貸金業者の個人向け貸付けによる金銭債権は、売掛債権と同様債権保全の脆弱性が高い。については、当該制度の形式基準を貸金業者の個人向け貸付けに対しても認めていただきたい。

理由

現在、貸倒損失を税務上損金算入できるのは3種類の要件とされているが、このうち「一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ」の場合は、売掛債権のみ認められている。これは、売掛金は貸付金に対して債権の保全性が脆弱なためということが主な理由であると言われている。

貸金業界は、預金取扱金融機関にはできない少額、無担保、短期、緊急という資金を庶民や零細事業者に供給する金融機関としての機能を果たしていることから、貸付金の脆弱性は売掛金との類似性が高い。

特に個人に対する貸付けの場合、病気、失業など不慮の事態で資産状況、支払能力等が突然悪化することが考えられる。そのようなことが判明した場合、その後の取引を停止し、債権保全措置を取ることとなる。しかし、貸金業者が債務者に対して、税法が求める十分な債権保全の手段を尽くすことは、過度な取立てと誤解される恐れもある。

このようなことから、貸金業者の個人向け貸付けを見た場合、債権保全の脆弱性について売掛債権の場合と同様のことが考えられるため、貸金業者の個人向け貸付金については、「一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ」の形式基準を認めることが妥当であると考ええる。

効果

個人向け貸付金の貸倒れの認定を形式基準化することにより、事実上貸倒れとなっている債権について適切な損金処理ができるとともに、支払能力が悪化した債務者の債務の免除を行いやすくすることにつながり、債務者である消費者の再生に寄与することができるものとする。

④ 欠損金の繰越期間及び繰戻還付期間の延長

現行制度の繰越控除の期間については7年、また繰戻還付の期間も1年と短く、経営体力回復のためには不十分と考えられる。企業経営の長期安定化に資するためには、繰越期間については10年に延長し、また、繰戻期間についても2年に延長していただきたい。

理由

青色申告を提出する法人の欠損金については、翌期以降の事業年度に繰延べる繰越控除制度があるほか、既に納税した法人税を還付請求できる繰戻還付制度がある。しかし、繰越控除の期間については7年と、欧米各国の実態、一例を挙げれば米国の20年に比べて短く、また繰戻還付の期間も1年と短く、経営体力回復のためには不十分と考えられる。

これら税務上の欠損金に係る制度は、企業の事業年度ごとの課税負担を平準化し、安定した経営に資する効果があると考えられる。これらの実効性を高めるためにも、繰越期間については10年に延長し、また、繰戻期間についても2年に延長することが妥当だと考える。

平成23年度税制改正大綱によれば、欠損金の繰越期間は7年から9年に延長されているものの、控除限度額が80%に減額されているが、本要望は、控除限度額を減額すること無く10年に延長するものである。

効果

これら制度が実現されれば、安定した資金供給の体力を確保することができ、預金取扱金融機関にはできない少額、無担保、短期、緊急という資金を庶民や零細事業者に供給する金融機関としての機能を十分に発揮できることから、消費者及び事業者の多様な資金調達に寄与することができるものとする。

②経済の活性化と課税の適正化のために

①印紙税制度の見直しによる負担軽減

印紙税制度に関しては、電子取引の増大等経済事情の変化を踏まえると、現行の経済制度にそぐわない制度となってきている。当業界特有の事情としては、昨今電子取引が一般化する中で、法令により文書での取引が義務付けられている貸金業者にとって非常に不公平感や過度の負担感のある制度となっている。このような制度上の問題を解決するため、他の制度との公平性を取っていただき、税負担の公平性を期していただきたい。

理由

印紙税制度の問題については様々な団体から指摘されているが、その主な理由としては、税率の高さ、電子取引に伴う不公平性などが挙げられている。さらに貸金業の場合には、取引の相手方、すなわち消費者等の負担増の問題も考えられる。貸金業の業務における具体例を挙げれば次のとおりである。

▶ 契約書への課税について

一般に消費者金融においては、債務者からの差入れ形式の借用証書が使われるが、これが消費貸借に関する契約書として印紙税の課税対象となっている。印紙税は書面の作成者に納税義務が課せられることから、この場合は消費者のみに課税されることとなるため、その負担軽減と利便性を配慮する必要があると考える。

▶ 売上金以外の受取書への課税について

貸金業者にとって貸付けた元金の回収は必要不可欠な日常業務であるが、元金のように売上金以外の金銭であってもその領収書は課税対象となる。売上金であればその利益の中から負担するという考え方ができるが、売上金以外の金銭に対して課税されることは、たとえ一つひとつの課税額が少額ではあっても、過度の負担感を感じるものである。

▶ 法律で発行が義務付けられた書面への課税について

貸金業法第18条第2項の規定では、銀行振込により弁済を受ける場合であっても、弁済者の請求があった場合には、受取証書を交付することが義務付けられている。

銀行振込をした場合には、取扱い金融機関から受取証書に該当する預金口座振込み明細（お客様控）が発行されているが、これに加えて受取証書を発行した場合、金銭の受取りがなくても、発行した貸金業者に印紙税の負担が発生する。

貸金業法では、公租公課の支払いに充てられるべきものはみなし利息から除外されると規定されていることから、銀行振込による入金の際の受取証書発行にかかる課税負担相当分を債務者に求めるようになる。

効果

印紙税は現在20種類の文書に分類してそれぞれ課税されており、制度の見直しの範囲等によってその効果は異なるため一概には指摘できないが、消費者が負担する契約書への印紙税額が軽減できるとともに、経済取引に伴う事務的負担の軽減にもつながり、企業の事務の効率化を図ることができる。

参考までに、契約書への印紙税額について、消費者が消費者ローンの契約により負担する課税額を、協会の行う月次統計調査に基づく平成22年度の消費者金融業態の無担保貸付け（住宅向けを除く）の年間契約件数より試算してみると、年間で2.2億円余りとなる。

また、受取証書への印紙税額は、消費者向け無担保貸金業態の協会員大手3社だけでも、平成22年3月期の課税額は約16.2億円となっている。

② 外形標準課税制度の見直し

外形標準課税制度では、赤字などが原因で課税ベースとなる所得のない欠損法人にも課税されることとなるが、近年の厳しい経済情勢のもとでは、この課税が欠損法人にとって非常に大きな負担となっているため、税負担の公平性の観点から、当該税制度の見直しを図っていただきたい。

理由

平成16年4月より導入されている外形標準課税制度は、法人事業税の課税標準がその年度の所得によって増減することなく、法人の事業規模に応じた課税標準が得られるものとなっている。当該制度では、赤字などが原因で課税ベースとなる所得のない欠損法人にも課税されることとなるため、近年の厳しい経済情勢のもとでは、この課税が欠損法人にとって非常に大きな負担となっている。

貸金業の場合、一定額以上の純資産額が求められることから、本来増資が必要でない法人にとっても、純資産額維持のために増資をすれば課税対象となる場合があるなど、問題点も考えられる。

従って、税負担の公平性の観点から、当該制度の見直しを図ることが必要であると考ええる。

効果

担税力に応じた税負担ができれば、企業経営の健全化の確保により、雇用の確保や経済の活性化が期待できる。

参考までに、平成22年3月期における外形標準課税実績額は、協会員大手5社（消費者金融業態及び信販・クレジット業態、この5社で全協会員の貸付残高の約3分の1のシェアを占める）合計で約15.9億円である。

③ 貸金業者のリフォームローンへの税制措置の適用拡充

住宅のリフォームについては、住宅ローン減税の対象とされているものの、貸金業者からの借入れは対象外となっている。貸金業者においても資金供給の担い手となっていることから、貸金業者も対象に含めていただきたい。

理由

現状ではいわゆる住宅ローン減税の制度があるが、住宅のリフォーム資金の借入れの場合、金融機関のほか建設業者や宅地建物取引業者からの借入金も減税の対象となっているのに対し、貸金業者は含まれていない。

しかしながら、貸金業者はリフォームローンも取り扱っており、この分野において一定の資金供給機能を果たしている。従って、資金需要者の様々な需要に柔軟に対応し、経済的負担を軽減するためにも、貸金業者も対象に含めることが妥当だと考える。

効果

リフォームローンに対する税の優遇措置の拡充により、さらに資金需要者の経済的負担は軽減され、経済の活性化に寄与できるものと考ええる。

協会で実施した調査によれば、貸金業者全体でのリフォームローンの利用件数は6万2千件余りあり、残高にして約100億円ある（平成20年3月末実績）。

④ 地方税納税等の事務の簡素化

複数の都道府県に事務所等を設置している企業の場合、各地方自治体に対して個別に地方税を申告・納税しなければならないが、企業にとっては、これが非常に大きな事務負担となっている。また、各自治体により申告書の様式が異なるため、一元化して行うことができない。このようなことから、事務が非常に煩雑となるため、これを一元化して、効率化していただきたい。

理由

複数の都道府県に事務所・営業所等を設置している企業の場合、該当する地方自治体に対して別個に地方税を申告・納税しなければならないが、企業にとっては、これが非常に大きな事務負担となっている。

申告書の様式についても、各自治体により異なるため、一元化して行うことができない。例えば事業所税にあつては、各指定都市によって申告基準が統一されていないケースもある。

納税においても、納付可能な金融機関等が多様で、納付手続きが煩雑となる。このため、地方税法の規定に基づき全国で同様に課せられる税に関しては、申告・納税の諸手続きを全国で一元化することが税務申告・納税の効率化を図るために必要であると考ええる。

効果

地方税の申告・納付を全国一元化することは、納税者の事務負担を軽減して経済の活性化が図られるばかりではなく、地方税の公平・公正性がより一層担保できるものと考えられる。

徴税側にとっても、より効率的・効果的な徴収が可能となることが考えられる。

現に、地方税回収機構のように都道府県を単位とした税業務の共同化が進んでおり、このような機構をさらに全国に規模を拡大していくことによって、納税者である企業及び個人、徴税者である地方自治体の双方にとってさらに大きな効果が期待できるものとする。

さらに、この度の東日本大震災においては、大きな被害を受けた地方自治体も多く、このような場合の徴税力を確保するためにも寄与できるものとする。

2. 法改正等に関わる意見

案件名	提出先
「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」に関する意見募集 （平成23年6月1日～同年8月1日）	法務省民事局参事官室
「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」に関する意見募集 （平成23年12月9日～同年12月28日）	消費者庁消費者制度課
「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等及び経過措置に関する政令案（仮称）」等に対する意見の募集について （平成23年12月23日～平成24年1月27日）	警察庁刑事局組織犯罪対策部 犯罪収益移転防止管理官
「会社法制の見直しに関する中間試案」に関する意見募集 （平成23年12月14日～平成24年1月31日）	法務省民事局参事官室

※詳細はHPに掲載

12 平成23年度 財務諸表及び財産目録

平成23年度決算においては、全会計（一般会計と4特別会計）合計の財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書）と、各会計別にそれぞれ内訳表を作成している。また、財産目録を作成している。

なお、収支計算書についても参考として作成している。

1. 貸借対照表

①資産の部

「未収会費・加入金」は、未収会費26件3,521千円、「未収金」は紛争解決負担金、及び行政協力事務受託費で3,018千円、「前払費用」は本部・支部の家賃等前払分で18,160千円などとなっており、流動資産合計は1,049,489千円となった。

また、固定資産の「基金」は加入金当期繰入額9,800千円を含め181,910千円、「退職給付引当資産」は、当期資産化額60,000千円を加え190,823千円、「ソフトウェア（リース資産）」は、会員サービス管理など38,858千円を含め134,994千円となっており、固定資産合計3,391,320千円で、資産合計は4,440,810千円となった。

②負債の部

「未払金」は、委託費などで一般会計分163,447千円、特別会計分14,134千円の合計177,582千円となっており、また、「前受金」は登録講習受講料平成24年度分で228,935千円、流動負債合計は、418,223千円となった。

固定負債の「退職給付引当金」は、当期取崩37,728千円、当期引当66,373千円で215,859千円となったことから、固定負債合計357,541千円となり、負債合計は、775,765千円となった。

③正味財産の部

「基金」が181,910千円、指定正味財産合計が2,683,165千円、一般正味財産合計が799,969千円で、正味財産合計は3,665,045千円となった。

①貸借対照表 (平成24年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	1,012,918	1,192,897	△ 179,978
現金	1,971	2,514	△ 542
普通預金	810,946	890,382	△ 79,436
定期預金	200,000	300,000	△ 100,000
未収会費・加入金	3,521	47,299	△ 43,778
未収金	3,018	2,995	22
前払費用	18,160	19,425	△ 1,264
前払金	6,525	1,328	5,197
立替金	0	1,287	△ 1,287
棚卸商品	5,345	4,747	598
流動資産合計	1,049,489	1,269,980	△ 220,490
2. 固定資産			
(1) 基金			
基金(預金)	181,910	172,110	9,800
基金合計	181,910	172,110	9,800
(2) 特定資産			
長期活動目的特定資産(預金)	2,680,165	2,680,165	0
消費者活動目的特定資産(預金)	3,000	23,000	△ 20,000
退職給付引当資産(預金)	190,823	130,823	60,000
特定資産合計	2,873,989	2,833,989	40,000
(3) その他固定資産等			
建物附属設備	28,441	31,060	△ 2,618
什器備品	14,237	17,578	△ 3,341
ソフトウェア	262	412	△ 149
電話加入権	298	298	0
敷金	152,477	168,064	△ 15,587
ソフトウェア(リース資産)	134,994	96,259	38,734
什器備品(リース資産)	4,710	2,242	2,468
その他固定資産等合計	335,421	315,917	19,504
固定資産合計	3,391,320	3,322,016	69,304
資産合計	4,440,810	4,591,996	△ 151,186
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	177,582	179,935	△ 2,353
預り金	8	66	△ 57
前受金	228,935	0	228,935
前受会費	168	60	108
源泉所得税預り金	7,558	9,001	△ 1,442
社会保険料等預り金	331	264	66
雇用保険料等預り金	0	6,952	△ 6,952
未払消費税等	167	69	97
未払法人税等	3,473	3,465	7
貸倒引当金	0	43,065	△ 43,065
流動負債合計	418,223	242,880	175,343
2. 固定負債			
リース未払金	141,681	99,236	42,445
退職給付引当金	215,859	187,214	28,645
固定負債合計	357,541	286,451	71,090
負債合計	775,765	529,331	246,433
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	181,910	172,110	9,800
(うち基金への充当額)	(181,910)	(172,110)	(9,800)
2. 指定正味財産			
寄付金(指定寄付)	2,683,165	2,703,165	△ 20,000
指定正味財産合計	2,683,165	2,703,165	△ 20,000
(うち特定資産への充当額)	(2,683,165)	(2,703,165)	(△ 20,000)
3. 一般正味財産			
(1) その他一般正味財産	799,969	1,187,389	△ 387,419
一般正味財産合計	799,969	1,187,389	△ 387,419
(うち特定資産への充当額)	(190,823)	(130,823)	(60,000)
正味財産合計	3,665,045	4,062,664	△ 397,619
負債及び正味財産合計	4,440,810	4,591,996	△ 151,186

②貸借対照表内訳表 (平成24年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	一般会計	事業 特別会計	資格試験 特別会計	主任者登録 特別会計	登録講習 特別会計	内部取引消去	合 計
I 資産の部							
1. 流動資産							
現金預金	642,388	21,877	163,666	4,438	180,547	0	1,012,918
現金	1,178	591	73	50	77	0	1,971
普通預金	441,209	21,286	163,593	4,387	180,469	0	810,946
定期預金	200,000	0	0	0	0	0	200,000
未収会費・加入金	3,521	0	0	0	0	0	3,521
未収金	3,018	0	0	0	0	0	3,018
前払費用	18,160	0	0	0	0	0	18,160
前払金	1,366	0	0	0	5,159	0	6,525
棚卸商品	0	5,345	0	0	0	0	5,345
他会計未収金	152,921	0	30,000	0	0	△ 182,921	0
流動資産合計	821,375	27,223	193,666	4,438	185,706	△ 182,921	1,049,489
2. 固定資産							
(1) 基金							
基金(預金)	181,910	0	0	0	0	0	181,910
基金合計	181,910	0	0	0	0	0	181,910
(2) 特定資産							
長期活動目的特定資産(預金)	2,680,165	0	0	0	0	0	2,680,165
消費者活動目的特定資産(預金)	3,000	0	0	0	0	0	3,000
退職給付引当資産	190,823	0	0	0	0	0	190,823
特定資産合計	2,873,989	0	0	0	0	0	2,873,989
(3) その他固定資産等							
建物附属設備	26,462	0	1,979	0	0	0	28,441
什器備品	11,806	0	2,430	0	0	0	14,237
ソフトウェア	262	0	0	0	0	0	262
電話加入権	298	0	0	0	0	0	298
敷金	152,477	0	0	0	0	0	152,477
ソフトウェア(リース資産)	48,894	0	13,286	31,872	40,940	0	134,994
什器備品(リース資産)	4,710	0	0	0	0	0	4,710
その他固定資産等合計	244,911	0	17,697	31,872	40,940	0	335,421
固定資産合計	3,300,810	0	17,697	31,872	40,940	0	3,391,320
資産合計	4,122,186	27,223	211,364	36,311	226,646	△ 182,921	4,440,810
II 負債の部							
1. 流動負債							
未払金	163,447	3,456	3,823	2,793	4,062	0	177,582
預り金	0	0	8	0	0	0	8
前受金	0	0	0	0	228,935	0	228,935
前受会費	168	0	0	0	0	0	168
源泉所得税預り金	7,558	0	0	0	0	0	7,558
社会保険料等預り金	331	0	0	0	0	0	331
未払消費税等	167	0	0	0	0	0	167
未払法人税等	3,473	0	0	0	0	0	3,473
一般会計未払金	0	42,344	27,166	21,963	61,446	△ 152,921	0
他会計未払金	0	0	0	30,000	0	△ 30,000	0
流動負債合計	175,145	45,800	30,998	54,757	294,443	△ 182,921	418,223
2. 固定負債							
リース未払金	54,538	0	13,505	32,198	41,438	0	141,681
退職給付引当金	215,859	0	0	0	0	0	215,859
固定負債合計	270,397	0	13,505	32,198	41,438	0	357,541
負債合計	445,543	45,800	44,504	86,956	335,882	△ 182,921	775,765
III 正味財産の部							
1. 基金							
基金	181,910	0	0	0	0	0	181,910
(うち基金への充当額)	(181,910)	0	0	0	0	0	(181,910)
2. 指定正味財産							
寄付金(指定寄付)	2,683,165	0	0	0	0	0	2,683,165
指定正味財産合計	2,683,165	0	0	0	0	0	2,683,165
(うち特定資産への充当額)	(2,683,165)	0	0	0	0	0	(2,683,165)
3. 一般正味財産							
(1) その他一般正味財産	811,567	△ 18,577	166,859	△ 50,644	△ 109,235	0	799,969
一般正味財産合計	811,567	△ 18,577	166,859	△ 50,644	△ 109,235	0	799,969
(うち特定資産への充当額)	(190,823)	0	0	0	0	0	(190,823)
正味財産合計	3,676,642	△ 18,577	166,859	△ 50,644	△ 109,235	0	3,665,045
負債及び正味財産合計	4,122,186	27,223	211,364	36,311	226,646	△ 182,921	4,440,810

2. 正味財産増減計算書

経常収益計は、2,081,364千円となっており、一般会計は1,955,816千円で、大半を占める「受取会費」は1,893,804千円、「紛争解決手続負担金収益」は48,912千円となった。

特別会計については、「物品販売収益」は7,079千円、「試験受験料収益」は104,550千円（@8,500×12,300人）、「主任者登録手数料収益」は6,548千円（@3,150×2,079人）、「主任者講習受講料収益」は6,990千円（@15,500×451人）となった。

経常費用は、事業費2,036,844千円、管理費448,466千円、計2,485,311千円となった。

事業費の「給料手当」は1,065,466千円で、給与の見直し等により、前年度に比し、72,834千円の減少となっている。

「委託費」は219,626千円で、一般会計はアンケート調査などで合計137,251千円となっており、特別会計は、業務委託費用などとなっている。

「カウンセリング賛助会費」は、日本クレジットカウンセリング協会へ、前年度に引き続き120,000千円となっている。

「賃借料」は支部事務所賃借料等で126,715千円となっている。

管理費は、一般会計のみで「役員等報酬」は96,111千円で、役員の欠員を補充しなかったことなどから前年度比35,955千円減少している。

「賃借料」は本部事務所賃借料で107,295千円となっている。

管理費については「増減」の欄にあるように、費用の見直しなどにより、ほとんどの費用で前年度と比較して減少している。

この結果、当期経常増減額は403,946千円の赤字、うち一般会計は、287,930千円の赤字となった。

当期経常外増減額は19,999千円の黒字となっている。

これにより、当期一般正味財産増減額は、387,419千円の赤字、当期指定正味財産増減額は、特定資産の取崩しにより20,000千円減少、当期基金増減額については、当期加入金繰入により9,800千円増額となり、正味財産期末残高は3,665,045千円となった。

①正味財産増減計算書（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基金運用益	87	0	87
基金受取利息	87	0	87
② 特定資産運用益	7,451	0	7,451
特定資産受取利息	7,451	0	7,451
③ 受取加入金	0	18,000	△ 18,000
受取加入金	0	18,000	△ 18,000
④ 受取会費	1,893,804	2,271,997	△ 378,192
受取会費	1,893,804	2,271,997	△ 378,192
⑤ 行政事務協力収益	4,492	21,681	△ 17,188
行政事務受託収益	4,129	7,419	△ 3,290
代行政事務手数料収益	8	12	△ 4
証紙収益	355	14,250	△ 13,894
⑥ 業務研修収益	0	1,455	△ 1,455
研修受講料収益	0	1,455	△ 1,455
⑦ 紛争解決手続収益	49,136	49,432	△ 295
紛争解決手続負担金収益	48,912	49,350	△ 437
紛争解決手続手数料収益	224	82	142
⑧ 物品販売収益	7,079	13,927	△ 6,847
物品販売収益	7,079	13,927	△ 6,847
⑨ 試験受験料収益	104,550	115,149	△ 10,599
試験受験料収益	104,550	115,149	△ 10,599
⑩ 登録手数料収益	6,548	25,644	△ 19,095
主任者登録手数料収益	6,548	25,644	△ 19,095
⑪ 講習受講料収益	6,990	3,394	3,596
主任者講習受講料収益	6,990	3,394	3,596
⑫ 雑収益	1,224	5,070	△ 3,846
受取利息	335	4,566	△ 4,230
雑収益	888	503	384
経常収益計	2,081,364	2,525,751	△ 444,386
(2) 経常費用			
① 事業費	2,036,844	2,366,941	△ 330,097
給料手当	1,065,466	1,138,300	△ 72,834
臨時雇賃金(人材派遣料)	27,712	28,124	△ 411
退職給付費用	83,922	51,055	32,867
福利厚生費	153,684	165,515	△ 11,831
物品仕入費用	4,685	7,387	△ 2,702
物品破棄費用	1,409	1,789	△ 379
証紙費用	0	13,782	△ 13,782
委託費	219,626	190,614	29,012
諸謝金	14,699	17,040	△ 2,340
広報費	22,723	337,747	△ 315,023
カウンセリング賛助会費	120,000	120,000	0
会場費	518	99	418
印刷製本費	15,346	14,646	700
会議費	6,578	9,566	△ 2,988
旅費交通費	27,239	22,012	5,227
通信運搬費	31,887	43,214	△ 11,327
租税公課	170	259	△ 89

(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
新聞図書費	2,133	2,489	△ 356
消耗備品費	850	781	68
消耗品費	7,801	9,678	△ 1,877
システム開発費	441	7,431	△ 6,990
情報収集研修費	3,951	5,087	△ 1,135
リース料	52,023	30,874	21,149
支払手数料	1,093	1,000	92
光熱水料費	9,633	11,009	△ 1,376
賃借料	126,715	127,950	△ 1,234
保険料	166	163	3
保守費	28,640	4,270	24,369
諸団体費	493	304	188
修繕費	396	605	△ 209
事務所費	3,414	3,407	6
慶弔費	20	60	△ 40
雑費	3,398	670	2,728
② 管理費	448,466	589,269	△ 140,803
役員等報酬	96,111	132,067	△ 35,955
給料手当	92,505	96,093	△ 3,587
臨時雇賃金	4,887	8,002	△ 3,114
退職給付費用	13,619	14,274	△ 655
福利厚生費	26,645	25,185	1,460
諸謝金	1,228	2,050	△ 821
顧問料	10,852	9,015	1,837
印刷製本費	765	1,148	△ 382
委託費	1,083	22	1,061
会議費	6,230	7,231	△ 1,000
旅費交通費	9,780	7,431	2,348
通信運搬費	13,348	13,668	△ 320
租税公課	1,034	1,226	△ 192
新聞図書費	885	1,646	△ 761
消耗備品費	43	1,573	△ 1,529
消耗品費	6,953	8,304	△ 1,350
システム開発費	0	4,264	△ 4,264
情報収集研修費	0	12	△ 12
リース料	657	29,753	△ 29,096
支払手数料	2,701	2,831	△ 130
光熱水料費	3,775	3,999	△ 224
賃借料	107,295	107,633	△ 338
保険料	268	353	△ 84
保守費	71	23,974	△ 23,903
修繕費	178	902	△ 724
事務所費	3,842	3,444	398
慶弔費	5,624	132	5,491
減価償却費	36,037	28,561	7,475
リース支払利息	1,255	1,161	93
貸倒引当金繰入額	0	43,065	△ 43,065
雑費	786	10,238	△ 9,452
経常費用計	2,485,311	2,956,211	△ 470,900
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 403,946	△ 430,460	26,513
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 403,946	△ 430,460	26,513

(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 特定資産取崩収益	20,000	20,000	0
消費者活動目的特定資産取崩収益	20,000	20,000	0
経常外収益計	20,000	20,000	0
(2) 経常外費用			
① 固定資産等除却損	0	0	0
建物附属設備除却損	0	0	0
什器備品除却損	0	0	0
固定資産除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	19,999	20,000	0
他会計振替額	0	△ 6,209	6,209
他会計からの繰入額	0	65,542	△ 65,542
他会計への繰出額	0	71,751	△ 71,751
税引前当期一般正味財産増減額	△ 383,946	△ 416,669	32,723
法人税、住民税及び事業税	3,473	3,465	7
当期一般正味財産増減額	△ 387,419	△ 420,135	32,715
一般正味財産期首残高	1,187,389	1,607,524	△ 420,135
一般正味財産期末残高	799,969	1,187,389	△ 387,419
II 指定正味財産増減の部			
① 受取寄付金	△ 20,000	△ 20,000	0
受取寄付金	△ 20,000	△ 20,000	0
当期指定正味財産増減額	△ 20,000	△ 20,000	0
指定正味財産期首残高	2,703,165	2,723,165	△ 20,000
指定正味財産期末残高	2,683,165	2,703,165	△ 20,000
III 基金増減の部			
① 基金受入額	9,800	19,800	△ 10,000
基金受入額	9,800	19,800	△ 10,000
当期基金増減額	9,800	19,800	△ 10,000
基金期首残高	172,110	152,310	19,800
基金期末残高	181,910	172,110	9,800
IV 正味財産期末残高	3,665,045	4,062,664	△ 397,619

②正味財産増減計算書内訳表（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	一般会計	事業 特別会計	資格試験 特別会計	主任者登録 特別会計	登録講習 特別会計	内部取引消去	合 計
1 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
① 基金運用益	87	0	0	0	0	0	87
基金受取利息	87	0	0	0	0	0	87
② 特定資産運用益	7,451	0	0	0	0	0	7,451
特定資産受取利息	7,451	0	0	0	0	0	7,451
③ 受取会費	1,893,804	0	0	0	0	0	1,893,804
受取会費	1,893,804	0	0	0	0	0	1,893,804
④ 行政事務協力収益	4,492	0	0	0	0	0	4,492
行政事務受託収益	4,129	0	0	0	0	0	4,129
代行政事務手数料収益	8	0	0	0	0	0	8
証紙収益	355	0	0	0	0	0	355
⑤ 紛争解決手続収益	49,136	0	0	0	0	0	49,136
紛争解決手続負担金収益	48,912	0	0	0	0	0	48,912
紛争解決手続手数料収益	224	0	0	0	0	0	224
⑥ 物品販売収益	0	7,079	0	0	0	0	7,079
物品販売収益	0	7,079	0	0	0	0	7,079
⑦ 試験受験料収益	0	0	104,550	0	0	0	104,550
試験受験料収益	0	0	104,550	0	0	0	104,550
⑧ 登録手数料収益	0	0	0	6,548	0	0	6,548
主任者登録手数料収益	0	0	0	6,548	0	0	6,548
⑨ 講習受講料収益	0	0	0	0	6,990	0	6,990
主任者講習受講料収益	0	0	0	0	6,990	0	6,990
⑩ 雑収益	844	4	202	170	3	0	1,224
受取利息	259	4	61	9	1	0	335
雑収益	584	0	140	161	2	0	888
経常収益計	1,955,816	7,083	104,752	6,719	6,993	0	2,081,364
(2) 経常費用							
① 事業費	1,822,064	25,660	103,892	36,912	48,314	0	2,036,844
給料手当	992,148	12,955	28,413	11,167	20,781	0	1,065,466
臨時雇賃金(人材派遣料)	27,712	0	0	0	0	0	27,712
退職給付費用	83,922	0	0	0	0	0	83,922
福利厚生費	145,758	2,229	2,644	1,017	2,033	0	153,684
物品仕入費用	0	4,685	0	0	0	0	4,685
物品破棄費用	0	1,409	0	0	0	0	1,409
委託費	137,251	251	56,186	11,147	14,789	0	219,626
諸謝金	13,334	0	840	0	525	0	14,699
広報費	22,723	0	0	0	0	0	22,723
カウンセリング賛助会費	120,000	0	0	0	0	0	120,000
会場費	0	0	100	0	417	0	518
印刷製本費	9,875	0	2,570	1,276	1,623	0	15,346
会議費	6,578	0	0	0	0	0	6,578
旅費交通費	26,550	0	189	25	475	0	27,239
通信運搬費	20,333	878	5,555	4,469	650	0	31,887
租税公課	85	0	63	0	20	0	170
新聞図書費	2,121	0	12	0	0	0	2,133
消耗備品費	766	0	0	0	84	0	850
消耗品費	6,399	0	512	227	661	0	7,801
システム開発費	441	0	0	0	0	0	441
情報収集研修費	3,951	0	0	0	0	0	3,951
リース料	44,983	0	1,943	3,582	1,514	0	52,023
支払手数料	660	20	37	251	122	0	1,093
光熱水料費	9,356	28	124	53	70	0	9,633
賃借料	116,304	3,177	3,639	1,579	2,014	0	126,715
保険料	156	10	0	0	0	0	166
保守費	23,025	0	1,008	2,114	2,492	0	28,640
諸団体費	493	0	0	0	0	0	493
修繕費	347	0	11	0	37	0	396
事務所費	3,414	0	0	0	0	0	3,414
慶弔費	20	0	0	0	0	0	20
雑費	3,345	15	37	0	0	0	3,398
② 管理費	421,682	0	7,035	11,727	8,020	0	448,466
役員等報酬	96,111	0	0	0	0	0	96,111
給料手当	92,505	0	0	0	0	0	92,505
臨時雇賃金	4,887	0	0	0	0	0	4,887
退職給付費用	13,619	0	0	0	0	0	13,619
福利厚生費	26,645	0	0	0	0	0	26,645
諸謝金	1,228	0	0	0	0	0	1,228
顧問料	10,852	0	0	0	0	0	10,852
印刷製本費	765	0	0	0	0	0	765
委託費	1,083	0	0	0	0	0	1,083
会議費	6,230	0	0	0	0	0	6,230
旅費交通費	9,780	0	0	0	0	0	9,780
通信運搬費	13,348	0	0	0	0	0	13,348
租税公課	1,034	0	0	0	0	0	1,034
新聞図書費	885	0	0	0	0	0	885
消耗備品費	43	0	0	0	0	0	43
消耗品費	6,953	0	0	0	0	0	6,953
リース料	657	0	0	0	0	0	657
支払手数料	2,701	0	0	0	0	0	2,701

(単位:千円)

科 目	一般会計	事業 特別会計	資格試験 特別会計	主任者登録 特別会計	登録講習 特別会計	内部取引消去	合 計
光熱水料費	3,775	0	0	0	0	0	3,775
賃借料	107,295	0	0	0	0	0	107,295
保険料	268	0	0	0	0	0	268
保守費	71	0	0	0	0	0	71
修繕費	178	0	0	0	0	0	178
事務所費	3,842	0	0	0	0	0	3,842
慶弔費	5,624	0	0	0	0	0	5,624
減価償却費	10,265	0	6,835	11,369	7,567	0	36,037
リース支払利息	243	0	200	358	453	0	1,255
雑費	786	0	0	0	0	0	786
経常費用計	2,243,747	25,660	110,928	48,640	56,334	0	2,485,311
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 287,930	△ 18,577	△ 6,176	△ 41,921	△ 49,340	0	△ 403,946
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 287,930	△ 18,577	△ 6,176	△ 41,921	△ 49,340	0	△ 403,946
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
① 特定資産取崩収益	20,000	0	0	0	0	0	20,000
消費者活動目的特定資産取崩収益	20,000	0	0	0	0	0	20,000
経常外収益計	20,000	0	0	0	0	0	20,000
(2) 経常外費用							
① 固定資産等除却損	0	0	0	0	0	0	0
建物附属設備除却損	0	0	0	0	0	0	0
什器備品除却損	0	0	0	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	20,000	0	0	0	0	0	20,000
税引前当期一般正味財産増減額	△ 267,930	△ 18,577	△ 6,176	△ 41,921	△ 49,340	0	△ 383,946
法人税、住民税及び事業税	3,473	0	0	0	0	0	3,473
当期一般正味財産増減額	△ 271,403	△ 18,577	△ 6,176	△ 41,921	△ 49,340	0	△ 387,419
一般正味財産期首残高	1,082,970	0	173,036	△ 8,723	△ 59,894	0	1,187,389
一般正味財産期末残高	811,567	△ 18,577	166,859	△ 50,644	△ 109,235	0	799,969
II 指定正味財産増減の部							
① 受取寄付金	△ 20,000	0	0	0	0	0	△ 20,000
受取寄付金	△ 20,000	0	0	0	0	0	△ 20,000
当期指定正味財産増減額	△ 20,000	0	0	0	0	0	△ 20,000
指定正味財産期首残高	2,703,165	0	0	0	0	0	2,703,165
指定正味財産期末残高	2,683,165	0	0	0	0	0	2,683,165
III 基金増減の部							
① 基金受入額	9,800	0	0	0	0	0	9,800
基金受入額	9,800	0	0	0	0	0	9,800
当期基金増減額	9,800	0	0	0	0	0	9,800
基金期首残高	172,110	0	0	0	0	0	172,110
基金期末残高	181,910	0	0	0	0	0	181,910
IV 正味財産期末残高	3,676,642	△ 18,577	166,859	△ 50,644	△ 109,235	0	3,665,045

3. 財務諸表に対する注記

①重要な会計方針

当事業年度より、公益法人会計基準の20年度基準を採用している。

これまで16年度基準でもって資金の収支を中心とする収支計算書により決算報告してきたが、これを参考として、当期間内の収益・費用による資産の増減を中心とする決算報告とすることとした。

①棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸商品については最終仕入原価法による。

②固定資産の減価償却の方法

定額法による減価償却を実施している。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、平成20年3月31日以前の契約については通常の賃貸借処理とし、同4月1日以降の契約については新会計基準による。

③引当金の計上基準

退職給付引当金 …………… 職員に対する引当金のほかに、常勤役員等に対する退職慰労引当金を含み、それぞれの計上基準は、退職金規程及び常勤役員等退職慰労金規則に基づく期末要支給額に相当する金額を計上している。

貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、破産更生債権等の特定の債権について、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

④消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

②特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:千円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
長期活動目的特定資産 (預金) (注1)	2,680,165	0	0	2,680,165
消費者活動目的特定資産 (預金) (注2)	23,000	0	20,000	3,000
退職給付引当資産 (預金) (注3)	130,823	60,000	0	190,823
合 計	2,833,989	60,000	20,000	2,873,989

(注1) 長期活動目的特定資産については、旧各協会等からの寄付のうち、将来の活動のために留保しておく資産である。

(注2) 消費者活動目的特定資産については、消費者啓発及び金銭教育のための資産であり、当期減少額は目的使用によるものである。

(注3) 退職給付引当資産については、将来の退職給付のために留保した資産である。

③ 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：千円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
特定資産				
長期活動目的特定資産 (預金)	2,680,165	(2,680,165)	-	-
消費者活動目的特定資産 (預金)	3,000	(3,000)	-	-
退職給付引当資産 (預金)	190,823	-	-	(190,823)
合 計	2,873,989	(2,683,165)	-	(190,823)

④ 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：千円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	38,990	10,548	28,441
什器備品	27,134	12,897	14,237
什器備品(リース資産)	7,006	2,295	4,710
合 計	73,130	25,740	47,389

⑤ 未収会費・加入金の内訳

(単位：千円)

未収会費	平成23年度上期以前	1,007
	平成23年度下期	2,514
	合計	3,521

⑥ 基金及び代替基金の増減額及びその残高

基金及び代替基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：千円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基金				
基金(預金)(注1)	172,110	9,800	0	181,910
基 金 計	172,110	9,800	0	181,910
代替基金				
代替基金	0	0	0	0
代替基金計	0	0	0	0
合 計	172,110	9,800	0	181,910

(注1) 基金については、会員の加入金であり、定款第66条の定め及び経理規則第31条に基づき、基金として受け入れている。

4. 附属明細書

①基金及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載のとおりである。

②引当金の明細

(単位: 千円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	43,065	0	43,065	0	0
退職給付引当金	187,214	66,373	37,728	0	215,859

5. 財産目録

財産目録 (平成24年3月31日現在)

(単位: 千円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金預金			1,012,918
	現金	手元保管	運転資金として	1,971
	普通預金	三菱東京UFJ銀行他	運転資金として	810,946
	定期預金	三井住友銀行	運転資金として	200,000
	未収会費・加入金	会費未収分	会費の未収分	3,521
	未収金	行政事務受託手数料等未収分	行政事務受託手数料等の未収分	3,018
	前払費用	本・支部家賃前払分等	事務所の平成24年4月分賃借料等	18,160
	前払金	証紙在庫分等	証紙等の在庫分	6,525
	棚卸商品	法令集等在庫分	法令集等の在庫分	5,345
	流動資産合計			1,049,489
(固定資産)				
基金	基金(預金)	加入金収納済分	本協会の業務運営を円滑にするための資産	181,910
特定資産	長期活動目的特定資産(預金)	寄付分	旧各協会等からの寄付金	2,680,165
	消費者活動目的特定資産(預金)	寄付分	消費者啓発等のための資産	3,000
	退職給付引当資産	三井住友銀行他	退職給付引当金見合の引当資産	190,823
その他固定資産等	建物附属設備	本部間仕切り工事等	本部間仕切り工事等	28,441
	什器備品	本部倉庫設備等	本部倉庫設備等	14,237
	ソフトウェア	統計分析用ソフト	統計分析用ソフト	262
	電話加入権	支部電話加入権	支部の電話加入権	298
	敷金	本部事務所敷金等	本部事務所敷金等	152,477
	ソフトウェア(リース資産)	グループウェアソフト等	グループウェアソフト等	134,994
	什器備品(リース資産)	本部サーバ等	本部サーバ等	4,710
固定資産合計				3,391,320
資産合計				4,440,810
(流動負債)	未払金	費用等未払分	アンケート調査費用等の未払分	177,582
	預り金	不明入金預り金等	不明入金等の預り分	8
	前受金	講習受講料前受分	平成24年度講習受講料の前受分	228,935
	前受会費	会費前受分	平成24年度会費の前受分	168
	源泉所得税預り金	源泉所得税預り金等	職員給与・弁護士他の報酬に伴う源泉所得税等	7,558
	社会保険料等預り金	社会保険料預り金等	職員の社会保険料等の預り分	331
	未払消費税等	消費税未払分	消費税の未払分	167
	未払法人税等	法人税未払分	法人住民税均等割の未払分	3,473
	流動負債合計			418,223
(固定負債)				
	リース未払金	グループウェアソフト等未払分	グループウェアソフト等のリース債務	141,681
	退職給付引当金	役職員退職給付引当分	役職員に対する退職金の引当分	215,859
固定負債合計				357,541
負債合計				775,765
正味財産				3,665,045

6. 収支計算書 (参考)

①収支計算書 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 加入金・会費収入	1,874,400	1,903,604	△ 29,204	
② 紛争解決手続収入	45,100	49,136	△ 4,036	
③ 物品販売事業収入	7,072	7,079	△ 7	
④ 試験受験料収入	110,500	104,550	5,950	
⑤ 主任者登録手数料収入	10,080	6,548	3,531	
⑥ 主任者講習受講料収入	6,200	6,990	△ 790	
⑦ その他収入	24,370	13,255	11,114	
事業活動収入計	2,077,722	2,091,164	△ 13,442	
2. 事業活動支出				
① 事業費支出	2,253,024	2,051,166	201,857	
② 管理費支出	417,742	398,146	19,595	
③ 法人税、住民税及び事業税	0	3,473	△ 3,473	
事業活動支出計	2,670,766	2,452,786	217,979	
事業活動収支差額	△ 593,044	△ 361,621	△ 231,422	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
① 消費者活動目的特定資産取崩収入	20,000	20,000	0	
② 敷金戻り収入	0	16,841	△ 16,841	
投資活動収入計	20,000	36,841	△ 16,841	
2. 投資活動支出				
① 基金取得支出	14,400	9,800	4,600	
② 退職給付引当資産取得支出	128,538	60,000	68,538	
③ その他投資活動支出	3,000	1,253	1,746	
投資活動支出計	145,938	71,053	74,884	
投資活動収支差額	△ 125,938	△ 34,212	△ 91,725	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	111,800	0	111,800	
当期収支差額	△ 830,782	△ 395,833	△ 434,948	
前期繰越収支差額	1,027,099	1,027,099	0	
次期繰越収支差額	196,317	631,265	△ 434,948	

② 収支計算書内訳表（平成23年4月1日～平成24年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	一般会計			事業特別会計			資格試験特別会計		
	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部									
1. 事業活動収入									
① 加入金・会費収入	1,874,400	1,903,604	△ 29,204	0	0	0	0	0	0
② 紛争解決手続収入	45,100	49,136	△ 4,036	0	0	0	0	0	0
③ 物品販売事業収入	0	0	0	7,072	7,079	△ 7	0	0	0
④ 試験受験料収入	0	0	0	0	0	0	110,500	104,550	5,950
⑤ 主任者登録手数料収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 主任者講習受講料収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ その他収入	24,370	12,875	11,494	0	4	△ 4	0	202	△ 202
事業活動収入計	1,943,870	1,965,616	△ 21,746	7,072	7,083	△ 11	110,500	104,752	5,747
2. 事業活動支出									
① 事業費支出	1,972,255	1,811,016	161,238	38,150	25,660	12,489	129,724	109,979	19,744
② 管理費支出	417,742	398,146	19,595	0	0	0	0	0	0
③ 法人税、住民税及び事業税	0	3,473	△ 3,473	0	0	0	0	0	0
事業活動支出計	2,389,997	2,212,635	177,361	38,150	25,660	12,489	129,724	109,979	19,744
事業活動収支差額	△ 446,127	△ 247,018	△ 199,108	△ 31,078	△ 18,577	△ 12,500	△ 19,224	△ 5,227	△ 13,996
II 投資活動収支の部									
1. 投資活動収入									
① 消費者活動目的特定資産取崩収入	20,000	20,000	0	0	0	0	0	0	0
② 敷金戻り収入	0	16,841	△ 16,841	0	0	0	0	0	0
投資活動収入計	20,000	36,841	△ 16,841	0	0	0	0	0	0
2. 投資活動支出									
① 基金取得支出	14,400	9,800	4,600	0	0	0	0	0	0
② 退職給付引当資産取得支出	128,538	60,000	68,538	0	0	0	0	0	0
③ その他投資活動支出	3,000	1,253	1,746	0	0	0	0	0	0
投資活動支出計	145,938	71,053	74,884	0	0	0	0	0	0
投資活動収支差額	△ 125,938	△ 34,212	△ 91,725	0	0	0	0	0	0
III 財務活動収支の部									
1. 財務活動収入									
財務活動収入計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 財務活動支出									
財務活動支出計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
IV 予備費支出	100,000	0	100,000	0	0	0	10,000	0	10,000
当期収支差額	△ 672,065	△ 281,231	△ 390,833	△ 31,078	△ 18,577	△ 12,500	△ 29,224	△ 5,227	△ 23,996
前期繰越収支差額	927,461	927,461	0	0	0	0	167,896	167,896	0
次期繰越収支差額	255,396	646,230	△ 390,833	△ 31,078	△ 18,577	△ 12,500	138,672	162,668	△ 23,996

(単位:千円)

科 目	主任者登録特別会計			登録講習特別会計			合 計		
	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部									
1. 事業活動収入									
① 加入金・会費収入	0	0	0	0	0	0	1,874,400	1,903,604	△ 29,204
② 紛争解決手続収入	0	0	0	0	0	0	45,100	49,136	△ 4,036
③ 物品販売事業収入	0	0	0	0	0	0	7,072	7,079	△ 7
④ 試験受験料収入	0	0	0	0	0	0	110,500	104,550	5,950
⑤ 主任者登録手数料収入	10,080	6,548	3,531	0	0	0	10,080	6,548	3,531
⑥ 主任者講習受講料収入	0	0	0	6,200	6,990	△ 790	6,200	6,990	△ 790
⑦ その他収入	0	170	△ 170	0	3	△ 3	24,370	13,255	11,114
事業活動収入計	10,080	6,719	3,360	6,200	6,993	△ 793	2,077,722	2,091,164	△ 13,442
2. 事業活動支出									
① 事業費支出	53,353	48,554	4,798	59,542	55,956	3,585	2,253,024	2,051,166	201,857
② 管理費支出	0	0	0	0	0	0	417,742	398,146	19,595
③ 法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	0	0	0	3,473	△ 3,473
事業活動支出計	53,353	48,554	4,798	59,542	55,956	3,585	2,670,766	2,452,786	217,979
事業活動収支差額	△ 43,273	△ 41,835	△ 1,437	△ 53,342	△ 48,962	△ 4,379	△ 593,044	△ 361,621	△ 231,422
II 投資活動収支の部									
1. 投資活動収入									
① 消費者活動目的特定資産取崩収入	0	0	0	0	0	0	20,000	20,000	0
② 敷金戻り収入	0	0	0	0	0	0	0	16,841	△ 16,841
投資活動収入計	0	0	0	0	0	0	20,000	36,841	△ 16,841
2. 投資活動支出									
① 基金取得支出	0	0	0	0	0	0	14,400	9,800	4,600
② 退職給付引当資産取得支出	0	0	0	0	0	0	128,538	60,000	68,538
③ その他投資活動支出	0	0	0	0	0	0	3,000	1,253	1,746
投資活動支出計	0	0	0	0	0	0	145,938	71,053	74,884
投資活動収支差額	0	0	0	0	0	0	△ 125,938	△ 34,212	△ 91,725
III 財務活動収支の部									
1. 財務活動収入									
財務活動収入計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 財務活動支出									
財務活動支出計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
IV 予備費支出	0	0	0	1,800	0	1,800	111,800	0	111,800
当期収支差額	△ 43,273	△ 41,835	△ 1,437	△ 55,142	△ 48,962	△ 6,179	△ 830,782	△ 395,833	△ 434,948
前期繰越収支差額	△ 8,483	△ 8,483	0	△ 59,774	△ 59,774	0	1,027,099	1,027,099	0
次期繰越収支差額	△ 51,756	△ 50,318	△ 1,437	△ 114,916	△ 108,737	△ 6,179	196,317	631,265	△ 434,948

付 録

貸金業界と資金需要者の現状（概要）

貸金業が担う資金供給機能等の現状と 動向に関する調査結果報告から

日本貸金業協会では、貸金業が担う資金供給機能等を検証するため、「貸金業者」および「資金需要者」を対象に、アンケート調査（「貸金業者の経営実態等に関する調査」および「資金需要者の現状と動向に関する調査」）を実施しました。

これら2つのアンケートと、金融庁「貸金業関係資料集」から得られた調査・分析結果を抜粋して紹介いたします。

データ概要

■貸金業者の経営実態等に関する調査

- ①調査期間 2011年10月7日から11月11日
- ②回答者数 貸金業者1,026業者（協会員：731業者／非協会員：295業者）
- ③調査方法 郵送調査法および電子メールによる調査

■資金需要者の現状と動向に関する調査

- ①調査期間 2011年11月18日から12月14日
- ②回答者数 資金需要者6,552名（個人：3,618名／専業主婦（主夫）：1,187名／事業者：1,747名）
 - ※消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高がある個人の借入利用者3,618名を抽出
 - ※消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入経験があり、パート収入含む一切の収入がない専業主婦（主夫）の借入利用者1,187名を抽出
 - ※貸金業者から事業性資金（運転資金・設備資金など）の借入残高がある個人事業主の借入利用者1,211名と、本人が経営する会社または所属する会社に貸金業者から事業性資金の借入れをしたことがある企業経営者の借入利用者536名を抽出
- ③調査方法 インターネット調査法

貸金市場の状況

貸金業者数、貸付残高ともに減少傾向

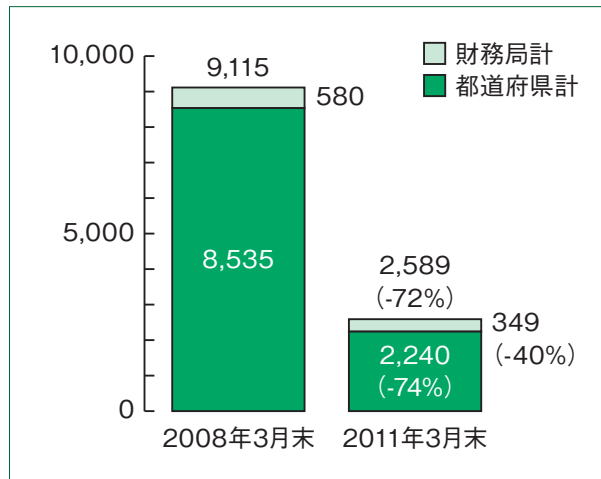
貸金業者数の推移について、金融庁「貸金業関係資料集」（2011年12月公表）によると、2008年3月から2011年3月の3年間で登録貸金業者数は9,115業者から2,589業者と、6,526業者（▲72%）減少しています。

地区別の推移を見ると、特に減少が激しいのは九州／沖縄地区と北海道地区となっています。九州財務局、福岡財務支局、沖縄総合事務局を合わせた九州／沖縄地区では2008年3月の1,600業者から2011年3月には330業者まで（▲79%）減少し、北海道地区では336業者から78業者まで（▲77%）減少しています。

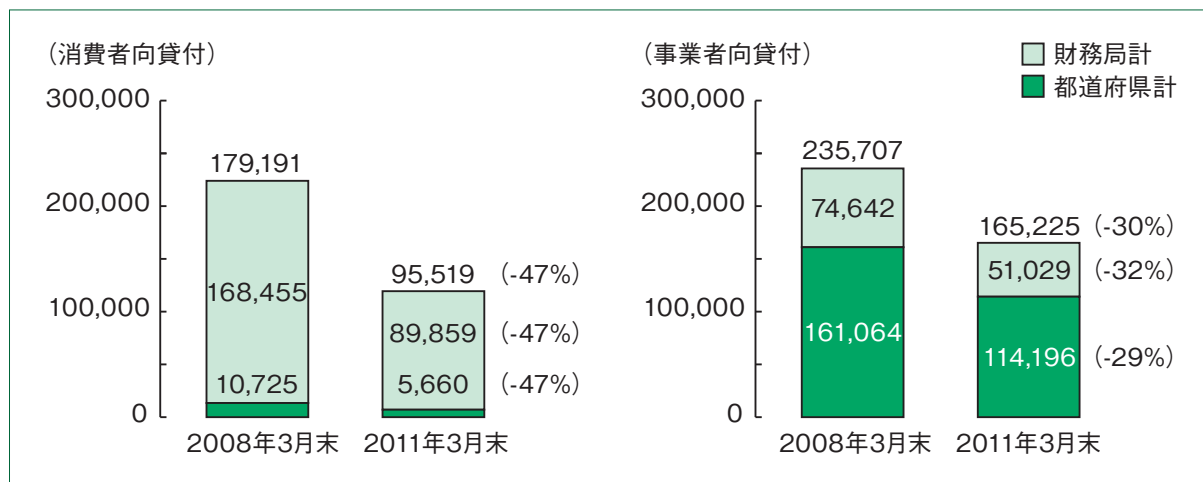
貸付残高に関しては、消費者向貸付の残高が2008年3月の17.9兆円から2011年3月には9.6兆円まで47%減少、事業者向貸付の残高は23.6兆円から16.5兆円へと30%減少と、双方とも減少傾向にあります。

消費者向貸付残高の推移を地区別に見ると、特に減少幅が多い地区は東北地区、北陸地区、九州／沖縄地区となっています。2008年3月から2011年3月にかけて、東北地区では1,012億円から349億円、北陸地区では306億円から103億円、九州／沖縄地区では7,554億円から2,568億円と、各々66%減少しています。同様に、事業者向貸付の推移を地区別に見ると、最も減少幅が多い地区は四国地区であり、1,411億円から192億円と、86%減少となっています。

財務局・都道府県別の登録貸金業者数



財務局・都道府県別の貸付残高

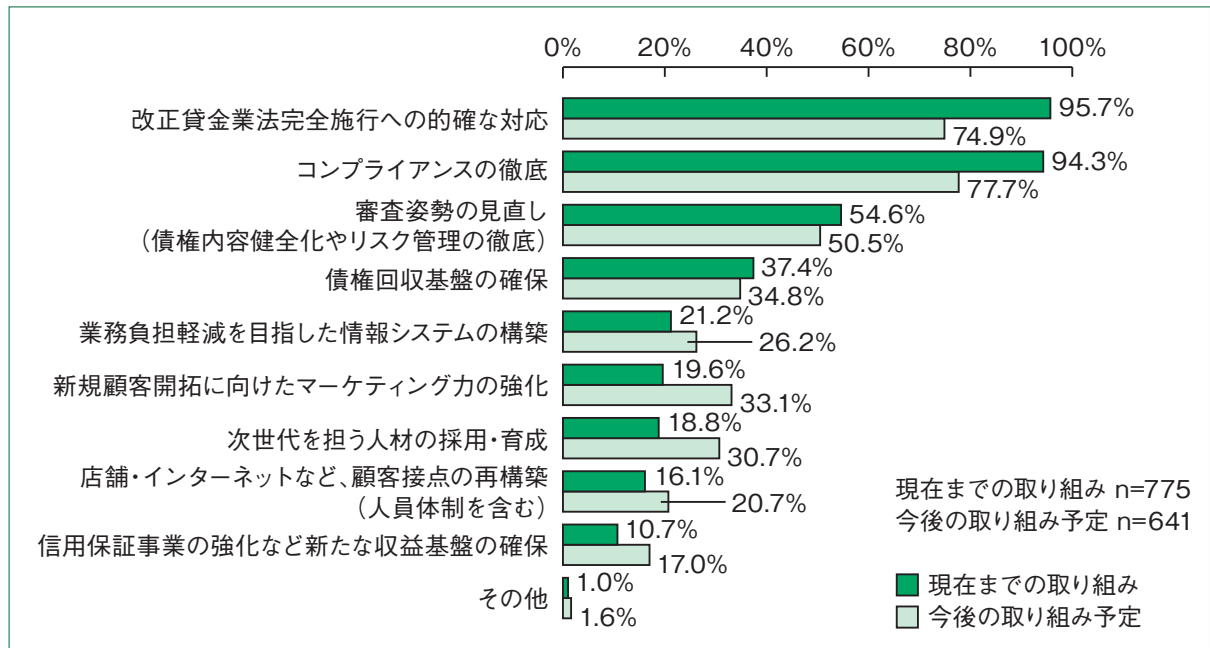


貸金業者の状況

貸金業者の収益構造の変化

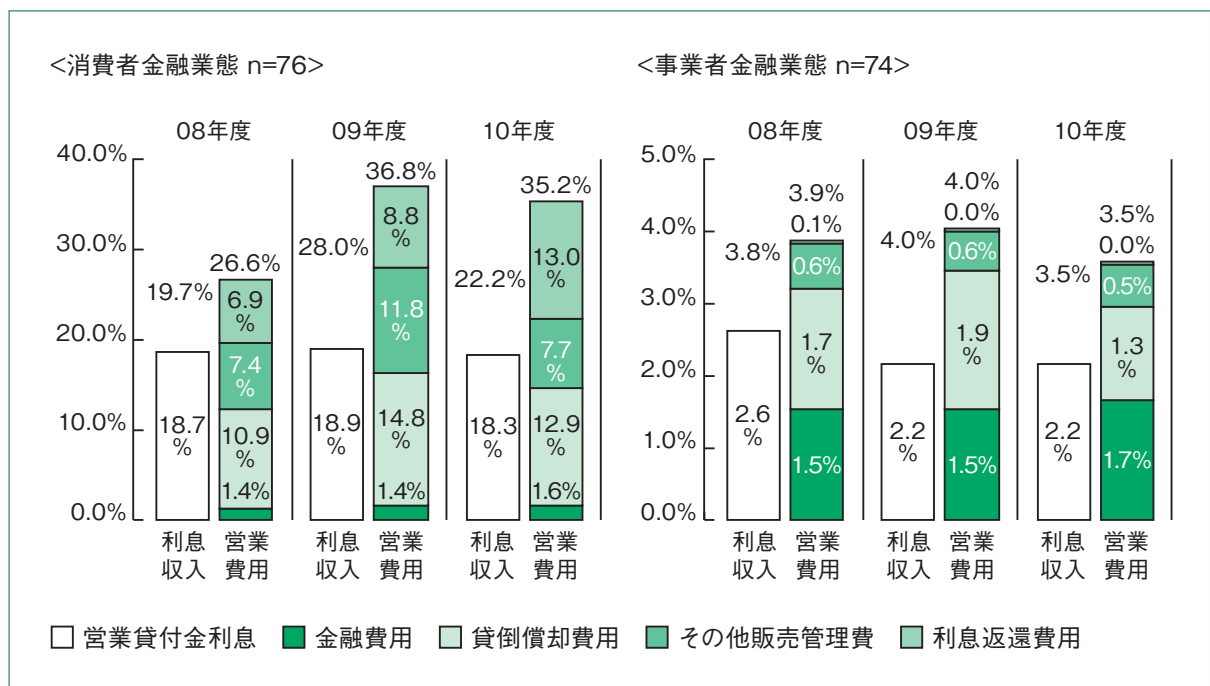
2010年6月の完全施行以降の経営課題への取り組み状況について、貸金業者に尋ねたところ、現在96%が「改正貸金業法完全施行への的確な対応」、94%が「コンプライアンスの徹底」に取り組んでおり、今後も貸金業者の78%が「コンプライアンスの徹底」、75%が「改正貸金業法完全施行への的確な対応」に取り組むと回答しています（図表1）。

図表1 貸金業者における経営課題への取組状況（複数回答）



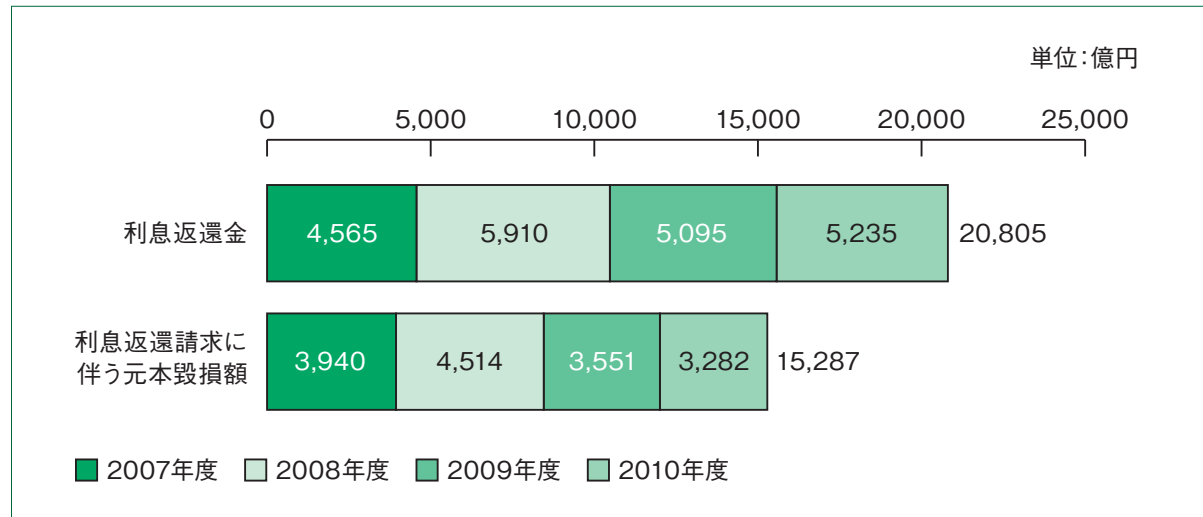
貸金業者の収益構造を把握するために、直近3期の営業貸付金残高（平均残高）、営業貸付金利息、及び貸金業における営業費用として、金融費用、貸倒償却費用、その他販売管理費、利息返還費用（利息返還金）を調査し、「営業貸付金利息の営業貸付金残高に対する比率」、「営業費用総額（利息返還費用を含む）の営業貸付金残高に対する比率」の推移を分析した結果が図表2となっています。消費者金融業態の「営業貸付金利息の営業貸付金残高に対する比率」は、2008年度が19%であったのに対して、2010年度は18%に低下しています。一方、営業費用総額（利息返還費用を含む）の比率は、2008年度が27%であったのに対し、2010年度は35%へと増加しています。このことから、貸金業者の収益構造が恒常的な赤字体質となっていることが窺えます。

図表2 貸金業者の各収支項目の営業貸付残高比率の推移（消費者金融業態・事業者金融業態）



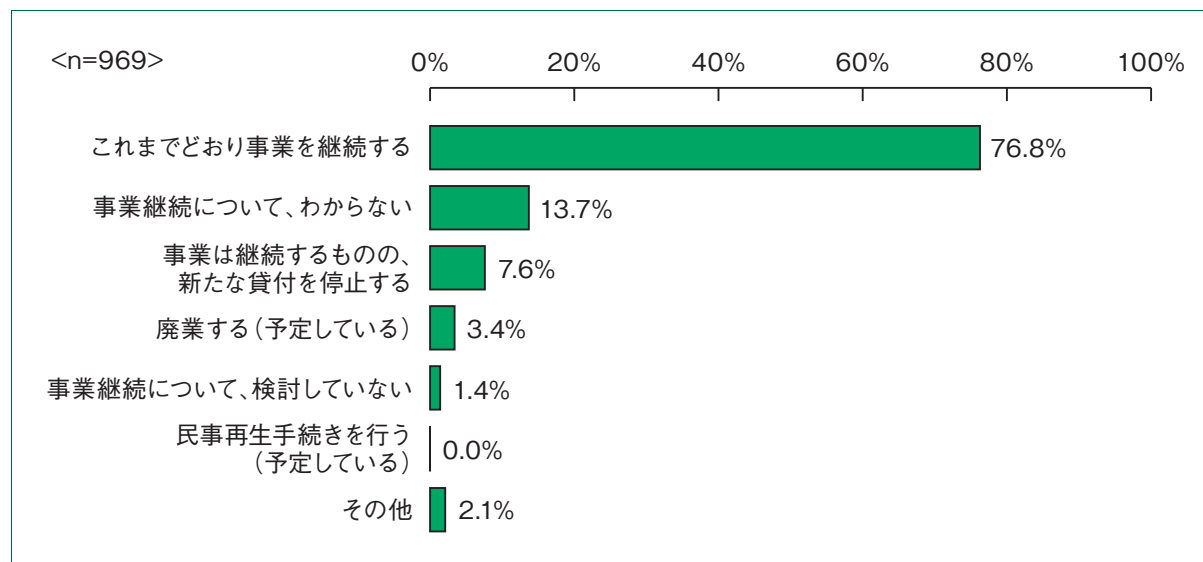
図表3は、貸金業者における利息返還請求に伴う元本毀損額と利息返還金を合わせると、2010年度は8,517億円となり、2007年度以降4期分の合計で約3.6兆円に達しており、利息返還請求が貸金業者に相当程度の財務的な影響を与える結果となっています。

図表3 利息返還金、利息返還請求に伴う元本毀損額の推移



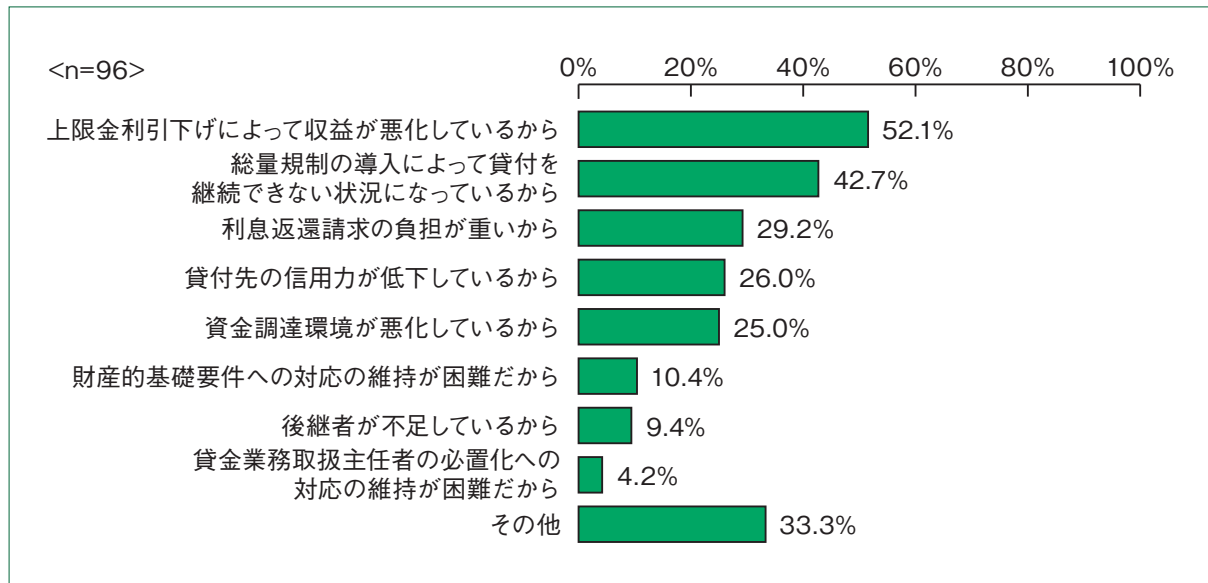
今後の貸金業の事業継続については、貸金業者の77%が「これまでどおり事業を継続する」と回答しています。一方、8%は「事業は継続するものの、新たな貸付を停止する」、3%は「廃業する（予定している）」と回答しています（図表4）。

図表4 今後の事業継続の見通し（複数回答）



新規貸付を停止する、または廃業すると回答した貸金業者にその理由をきいたところ、52%が「上限金利引下げによって収益が悪化するから」、43%が「総量規制の導入によって貸付を継続できない状況になっているから」、29%が「利息返還請求の負担が重いから」と回答しており（図表5）、法改正や利息返還請求が貸金業者の経営に影響を与える結果となっています。

図表5 事業継続が困難及び新規貸付停止の理由（複数回答）

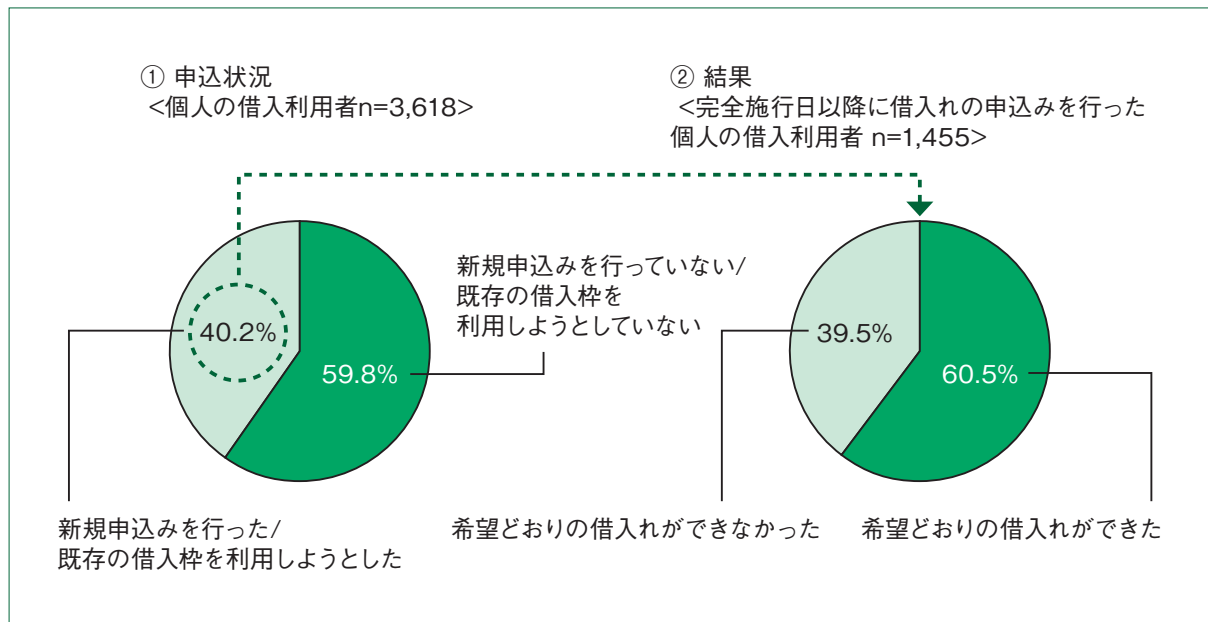


資金需要者の借入状況

法制度に柔軟性を求める声も

個人の借入利用者の、改正貸金業法の完全施行日以降の借入状況を表しているのが図表6であり、個人の借入利用者の40%が借入れを申込み、そのうち61%が希望どおりの借入れができたという結果となっています。

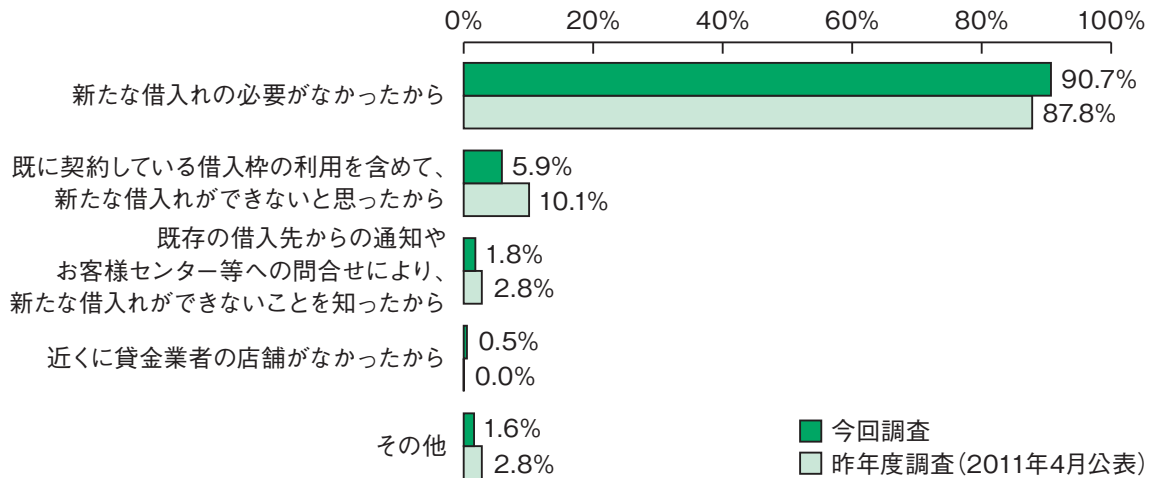
図表6 個人の借入利用者の完全施行日以降の申込状況とその結果



一方、完全施行日以降に借入れの申込みをしなかった個人の借入利用者（60%）のうち、91%は新たな借入れを必要としていません（図表7）

図表7 完全施行日以降に借入を申し込まなかった理由（複数回答）

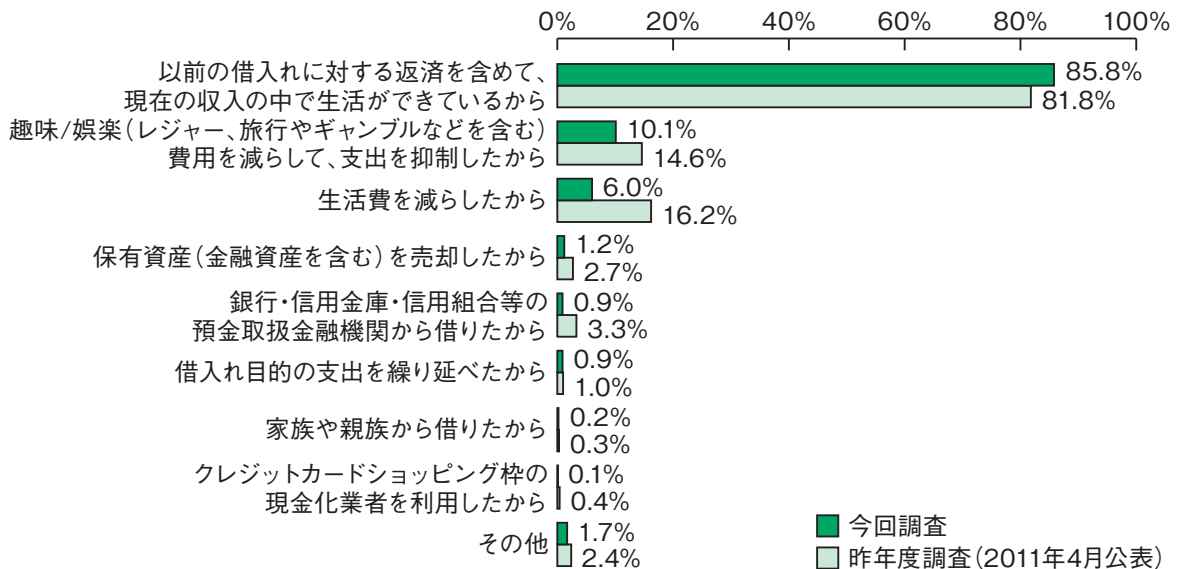
<今回調査で、新たな借入を申し込まなかったと回答した借入利用者 n=2,163から回答していない方を除いた値 (n=1,532)、昨年度資金需要者調査で、新たな借入を申し込まなかったと回答した借入利用者 n=1,416>



その理由として86%が「以前の借入に対する返済を含めて、現在の収入の中で生活できているから」と回答しています（図表8）。

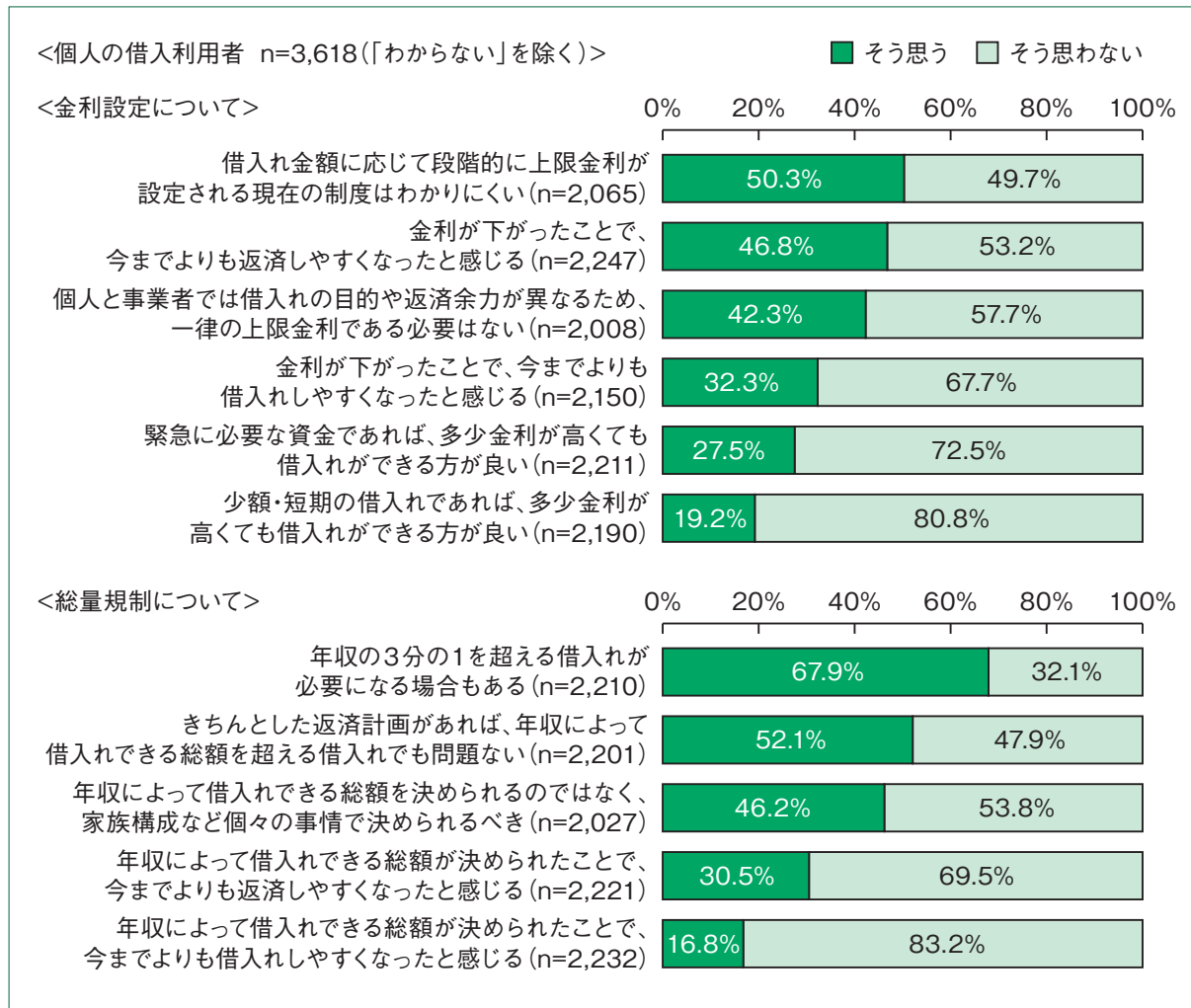
図表8 完全施行日以降に借入を申し込む必要がなかった理由（複数回答）

<今回調査で、新たな借入の必要がなかったからと回答した借入利用者 n=1,389、昨年度調査で、新たな借入の必要がなかったからと回答した借入利用者 n=1,243>



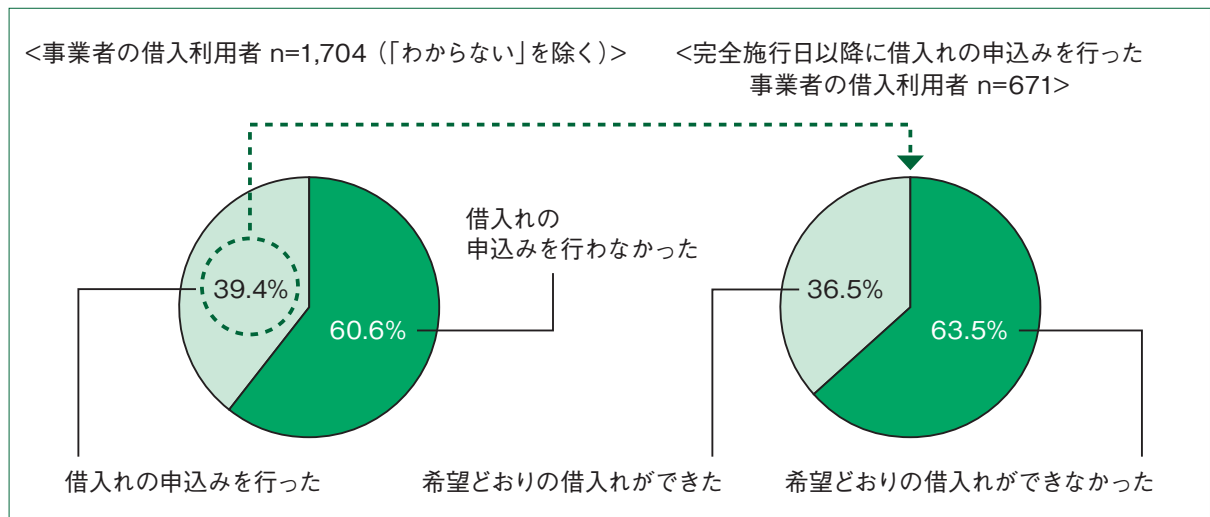
今回の調査では、個人の借入利用者が現在の法制度に対してどのような意見を持っているのかについても確認しており、金利設定に対しては50%が「借入金額に応じて段階的に上限金利が設定される現在の制度はわかりにくい」と回答しています。また、総量規制については68%が「年収の3分の1を超える借入が必要になる場合もある」と回答しており、法制度に対して柔軟性を求める声がある状況となっています（図表9）。

図表9 借入れする際の金利設定や総量規制に対する意見



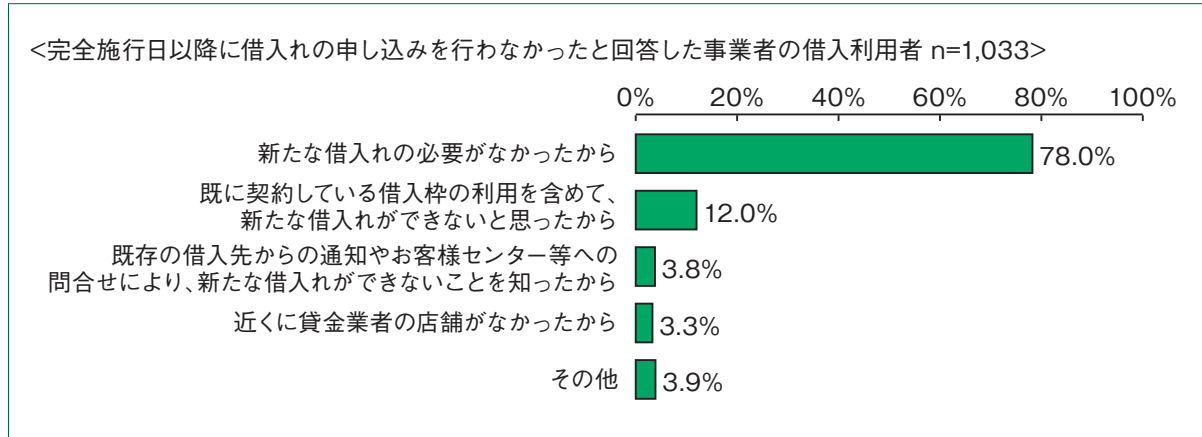
同様に、事業者の借入利用者の借入状況を確認したところ、事業者の借入利用者の39%が改正貸金業法の完全施行日以降に借入れを申込んだと回答し、そのうち37%が希望どおりの借入れができたという結果となっています（図表10）

図表10 事業者の借入利用者の完全施行日以降の申込状況とその結果



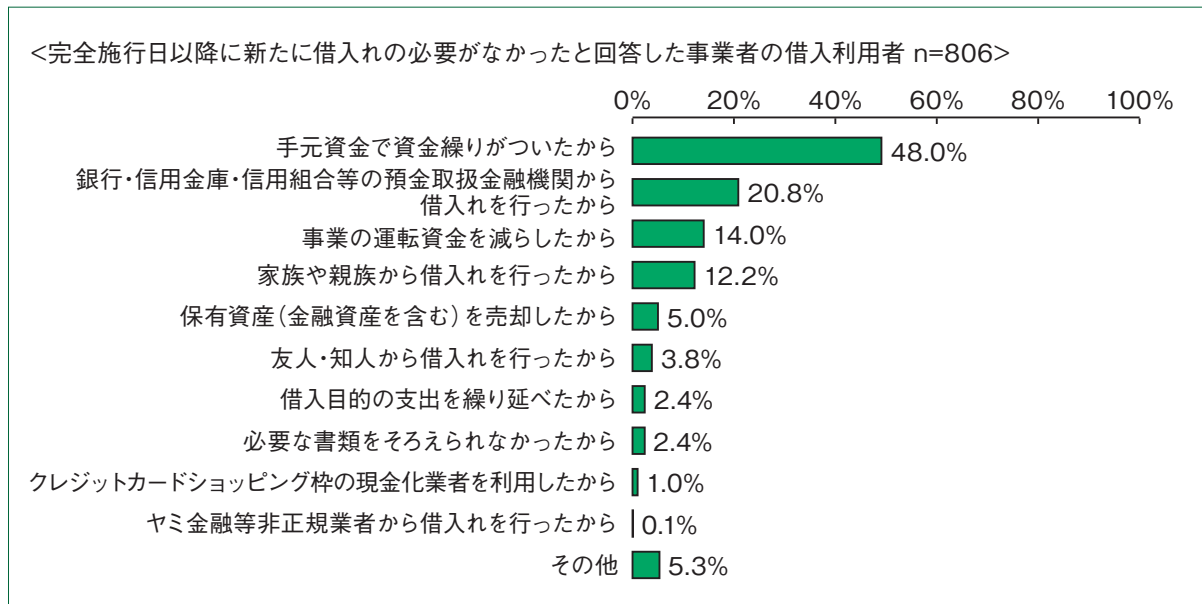
一方、完全施行日以降に借入れの申込みをしなかった事業者の借入利用者（61％）のうち78％は新たな借入を必要としていません（図表11）。

図表11 完全施行日以降に借入れの申込みを行わなかった理由（複数回答）



その理由を確認したところ、48％が「手元資金で資金繰りがついたから」、21％が「銀行・信用金庫・信用組合等の預金取扱金融機関から借入を行ったから」と回答しています（図表12）。

図表12 完全施行日以降に借入れの申込みを行わなかった理由（複数回答）



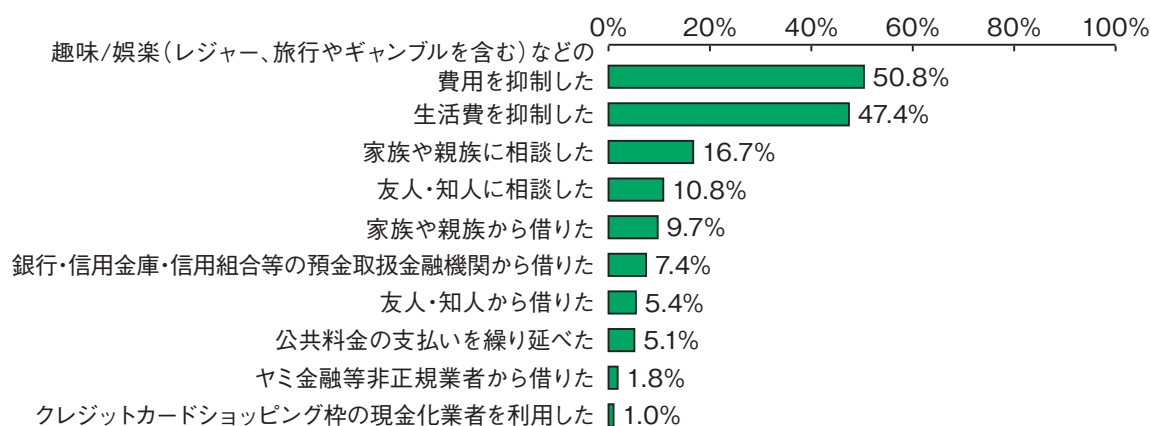
借入れできなかった資金需要者の動向

支出抑制を行う傾向が顕著に

改正貸金業法の完全施行日以降に借入れを申込み、希望どおり借入れできなかった個人の利用者に対して、その後の行動を尋ねたところ、51%が「趣味/娯楽（レジャー、旅行やギャンブルを含む）などの費用を抑制した」、48%が「生活費を抑制した」と回答しており（図表13）、希望どおりの借入れができなかった際に、支出抑制を行う傾向がある結果となっています。

図表13 希望どおりの借入れができなかった際に取った行動（複数回答）

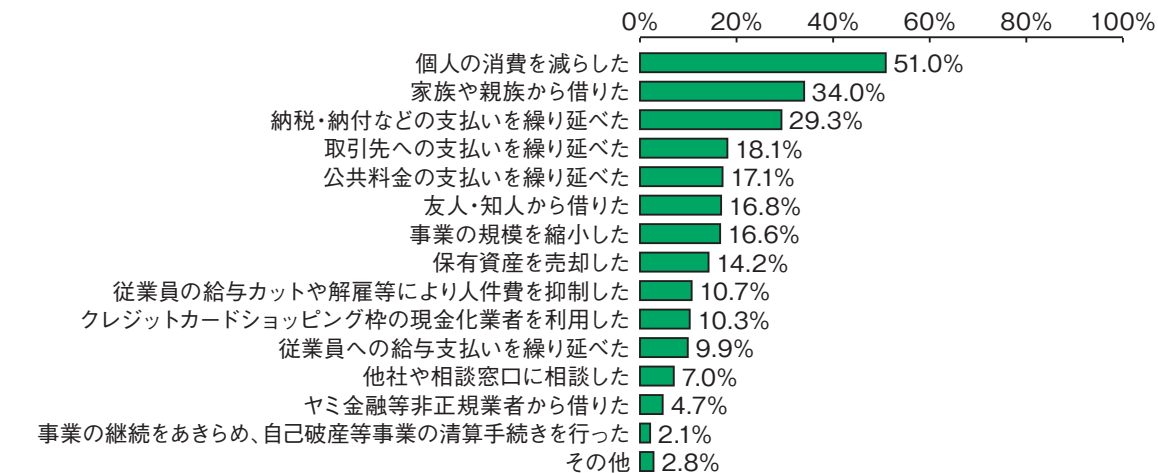
<希望どおりの借入れができなかった個人のうち、「特に何もしていない」を除いた個人の借入利用者 n=390>



同様に、改正貸金業法の完全施行日以降に借入れを申込み、希望どおり借入れできなかった事業者の借入利用者の行動を確認したところ、51%が「個人の消費を減らした」、34%が「家族や親族から借りた」、29%が「納税・納付などの支払いを繰り延べた」と回答しており、個人の借入利用者と同様に支出抑制の傾向が窺える結果となっています（図表14）。

図表14 完全施行日以降に希望どおりの借入れができなかった際の行動（複数回答）

<希望どおりの借入れができなかった事業者の借入利用者 n=614>

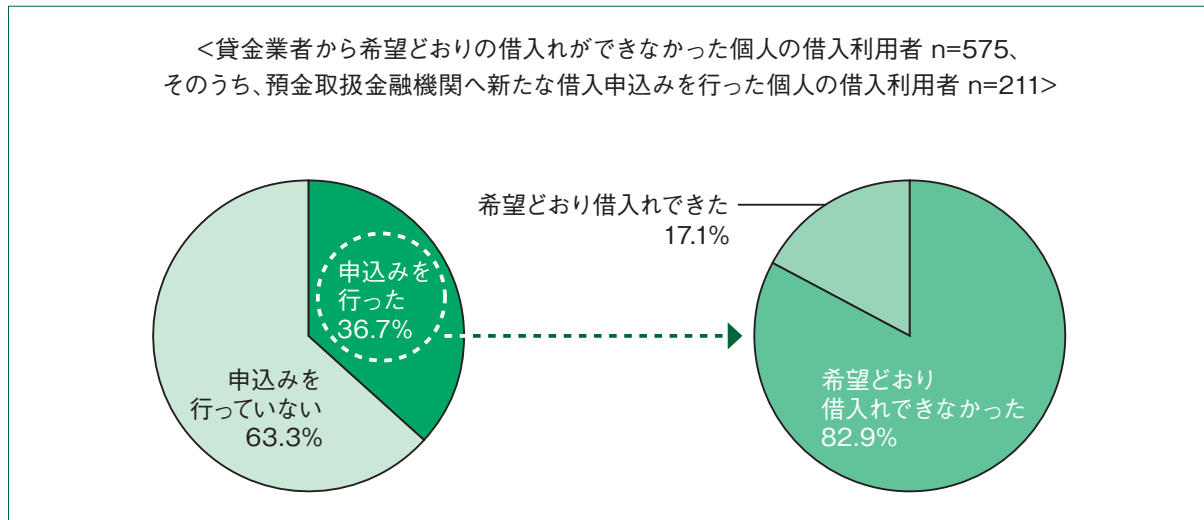


銀行等預金取扱金融機関からの借入状況

金融機関の融資姿勢に変化

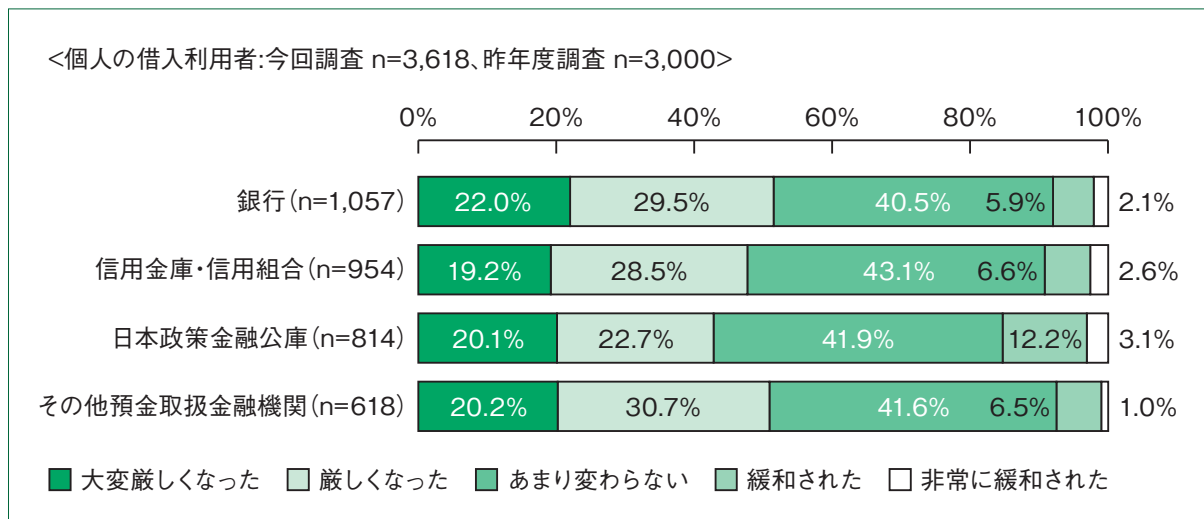
希望どおり借入れできなかった個人の借入利用者の、預金取扱金融機関への借入申込状況を確認したところ、37%は預金取扱金融機関に対して新たな借入の申込みを行っており、そのうち17%は希望どおりの借入れができた、83%は希望どおりの借入れができなかったと回答しています（図表15）。

図表15 預金取扱金融機関への新たな借入申込経験とその結果



また、事業者の借入利用者に対して、現在借入れがある預金取扱金融機関の融資姿勢について確認した結果、事業者の借入利用者の52%が銀行の融資姿勢が「大変厳しくなった」、「厳しくなった」と回答しています（図表16）。

図表16 預金取扱金融機関の融資姿勢

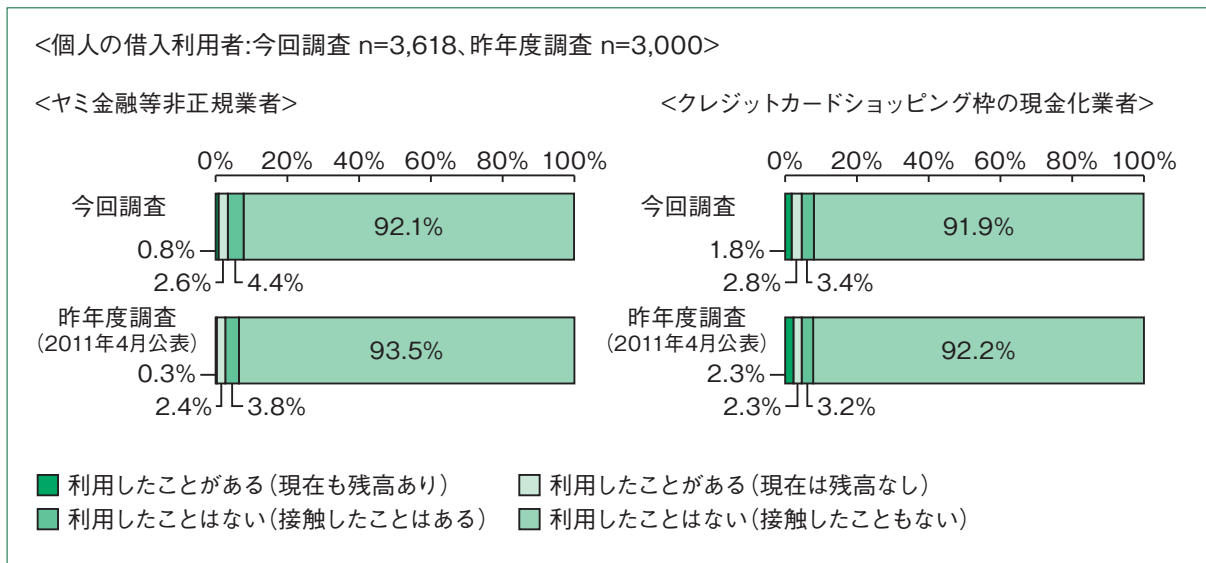


ヤミ金融等非正規業者からの借入状況

個人より事業者の接触比率が高い

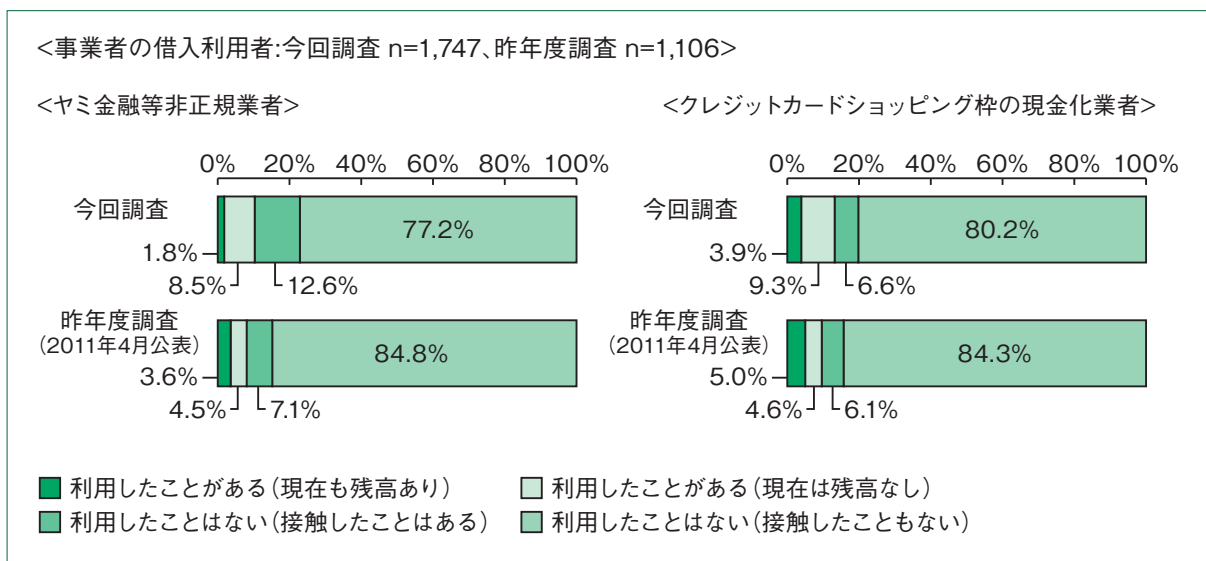
ヤミ金融等非正規業者、クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験を表しているのが図表17です。個人の借入利用者のうち、ヤミ金融等非正規業者との接触経験がある割合は8%、クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験がある割合は8%となり、2011年4月に公表した資金需要者調査（以下“平成22年度資金需要者調査”と記載）からそれぞれ1.3ポイント、0.2ポイント上昇しています。

図表17 個人の借入利用者のヤミ金融等及びクレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験有無



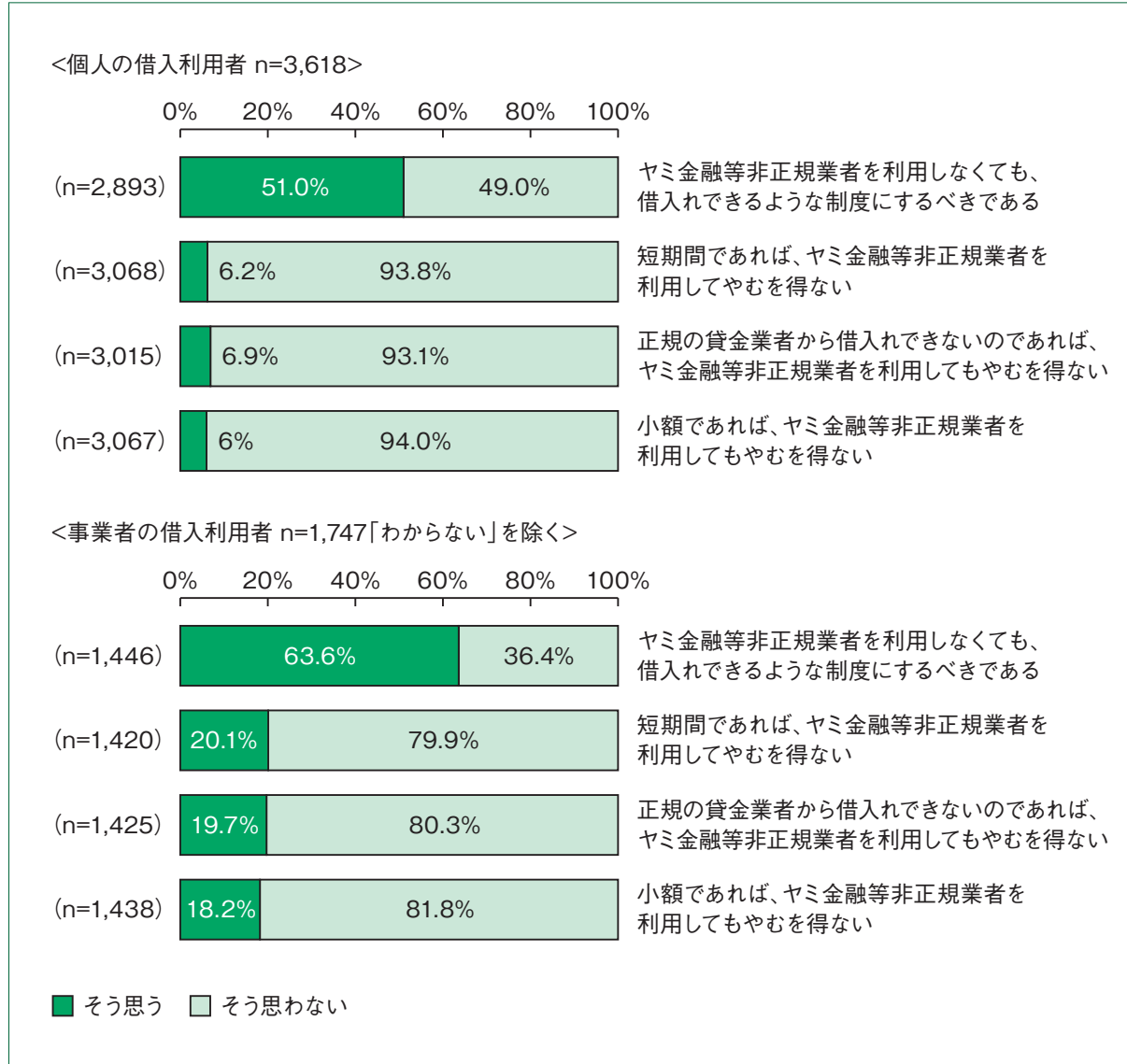
一方、事業者の借入利用者では、ヤミ金融等非正規業者との接触経験がある割合は23%、クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験がある割合は20%となり、平成22年度資金需要者調査よりそれぞれ8ポイント、4ポイント上昇しています（図表18）。

図表18 事業者の借入利用者のヤミ金融等及びクレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験有無



また、個人、事業者双方の借入利用者に対して、ヤミ金融等非正規業者の利用意向を尋ねたところ、「正規の貸金業者から借入れできないのであれば、ヤミ金融等非正規業者を利用してもやむを得ない」と考えている個人の借入利用者は7%であるのに対して、事業者の借入利用者は20%という結果になっており、事業者の方が資金調達のためにやむを得ずヤミ金融等非正規業者を利用しようとする傾向にある結果となっています（図表19）。

図表19 ヤミ金融等の利用意向



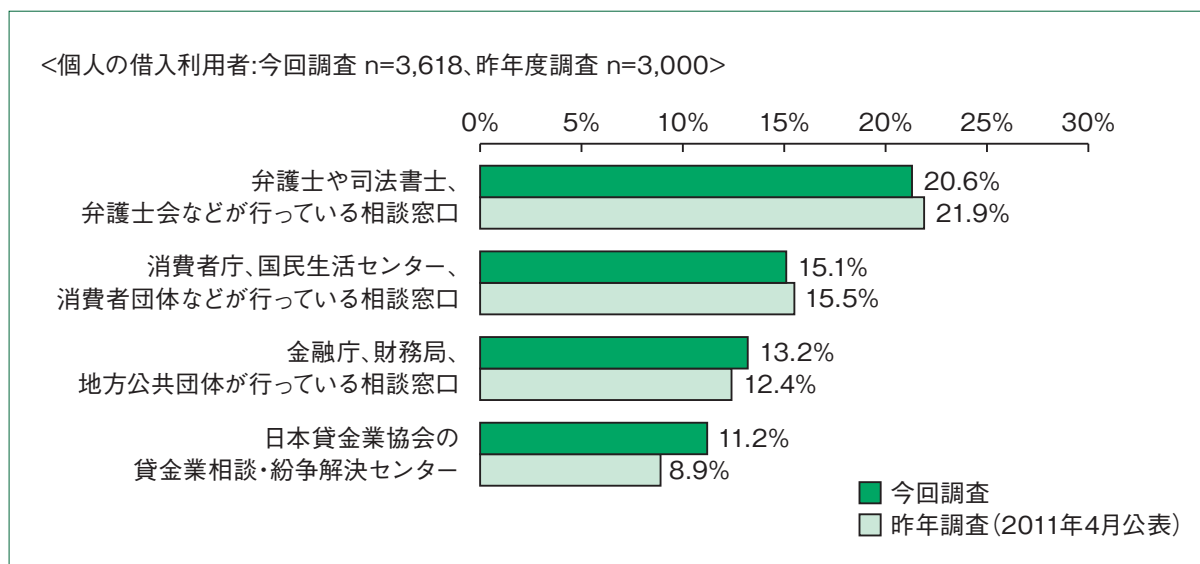
セーフティネット貸付の認知と利用状況

「各種貸付制度」の利用拡大が求められる

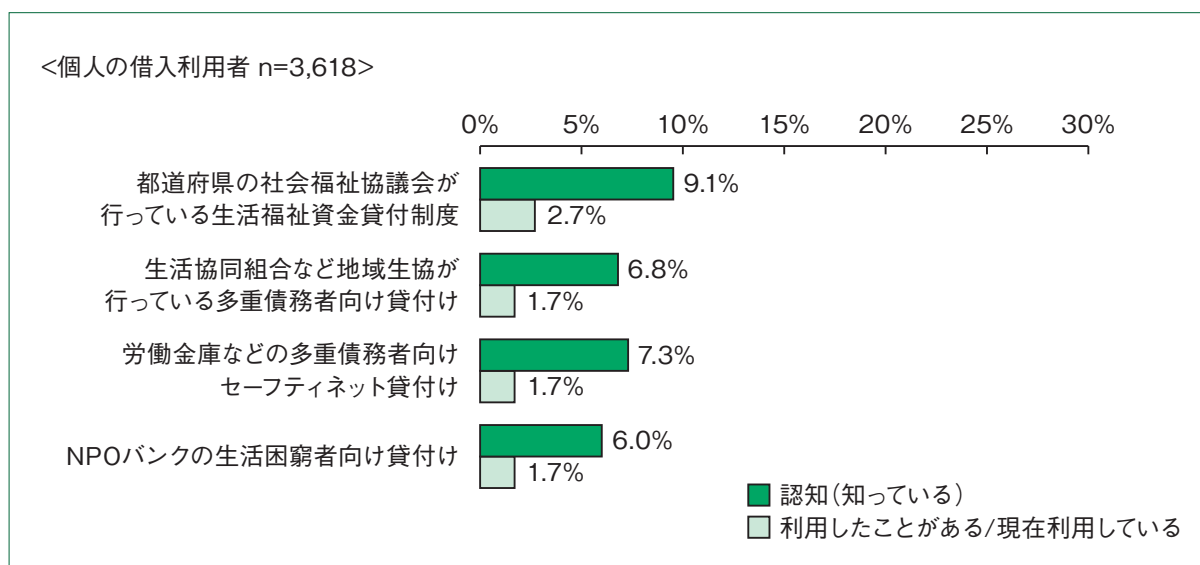
個人の借入利用者の、セーフティネットに対する認知や利用経験を表しているのが図表20、21です。「多重債務者に対する生活再建をフォローする相談サービス」において認知率が最も高かったのは「弁護士や司法書士、弁護士会などが行っている相談窓口」で、個人の借入利用者の21%が認知しているという結果となっています。

同様に、「多重債務者等の生活再建・事業再生のための貸付制度」の認知率を確認したところ、「都道府県の社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付制度」の認知率が9%と最も高くなっています。また、個人の借入利用者の3%は「都道府県の社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付制度」を「利用したことがある/現在利用している」と回答しており、今後の認知・利用拡大が求められていると言えます。

図表20 多重債務者に対する生活再建をフォローする相談サービスの認知

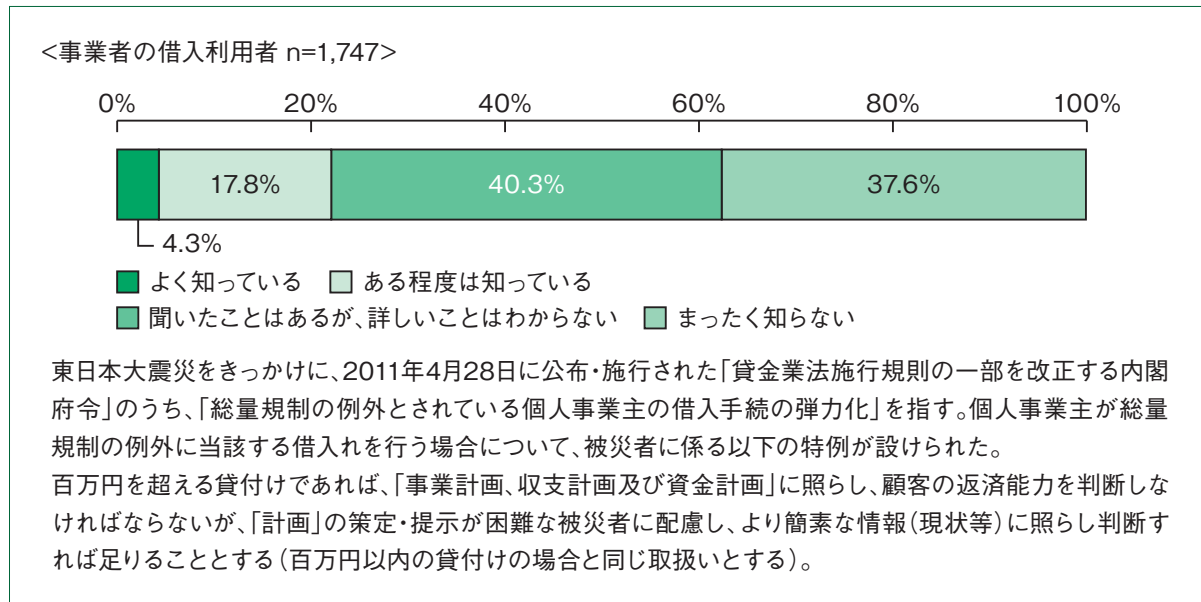


図表21 多重債務者等の生活再建・事業再生のための貸付制度の認知と利用経験

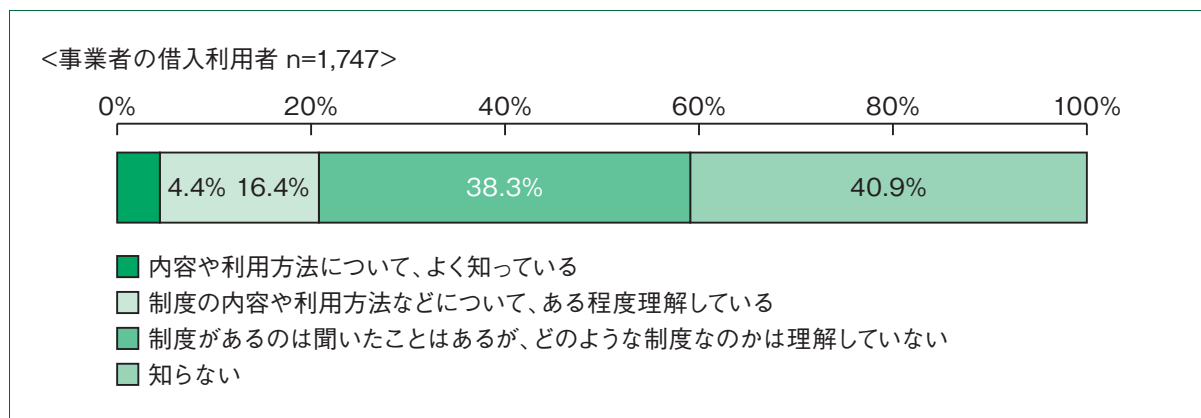


事業者の借入利用者の、「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」に対する認知率を表しているのが図表22であり、事業者の借入利用者の22%が「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」を認知しています。同様に、「金融円滑化対策」に基づく金融機関への「貸付条件の変更」に対する認知率を確認したところ、事業者の21%が認知し（図表23）、その内40%が実際に「貸付条件の変更」を申込んだと回答しており、今後の利用拡大が期待される結果となっています（図表24）

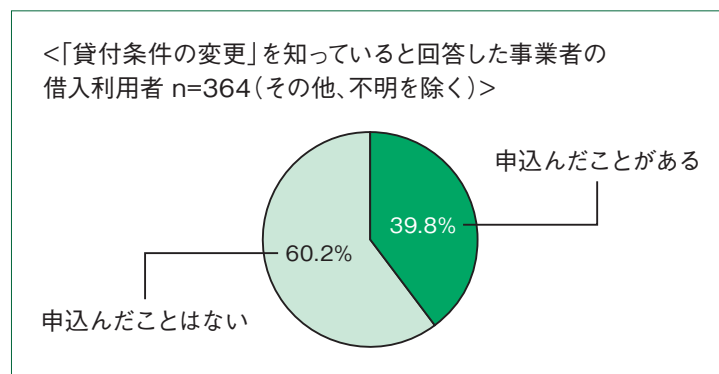
図表22 貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令の認知



図表23 中小企業金融円滑化法に基づく「貸付条件の変更」の認知



図表24 中小企業金融円滑化法に基づく「貸付条件の変更」の申込状況



第3章 総会・理事会・委員会・協議会・役員等

1. 総会

平成23年6月14日、第4回定時総会を開催し、次の議案を付議し、すべて原案どおり承認可決した。

- 第1号 平成22年度事業報告書承認に関する件
- 第2号 平成22年度収支計算書及び財務諸表承認に関する件
[平成22年度監査報告]
- 第3号 平成23年度事業計画書(案)承認に関する件
- 第4号 平成23年度収支予算書(案)承認に関する件
- 第5号 役員(理事)選任に関する件

2. 理事会

本年度中、理事会を12回開催し、協会員の入退会、東日本大震災に係る協会員の会費免除、定款の施行に関する規則の改正、支部職員を対象とした希望退職の募集、支部運営の合理化・効率化対象支部、会費未納の協会員に対する処分、平成24年度事業計画及び収支予算(案)など本協会の業務運営に関する重要事項について審議、承認した。

①第1回理事会(平成23年4月26日)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件(定款第16条第3項)
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件(同第19条第2項)
- 第3号 平成22年度事業報告書(案)承認に関する件
- 第4号 平成22年度収支決算報告書(案)承認に関する件
- 第5号 就業規則の施行日の変更にに関する件
- その他

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv 相談・紛争解決委員会報告
- v その他

②第2回理事会(平成23年5月17日)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件(定款第16条第3項)
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件(同第19条第2項)
- 第3号 役員(理事)選任(補選)に関する件
- 第4号 第4回定時総会に付議すべき議案に関する件

- ① 平成22年度事業報告書承認に関する件
- ② 平成22年度収支計算書及び財務諸表承認に関する件
- ③ 平成23年度事業計画書(案)承認に関する件
- ④ 平成23年度収支予算書(案)承認に関する件
- ⑤ 役員(理事)選任(補選)に関する件
- その他

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv 相談・紛争解決委員会報告
- v その他

③第3回理事会(平成23年6月14日)

①審議事項

- 第1号 自主規制会議議長選任に関する件(定款第50条第5項)
- 第2号 本協会への新規加入承認に関する件(同第16条第3項)
- 第3号 本協会からの退会承認に関する件(同第19条第2項)
- その他

④第4回理事会(平成23年7月21日)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件(定款第16条第3項)
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件(同第19条第2項)
- 第3号 貸金戦略会議委員選任承認に関する件(同第51条第6項)
- 第4号 総務委員会委員選任承認に関する件(同第52条第5項)
- 第5号 東日本大震災に係る協会の会費免除に関する件
- その他

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv 相談・紛争解決委員会報告
- v その他

⑤第5回理事会(平成23年8月23日)(書面による理事会)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件(定款第16条第3項)
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件(同第19条第2項)

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」における信用情報の取扱いについて

⑥第6回理事会（平成23年9月22日）

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件（定款第16条第3項）
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件（同第19条第2項）
- 第3号 「定款の施行に関する規則」の一部改正に関する件
- 第4号 支部職員を対象とした希望退職の募集に関する件
- 第5号 支部運営の合理化・効率化対象支部に関する件
- その他

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv 相談・紛争解決委員会報告
- v 試験委員会報告
- vi その他

⑦第7回理事会（平成23年10月18日）（書面による理事会）

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件（定款第16条第3項）
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件（同第19条第2項）

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告

⑧第8回理事会（平成23年11月22日）（書面による理事会）

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件（定款第16条第3項）
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件（同第19条第2項）

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 相談・紛争解決委員会報告

⑨第9回理事会（平成23年12月20日）

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件（定款第16条第3項）
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件（同第19条第2項）
- 第3号 支部運営の合理化・効率化対象支部に関する件
- その他

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv 相談・紛争解決委員会報告
- v その他

⑩第10回理事会（平成24年1月24日）（書面による理事会）

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件（定款第16条第3項）
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件（同第19条第2項）

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告

⑪第11回理事会（平成24年2月21日）

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件（定款第16条第3項）
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件（同第19条第2項）
- 第3号 東日本大震災に係る協会の会費免除に関する件
- その他

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv 相談・紛争解決委員会報告
- v 試験委員会報告
- vi その他

⑫第12回理事会（平成24年3月23日）

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件（定款第16条第3項）
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件（同第19条第2項）
- 第3号 会費未納の協会員に対する処分に関する件

- 第4号 平成24年度事業計画(案)承認に関する件
- 第5号 平成24年度収支予算(案)承認に関する件
- 第6号 支部運営の合理化・効率化対象支部に関する件
- 第7号 常務執行役の選任(再任)承認に関する件(同第37条第1項、39条第4項)
- その他

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv その他

3. 自主規制会議、貸金戦略会議、総務委員会、相談・紛争解決委員会、試験委員会

①自主規制会議

10回(平成23年4月20日(書面による会議)、5月17日、7月21日、8月18日(書面による会議)、9月22日、10月12日(書面による会議)、11月16日(書面による会議)、12月16日(書面による会議)、平成24年1月24日、3月23日)開催

- ①法令等違反届出事案について、措置を行った。
- ②平成22年度書類監査結果による措置を行った。

②貸金戦略会議

11回(平成23年4月20日、5月25日(書面による会議)、6月17日、8月17日(書面による会議)、9月14日、10月12日(書面による会議)、11月16日、12月14日(書面による会議)、平成24年1月18日(書面による会議)、2月15日、3月13日)開催

①調査・研究活動

貸金業が担う資金供給機能等の検証を目的として「資金需要者」及び「貸金業者」を対象とした各種調査等を行った。

②広報・啓発活動

自主規制機関としての業界健全化の取り組みや業界動向等に係る各種統計資料等について、機関誌、協会ホームページ等により広報活動を実施するとともに、一般消費者及び学生等を対象にした貸金業に係る金融知識の普及啓発及びヤミ金融の被害防止等に関する啓発活動を実施した。

③研修活動

協会員を対象とした業務研修会及び登録貸金業者を対象とした「集团的消費者被害救済制度説明会」を実施するとともに、研修支援のための法令集を頒布した。

④その他

地区協議会全体会議等において、第4回定時総会報告及び協会運営状況報告を行い、協会運営方針を徹底するとともに、地区協議会正副会長懇談会において、完全施行後の地元資金需要者への影響等、各地区における現状報告を受け、意見交換をした。

③総務委員会

8回(平成23年4月22日、5月12日(書面による会議)、7月14日(書面による会議)、9月15日、10月13日(書面による会議)、12月15日(書面による会議)、平成24年2月16日、3月15日)開催

平成24年度事業計画及び収支予算(案)、平成24年度予算編成方針、東日本大震災に係る協会員の会

費免除、定款の施行に関する規則の改正、支部職員を対象とした希望退職の募集、支部運営の合理化・効率化対象支部、平成23年度予算の上期執行状況等について、理事会に付議又は報告した。

④相談・紛争解決委員会

5回（平成23年5月12日（書面による会議）、6月27日、9月29日（書面による会議）、11月15日（書面による会議）、平成24年2月20日（書面による会議））開催

紛争解決等業務に関する規則第76条1項4号における申立人の適格要件、紛争解決手続の当事者である貸金業者が手続中に廃業した場合の取扱いについて審議するとともに、紛争解決手続受理事案、相談・苦情・紛争解決受付状況、紛争解決手続に関する相談、問合せ等の対応、苦情処理手続から紛争解決手続への移行の手順、紛争解決等業務に関する苦情対応、手続実施基本契約の締結状況等について報告した。

⑤試験委員会

2回（平成23年9月15日、12月15日）開催

平成23年度貸金業務取扱主任者資格試験の試験問題の決定及び合格者の決定を行うとともに、平成24年度資格試験の出題範囲及び作問方針等の決定を行った。

4. 委員会等

①自主ルール委員会

14回（平成23年4月5日（書面による会議）、4月27日（書面による会議）、5月30日（書面による会議）、6月28日（書面による会議）、7月4日、7月28日、8月19日（書面による会議）、9月30日（書面による会議）、10月26日（書面による会議）、11月22日（書面による会議）、12月26日（書面による会議）、平成24年1月25日（書面による会議）、2月22日（書面による会議）、3月28日（書面による会議））開催

①広告審査小委員会

12回（平成23年4月20日、5月18日、6月22日、7月20日、8月17日（書面による会議）、9月28日、10月19日、11月16日、12月21日、平成24年1月18日（書面による会議）、2月15日、3月21日）開催

②規律委員会

9回（平成23年5月11日、6月29日（書面による会議）、8月12日（書面による会議）、9月12日、10月11日、11月15日、12月12日（書面による会議）、平成24年1月17日、3月15日）開催

②企画調査委員会

10回（平成23年4月13日、5月24日（書面による会議）、6月8日、8月10日（書面による会議）、9月7日、10月5日（書面による会議）、11月9日、平成24年1月13日（書面による会議）、2月8日、3月7日）開催

①調査研究小委員会

1回（平成23年5月12日）開催

②調査研究・政策企画合同小委員会

5回（平成23年4月6日（書面による会議）、9月2日、11月1日、平成24年1月11日、2月1日）開催

③税制研究小委員会

5回（平成23年4月19日、5月20日、6月3日（書面による会議）、平成24年2月28日、3月29日）開催

③研修委員会

3回（平成23年6月2日（書面による会議）、10月6日（書面による会議）、平成24年3月13日）開催

①研修小委員会

2回（平成23年6月1日（書面による会議）、10月5日（書面による会議））開催

⑤人事推薦合同委員会

2回（平成23年5月16日、7月8日）開催

⑥財務部会

1回（平成23年4月22日）開催

5. 協議会

10地区各1回（計10回）（平成23年6月21日（沖縄県）、6月28日（北海道地区）、7月5日（四国地区）、7月6日（中国地区）、7月7日（九州地区）、7月12日（東海地区）、7月13日（近畿地区）、7月14日（北陸地区）、7月19日（関東地区）、9月8日（東北地区）開催

地区協議会正副会長懇談会1回（平成23年12月16日）開催

6. 行政との意見交換会

①金融庁（総務企画局、監督局、検査局の3局合同）

2回（平成23年4月26日、10月18日）開催

②金融庁（検査局）

1回（平成23年11月16日）開催

③関東財務局

1回（平成24年2月8日）開催

7. 役員等の異動

①副会長の就退任

①平成23年6月14日付退任 副会長：吉野直行

②平成23年6月14日付新任 副会長：内田公三

②会員理事の就退任

①平成23年6月14日付退任 会員理事：常峰 仁

②平成23年6月14日付新任 会員理事：野口郷司

③常務執行役の就任

①平成23年4月1日付再任 菊一 護、小出昌宏

第2編

法令改正動向

第1章 貸金業法に関わる法改正の動向について

1. 平成22年度と平成23年度の貸金業法に関わる法令等の改正

① 平成22年度の貸金業法に関わる法令等の改正

平成22年度の法令改正一覧

No.	施行・制定日	改正された法令等	発令・公表等
①	平成22年 4月1日	金融商品取引法等の一部を改正する法律（改正対象） ・貸金業法	平成21年6月24日 法律第58号
		金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（改正対象） ・貸金業法施行規則	平成21年12月28日 内閣府令第78号
		金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（改正対象） ・貸金業法施行令	平成21年12月28日 政令第303号
②	平成22年 6月4日	貸金業者向けの総合的な監督指針（一部改正）	平成22年6月4日 金融庁
③	平成22年 6月18日	貸金業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（改正対象） ・貸金業法施行規則	平成22年6月11日 内閣府令第32号
④	平成22年 8月3日	金融庁告示第89号 （貸金業法施行規則第二十六条の六十三第二号及び第三号の規定に基づき、金融 庁長官が定める時間等を定める件）	平成22年8月3日 官報
⑤		事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 15 登録講習機関関係）	平成22年8月3日 金融庁
⑥	平成23年 1月1日	金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（改正対象） ・貸金業法施行規則	平成22年9月21日 内閣府令第42号
⑦		商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（改正対象） ・貸金業法施行令	平成22年9月10日 政令第196号
⑧	平成23年 3月29日	事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 13 指定信用情報機関関係）（一部改正）	平成23年3月29日 金融庁

① 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成22年4月1日施行）

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に準じ、裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）の中核となる指定紛争解決機関制度が貸金業法を含む16の法律に創設され、経理的基礎及び技術的基礎等、紛争解決等業務を行う者としての指定の要件や、指定紛争解決機関との契約締結等の状況、紛争解決等業務を行う者としての業務に関する報告書の様式等が規定された。

② 貸金業者向けの総合的な監督指針（一部改正）（平成22年6月4日施行）

金融商品取引法その他の金融関連業法の改正に伴い、金融ADR制度に係る監督指針等が改正され、苦情等対処に関する内部管理態勢の確立、金融ADR制度への対応等の監督上の留意事項等が改正された。

③ 貸金業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成22年6月18日施行）

改正貸金業法の完全施行の円滑な実施を図り、借り手の目線に立った方策を推進するため、改正貸金業法施行規則等の所要の規定の整備が行われた。

④金融庁告示第89号（平成22年8月3日施行）

貸金業務取扱主任者資格の登録講習事務実施基準における金融庁長官が定める時間等について、登録講習科目ごとの講義時間、登録講習教材の内容等が定められた。

⑤事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 15 登録講習機関関係）の施行（平成22年8月3日施行）

貸金業法施行規則第26条の63第2号及び第3号の規定に基づき、貸金業務取扱主任者資格に関する登録講習を実施しようとする者の登録申請に対する審査の際の着眼点や登録講習機関の監督上の着眼点がまとめられた。

⑥金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成23年1月1日施行）

無登録業者の信用格付（無登録格付）を提供する際の金融商品取引業者等の説明義務について、投資者保護を図るとともに金融商品取引業者等の実務の円滑化のための措置を講じるため、所要の規定の整備が行われた。

⑦商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成23年1月1日施行）

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正に準じ、不招請勧誘が禁止される商品取引契約、商品先物取引仲介業者に対する規制の読替規定等、所要の規定の整備が行われた。

⑧事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 13 指定信用情報機関関係）（一部改正）（平成23年3月29日施行）

信用情報等の管理態勢、信用情報等に関する業務の外部委託について、事務ガイドラインが改正された。

②平成23年度の貸金業法に関わる法令等の改正

平成23年度の法令改正一覧

No.	施行・制定日	改正された法令等	発令・公表等
①	平成23年 4月28日	貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（改正対象） ・貸金業法施行規則	平成23年4月28日 内閣府令第21号
②	平成23年 7月14日	情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（改正対象） ・貸金業法	平成23年6月24日 法律第74号
③	平成23年 7月26日	貸金業法施行規則及び資金移動業者に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（改正対象） ・貸金業法施行規則	平成23年7月26日 内閣府令35号
		貸金業者向けの総合的な監督指針（別紙様式24、24-2）	平成23年7月26日 金融庁
④	平成23年 10月28日	貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（改正対象） ・貸金業法施行規則	平成23年10月28日 内閣府令57号
⑤	平成24年 3月28日	貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（改正対象） ・貸金業法施行令	平成24年3月28日 政令第71号
⑥	平成24年 4月1日	民法等の一部を改正する法律（改正対象） ・貸金業法	平成23年6月3日 法律第61号
		貸金業法施行規則及び保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（改正対象） ・貸金業法施行規則	平成24年3月30日 内閣府令第17号
		貸金業者向けの総合的な監督指針（一部改正）	平成24年3月30日 金融庁

①貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成23年4月28日施行）

平成23年3月に生じた『東北地方太平洋沖地震』の被災者が、貸金業者から、返済能力を超えない借入れを行おうとする場合に、例えば特定の書面を用意できないなど、法令に定める手続き等が問題となって、本来ならば借入れできる資金を借入れできないという不都合が生ずる可能性があるため、金融庁は今回の震災の被災者を対象に、総量規制の例外貸付についての手続きの弾力化を図る「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」を平成23年4月28日に公布・施行した（下記④に係る改正の適用については、平成23年1月11日からとする）。

府令の概要は以下の通りである。

- (1)総量規制の例外とされている「社会通念上緊急に必要と認められる費用」の借入手続等の弾力化
- (2)総量規制の例外とされている個人事業主の借入手続の弾力化
- (3)総量規制の例外とされている配偶者の年収と合算して年収を算出する場合の借入手続の弾力化
- (4)極度額方式によるキャッシング（総量規制の枠内貸付け）の借入手続の弾力化

②情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年7月14日施行）

サイバー犯罪その他の情報処理の高度化に伴う犯罪及び強制執行を妨害する犯罪の実情に鑑み、情報処理の高度化に伴う犯罪に適切に対処するため、所要の規定の整備が行われた。

③貸金業法施行規則及び資金移動業者に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成23年7月26日施行）

貸金業法施行規則で定める事業報告書の様式、貸金業者向けの総合的な監督指針で定める業務報告書の様式、事務ガイドラインで定める業務又は経理の状況に関する報告書等が改正された。

④貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成23年10月28日施行）

東日本大震災の被災者が返済能力を超えない範囲で貸金業者から借入れを行う場合の手続面での特例を定めた時限措置の期限が、平成23年10月末から平成24年3月末に延長された。

⑤貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成24年3月28日施行）

貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令について、貸金業の規制等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置等、所要の規定の整備が行われた。

⑥民法等の一部を改正する法律（平成24年4月1日施行）

登録申請者が未成年者である場合における、法定代理人の添付書類等の規定、登録行政庁への届出等について、改正された。

2. 貸金業法改正の経緯

①貸金業規制法の公布・施行

「貸金業の規制等に関する法律（貸金業規制法）」は、「貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うとともに、貸金業者の組織する団体の適正な活動を促進することにより、その業務の適正な運営を確保し、もつて資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資すること」を目的に、昭和58年5月13日に公布、同年11月1日に施行された（昭和58年法律第32号）。

②平成15年改正

当時社会問題化していた悪質なヤミ金融の取締りを目的に、平成15年8月1日規制を強化した「貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律」（平成15年法律第136号、通称「ヤミ金融対策法」）が成立、翌年1月1日より施行された。

③平成18年改正

平成18年の改正については、

- (1)上記②の平成15年改正の附則において「施行後3年を目途として必要な見直しを行う」とされていた。

- (2)近時の最高裁判決において、みなし弁済制度の要件を厳格に解釈すべきとの判断が相次いだ。
(3)とくに、多重債務問題への対応が急務とされ、いわゆるグレーゾーン金利の廃止等の法律改正が議論されてきた。

という背景があり、平成17年3月以降、金融庁において「貸金業制度等に関する懇談会」(座長・吉野直行 慶應義塾大学経済学部教授)が開始された。

懇談会では複数の案が提出され、特例金利の導入等の紆余曲折があったが、平成18年4月に中間整理が提示された。過剰貸付けの防止に関しては「現行の貸金業規制法において、借り手の返済能力を超える貸付けは禁じられているが、その違反に対する行政処分が規定されていないため、実効性が必ずしも担保されていないとの意見が多く、借り手の返済能力を超える貸付けの禁止に違反した場合には行政処分を可能にすべきとの意見が多かった」とされた。多重債務の防止に関しては「多重債務者の発生や増大を防止するための対応としては、貸し手に対する規制を中心としつつも、円滑な債務整理のための基盤形成、社会保障との適切な役割分担、金融経済教育やカウンセリングの普及、貸金業にかかる犯罪行為の取締策強化等をあわせた、総合的な取組みが必要であることについて概ね一致した」とされた。金利に関しては「利息制限法の上限金利水準に向け、引き下げる方向で検討することが望ましいとの意見が委員の大勢であった」とされた。

この「中間整理」を踏まえた議論を経て、閣議決定がなされ、グレーゾーン金利の廃止等を盛り込んだ内閣提案法案(「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」)が平成18年10月31日に第165回臨時国会に提出された。同年12月13日に可決・成立、12月20日に公布された(平成18年法律第115号)。

また、改正貸金業法の成立を受けて、「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令」、「利息制限法施行令」、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令」、「貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」が、平成19年11月7日に公布された。

法改正の目的については、同法律案要綱において以下のように記されている。

「多重債務問題の解決の重要性及び貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ、貸金業の登録の要件の強化、貸金業協会及び貸金業務取扱主任者に係る制度の拡充並びに指定信用情報機関制度の創設を行うとともに、貸金業者による過剰貸付けに係る規制の強化を行うほか、みなし弁済制度の廃止、業として金銭の貸付けを行う者が貸付を行う場合の上限金利の引下げ、業として行う著しい高金利の罪の創設、利息とみなされるものの範囲に係る規定の整備等を行うこととする。」

④「貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行の流れ

「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」(以下、改正貸金業法)は、附則第1条に沿って大きく4段階にて施行された。

①1条改正(平成19年1月20日施行)

「無登録業者」と「超高金利の貸付」に対する罰則の強化が施行された。

②2条改正(平成19年12月19日施行)

「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」と改正したことに加え、「貸金業者の登録要件の強化」、「行為規制の強化」、「貸金業協会の自主規制機能の強化」等が実施された。

③3条改正(平成21年6月18日施行)

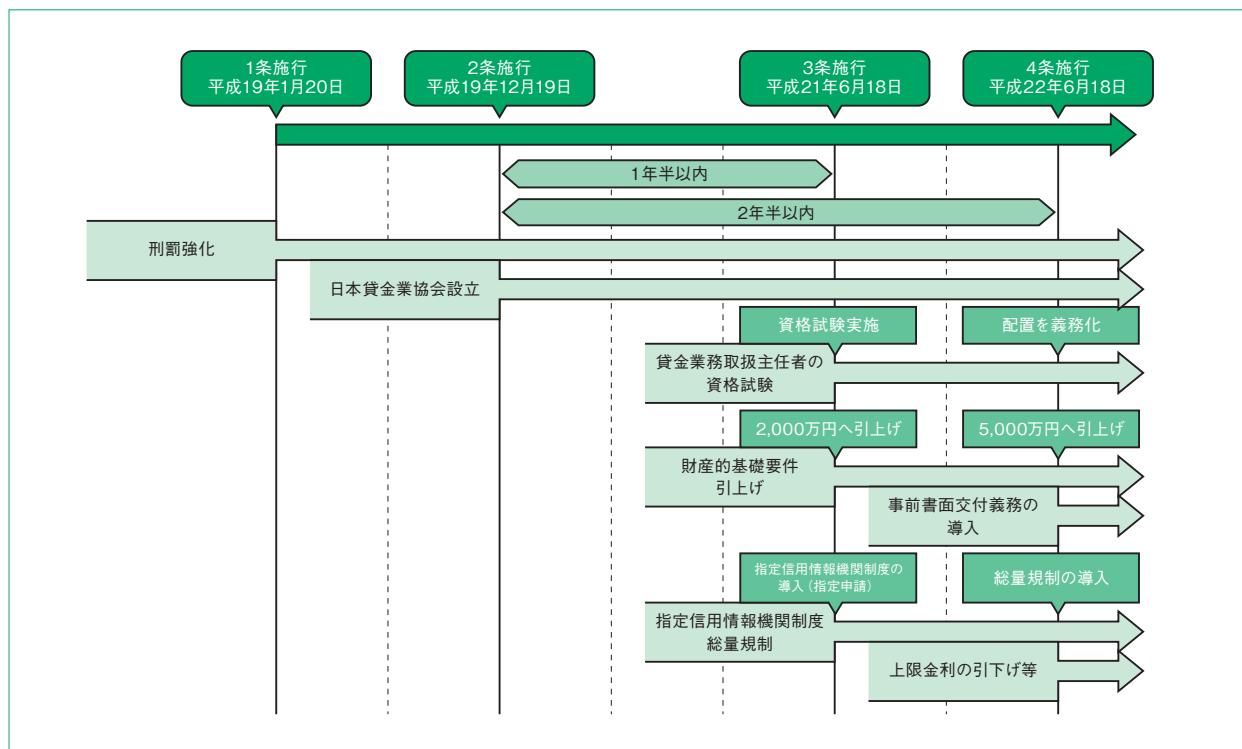
「財産的基礎要件の引上げ」、「指定信用情報機関制度の創設」、「貸金業務取扱主任者資格試験制度の創設」等が実施された。

④完全施行(平成22年6月18日施行)

「貸金業務取扱主任者の必置化」、「財産的基礎要件の引上げ」、「出資法上限金利の引下げ」、「行為規制の強化」、「みなし弁済制度の廃止」、「上限金利の引下げ」、「過剰貸付の禁止(総量規制の導入)」、等が施行された。

これにより、平成19年1月から段階的に施行されて来た貸金業法の改正が、完全に施行されたこととなった。

改正貸金業法の施行の流れ



⑤貸金業制度に関するプロジェクトチームの設置と改正貸金業法フォローアップチームの設置

①貸金業制度に関するプロジェクトチームの設置

設置の経緯

改正貸金業法附則第67条1項、第2項では、施行から2年半以内に、「改正後の実施状況、貸金業者の実態等を勘案し、第4条の規定による改正後の規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無について」検討するとともに、出資法および利息制限法に基づく金利規制のあり方についても検討を加え、必要な見直しを行うこととしている。「貸金業制度に関するプロジェクトチーム (PT)」は、改正貸金業法附則第67条の定める検討を行うことを目的として設置された (平成21年11月13日に金融庁の政務三役が発表)。

主な検討内容

「貸金業制度に関するプロジェクトチーム (PT)」では、主な検討内容として、以下の5つをあげている。

- ①貸金業の利用者の実態 (利用者の全体像、多重債務者の状況等)
- ②貸金業者の実態 (経営状況、過払い金返還請求の実情等)
- ③諸外国の貸金業の実態
- ④改正貸金業法を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無
- ⑤その他

検討結果

プロジェクトチームの下に設置された、3大臣政務官による「事務局会議」での、幅広い関係者へのヒアリング結果等を踏まえ、検討結果として以下の2つをあげている。

- ①多重債務問題の解決を目的とした改正貸金業法については、法に定められた期限である平成22年6月18日までに完全施行することが総合的観点から適切である
- ②改正貸金業法の円滑な施行を図るため、借り手等の実情を踏まえ、10の柱からなる方策を重層的に推進していくことが必要である

②改正貸金業法フォローアップチームの設置

設置の経緯

平成22年6月18日の改正貸金業法完全施行を受け、改正貸金業法を円滑に施行し、必要に応じ、速やかに適切な対応を検討していくため、「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」に代えて、「改正貸金業法フォローアップチーム」が設置された。

主な検討内容

- ①改正貸金業法に係る制度の周知徹底
- ②改正貸金業法の施行状況や影響等についての実態把握
- ③改正貸金業法に係る制度のフォローアップ・点検
- ④改正貸金業法フォローアップチームによる関係者ヒアリングの実施状況

平成24年3月末現在、改正貸金業法フォローアップチーム関係者ヒアリングは、第1回（平成22年9月9日）から、第5回（平成23年6月27日）まで行われている。

第2章 改正貸金業法の具体的内容

以下、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」に沿って施行された改正内容を、施行順に説明する。

1. 1条改正（平成19年1月20日施行）

①無登録営業に対する罰則強化

無登録営業の罰則を「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金」から、「10年以下の懲役もしくは3,000万円以下の罰金」に引き上げること等の罰則の引上げ（強化）が行われた（貸金業の規制等に関する法律第47条から第49条、第51条関係）。

②超高金利の貸付けに対する罰則の強化

金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年率109.5%を超える割合による利息の契約をしたときは、「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれを併科」から、「10年以下の懲役または3,000万円以下の罰金、またはこれを併科」するものとし、この割合を超える割合による利息を受領し、またはその支払いを要求した者も同様とした（出資法第5条第3項関係）。

2. 2条改正（平成19年12月19日施行）

①法律の名称及び目的の改正

「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」と改め、目的規定の冒頭に「貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ」を加えた（貸金業法第1条関係）。

②貸金業者の登録要件の強化

貸金業者の登録拒否要件に、「登録を取り消されてから5年を経過しない者」の他に、「貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者」等が加えられた（貸金業法第6条関係）。

③行為規制の強化

貸金業者の行う様々な行為について、主に以下の規制が強化された。

- ・夜間に加えて日中の執拗な取立行為など、取立規制を強化（貸金業法第21条第1項）。
- ・貸金業者が、借り手等の自殺により保険金が支払われる保険契約を締結することを禁止（貸金業法第12条の7）。
- ・公正証書作成にかかる委任状の取得を禁止。利息制限法の金利を超える貸付けの契約について公正証書の作成の嘱託を禁止（貸金業法第20条）。
- ・連帯保証人の保護を徹底するため、連帯保証人に対して、催告・検索の抗弁権がないことの説明を義務付け（貸金業法第16条の2第1項、第17条第3項）。

④貸金業協会の自主規制機能の強化

貸金業協会を、認可を受けて設立する法人とし、貸金業者の加入を確保するとともに、都道府県ごとの支部設置が義務づけられた。これにより日本貸金業協会が設立された。（貸金業法第26条第1項、第2項、第34条）

日本貸金業協会は、広告の頻度や過剰貸付防止等について自主規制ルールを制定し、これを当局が認可する枠組みを導入した。

3. 3条改正 (平成21年6月18日施行)

①財産的基礎要件の引上げ

貸金業者が貸金業の業務を適正に実施するため必要かつ適当な最低純資産の額を、これまでの「個人300万円、法人500万円」から、「2,000万円を下回らない政令（改正政令第2条）で定める金額」とすることとなった（貸金業法第6条第1項第14号、第3項、第4項）。

また、NPOバンク（地域社会の福祉・環境保全活動等を行うNPOや市民団体、個人等への融資を目的とする小規模の非営利バンク）を念頭に、以下の要件が規定された（改正府令第2条）。

- ①営利を目的としない法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であること。
- ②純資産額が500万円以上であること。
- ③特定非営利活動に係る事業（NPO法17分野）に対する貸付けまたは生活困窮者を支援するための貸付けを主目的とし、その旨を定款または寄附行為において定めていること。
- ④剰余金の分配を行わないこと等を定款または寄附行為において定めていること。
- ⑤事業報告書等を備え置き、利害関係人から請求があった場合には閲覧させること。

②指定信用情報機関制度の創設

これまで、貸金業者は任意に個人信用情報機関に加盟し、借り手の返済能力を把握する際の参考に行っている。ただ、未加盟業者も多く、残高等に関しては個人信用情報機関同士の情報交流が行われていないこともあって、貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組みの整備が不十分であるとされていた。

今回の改正では、内閣総理大臣による個人信用情報機関の指定制度が創設されるとともに、指定の要件、役員の兼職の認可制、役職員の秘密保持義務その他の所要の規定を整備することとされた（貸金業法第41条の13および14。役員の兼職の認可制については貸金業法第41条の15、役職員等の秘密保持義務については貸金業法第41条の16）。

また、指定信用情報機関の業務、内閣総理大臣による指定信用情報機関に対する監督、加入貸金業に関して、それぞれ以下のような規定がある。

指定信用情報機関の業務に関しては、

- ①兼業の制限（承認制）（貸金業法第41条の18）
- ②業務規程の認可を受ける義務（貸金業法第41条の20）
- ③加入貸金業者による信用情報の目的外利用防止のための監督義務（貸金業法第41条の23）
- ④他の指定信用情報機関への情報提供義務（貸金業法第41条の24）

等の規定が設けられることとなった（貸金業法第41条の17から第41条の26まで）。

内閣総理大臣による指定信用情報機関に対する監督に関しては、

- ①報告徴収及び立入検査（貸金業法第41条の30）
- ②業務改善命令（貸金業法第41条の31）ならびに指定の取消し（貸金業法第41条の33）

等の規定が設けられることになった（貸金業法第41条の27から第41条の34まで）。

加入貸金業者に関しては、

- ①加入貸金業者による加入指定信用情報機関への情報提供義務（貸金業法第41条の35）
- ②情報提供に係る資金需要者等の同意の取得義務（貸金業法第41条の36）
- ③提供を受けた信用情報の目的外使用等の禁止（貸金業法第41条の38）

等に関する規定が設けられることとなった（貸金業法第41条の35から第41条の38まで）。

③貸金業務取扱主任者資格試験制度の創設

これまで「貸金業務取扱主任者」の制度があり、日本貸金業協会等の研修を受けて試験に合格した者を貸金業務取扱主任者と呼んでいた。3条改正によって、貸金業務取扱主任者資格試験制度が創設され、国家資格となった。

まず、3条改正では、

- ①内閣総理大臣は、貸金業務取扱主任者資格試験を行う
- ②内閣総理大臣が試験実施機関を指定することができる
- ③資格試験に合格した者は、貸金業務取扱主任者の登録を申請し、内閣総理大臣が登録することとし、完全施行（4条施行）時には改正法に基づく貸金業務取扱主任者を必置化する制度がスタートする（貸金業法第24条の7から第24条の50関係）。

4. 4条改正（平成22年6月18日施行）

段階を追って施行される貸金業法は、4条改正の施行をもって完全施行となった。

①貸金業務取扱主任者の必置化

貸金業者に対し、営業所もしくは事務所ごとに、資格試験に合格し登録を受けた貸金業務取扱主任者を設置することを義務づけるとともに、設置していないことが登録拒否要件となった（貸金業法第4条第1項第6号、第6条第1項第13号、第12条の3関係）。

なお、営業所等において貸金業に従事する者に対する貸金業務取扱主任者の数の割合は、50分の1以上とされた（改正府令第3条）。

②財産的基礎要件の引上げ

貸金業者が貸金業の業務を適正に実施するために必要かつ適当な最低純資産の額を、「5,000万円を下回らない政令（改正政令第3条）で定める金額」とされた（貸金業法第6条第1項第14号、第3項、第4項）

③行為規制の強化等

①利息の制限額を超える契約の禁止等

貸金業者は、利息制限法を超える利息の契約を締結し、利息を受領し、またはその支払いを要求してはならないこと等とされた（貸金業法第12条の8関係）。

②書面交付義務の強化

貸金業者は、貸付けに係る契約を締結するまでに、当該契約の内容を説明する書面を当該契約の相手方となろうとする者に交付しなければならないこととする等、書面交付義務が強化された（貸金業法第16条の2関係）。

④過剰貸付けに係る規制の強化

①返済能力の調査義務

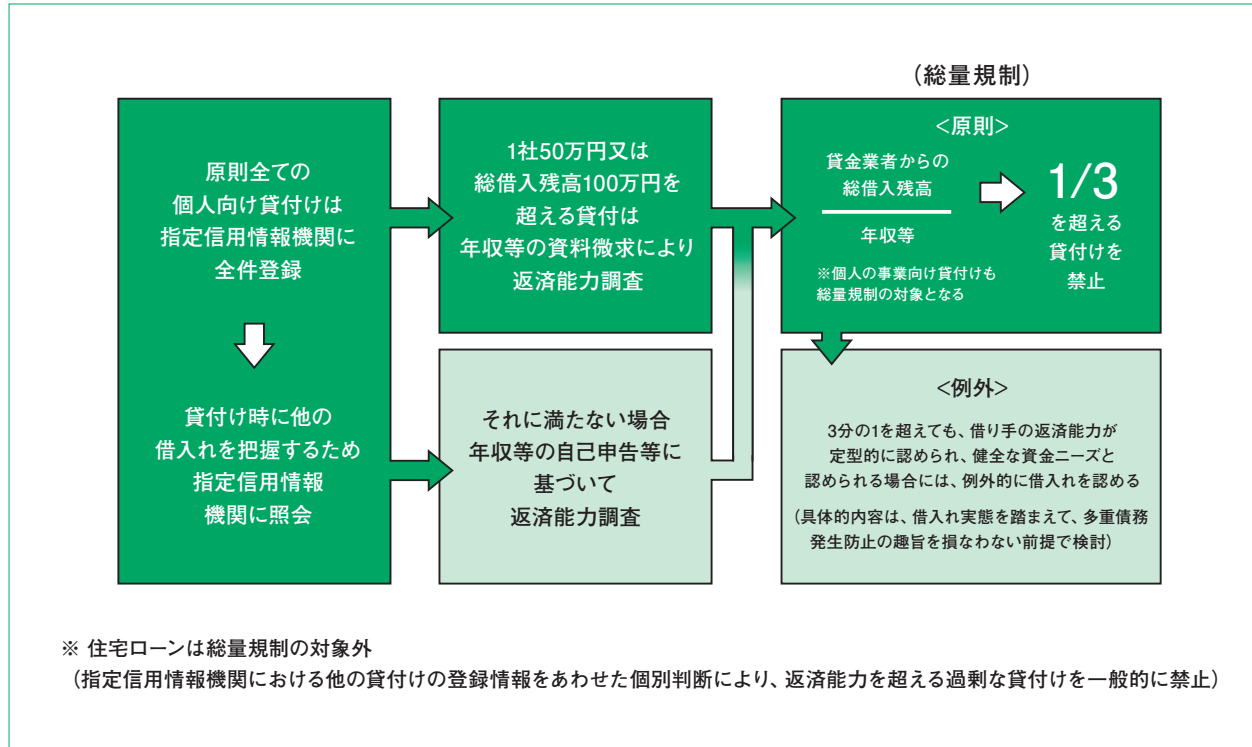
- ①貸金業者に対し、貸付けの契約を締結しようとする場合には、顧客等の返済能力（資力または信用、借入れの状況、返済計画等）の調査が義務づけられることとなった。
- ②貸金業者に対し、個人である顧客等と貸付けの契約を締結しようとする場合には、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用した調査を義務づけることとなった。
- ③貸金業者に対し、自らの貸付けの金額が50万円を超える貸付けに係る契約または自らの貸付けの金額と他の貸金業者の貸付けの残高の合計額が100万円を超える貸付けに係る契約を締結する場合には、源泉徴収票等の提出を受けることを義務づけることとなった（貸金業法第13条関係）。

② 過剰貸付けの禁止（総量規制の導入）

- ①貸金業者に対し、顧客等の返済能力を超える貸付けの契約の締結を禁止することとした。

- ⑨貸金業者に対し、自らの貸付けの金額と他の貸金業者の貸付けの残高の合計額が年収等の3分の1を超える貸付けを原則禁止することとした。
- ⑩極度方式基本契約（リボルビング契約）を締結している場合には、極度方式貸付けの状況を勘案し、または定期的に、指定信用情報機関の信用情報を使用して返済能力を調査し、自らの貸付けの金額と他の貸金業者の貸付けの残高の合計額が年収等の3分の1を超えると認められるときは、極度方式貸付けを抑制するために必要な措置を講じなければならないこととした（貸金業法第13条の2から第13条の4関係）。

総量規制の導入



⑤みなし弁済制度の廃止

貸金業者の行う金銭消費貸借契約に基づき債務者が利息制限法第1条第1項に規定する利息の制限額と出資法第5条第2項に規定する利息の制限額との間の金利（いわゆるグレーゾーン金利）を任意に支払い、貸金業者から契約書面等が交付されている場合には、当該支払いは有効な債務の弁済とみなすこととしていた規定は廃止された（貸金業法第43条関係）。

⑥第5条：利息制限法の一部改正（施行は第4条に同じ）

改正貸金業法の完全施行日に、改正利息制限法が施行された。改正後も利息制限法第1条第1項（元本の額が10万円未満の場合は年2割、10万円以上100万円未満の場合は年1割8分、100万円以上の場合は年1割5分とする利息の制限）の区分自体に実質的変更はないが、営業的金銭消費貸借（債権者が業として行う金銭を目的とする消費貸借）の特則として、以下のような条項が設けられた。

①元本額区分の適用の特例

利息の制限の規律について、債権者が業として行う金銭消費貸借が、同一の当事者間で複数ある場合における元本額区分の適用の特則が設けられた（利息制限法第5条関係）。

- ①債務を既に負担している債務者が同一の債権者から重ねて金銭消費貸借による貸付けを受けた場合における利息は、既に負担している債務の元本の額と当該貸付けを受けた元本の額との合計額によって決められることとなった。
- ②債務者が同一の債権者から同時に2件以上の貸付けを受けた場合の、それぞれの貸付けに係る利息は、その2件以上の貸付けを受けた元本の額の合計額によって決められることとなった。

②営業的金銭消費貸借におけるみなし利息

債権者が業として行う金銭消費貸借におけるみなし利息の範囲について、特則を設け、みなし利息から除外される費用を以下のものに限定する等の措置を講ずることとされた。

①契約の締結または債務の弁済の費用であって、次に掲げるもの

- ・ 公租公課の支払いに充てられるもの
- ・ 強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続きの費用、その他公の機関が行う手続きに関してその機関に支払うべきもの
- ・ 債務者が金銭の受領または弁済のために利用する現金自動支払機等（ATM）の手数料（上限は政令に委任）

②カードの再発行手数料、その他債務者の要請により債権者が行う事務の費用として政令で定めるもの（利息制限法第6条関係）

③賠償額の予定の特則

債権者が業として行う金銭消費貸借における債務不履行による賠償額の予定の上限を年2割とし、その超過分については無効となった（利息制限法第7条関係）。

④保証料の制限等

債権者が業として行う金銭消費貸借上の債務を主たる債務とする業として行う保証において、保証人が主たる債務者から受けるべき保証料につき、主たる債務の利息と合算して上限金利規制の対象とするほか、根保証における保証料の特則を設けることとされた（利息制限法第8条関係）。

⑦第7条：出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正（施行は第4条に同じ）

出資法における以下の条項は、貸金業法の完全施行日にあわせて改正された。

①金銭貸借等の媒介手数料の制限

- ① 金銭の貸借の媒介手数料の制限に関し、貸借の期間が1年未満であるものについては、当該貸借の金額に、その期間の日数に応じ、年5%の割合を乗じて計算した金額を超える手数料の契約をし、またはこれを超える手数料を受領してはならないものとする（出資法第4条第1項関係）。
- ② 金銭の貸借の保証の媒介についても、金銭の貸借の媒介と同様の規制を設ける（出資法第4条第2項関係）。

②業として行う高金利違反の罪

業として行う高金利違反の罪となる金利を、年29.2%（うるう年については年29.28%）を超える金利から、年20%を超える金利に引き下げる（出資法第5条第2項）。

これらの改正を受けて、改正貸金業法完全施行後の貸付けの上限金利は図表「上限金利の引下げ」のようになる。

③金銭貸借の保証料の制限

債権者が業として行う金銭消費貸借上の債務を主たる債務とする業として行う保証において、保証人が主たる債務者から受けるべき保証料につき、主たる債務の利息と合算して上限金利規制の対象とする。また、保証料がある場合における高金利の規制の特則を設けた（出資法第5条の2および第5条の3関係）。

④みなし利息

金銭の貸付けを行う者がその貸付けに関し受ける金銭は、次に掲げるものを除き、いかなる名義をもってするかを問わず、利息とみなす。

①契約の締結または債務の弁済の費用であって、次に掲げるもの

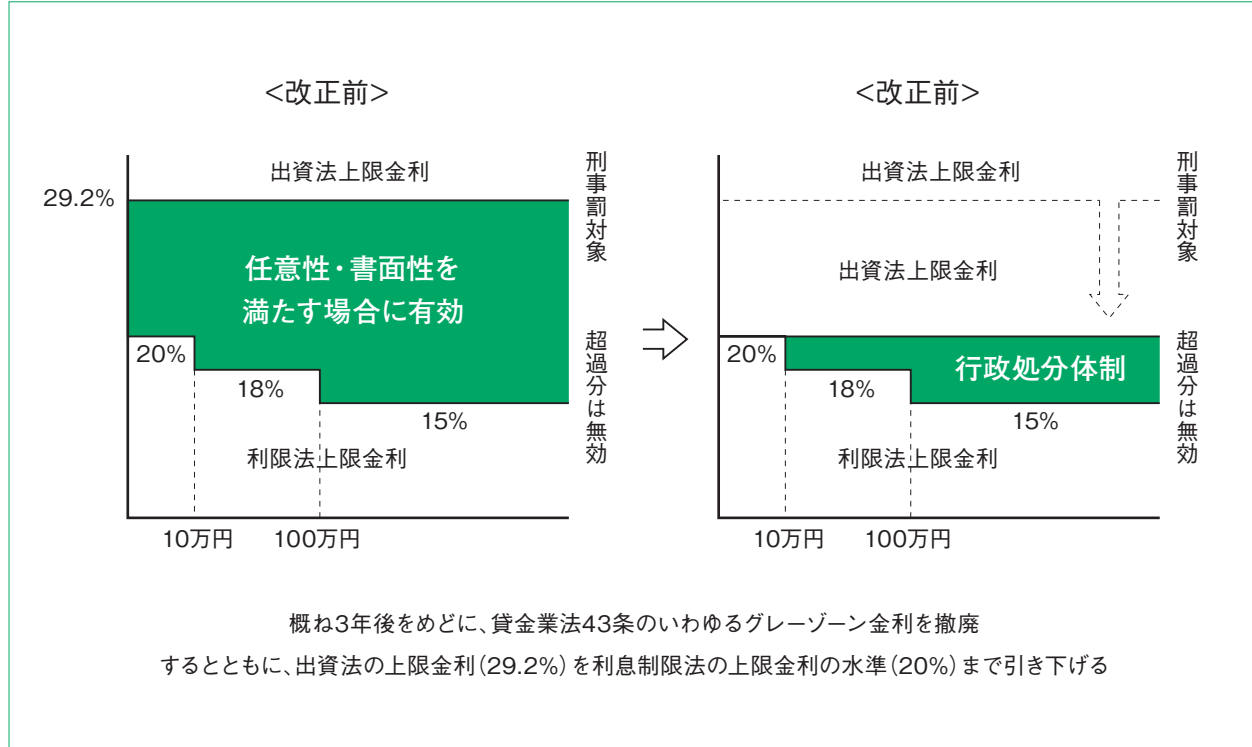
- ・ 公租公課の支払いに充てられるもの
- ・ 強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続きの費用、その他公の機関が行う手続きに関してその機関に支払うべきもの
- ・ 債務者が金銭の受領または弁済のために利用する現金自動支払機等（ATM）の手数料

②貸付けの相手方の要請により貸付けを行う者が行う事務の費用として政令で定めるもの（出資法第5条の4第4項関係）

⑧第8条：出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正（施行は第4条に同じ）

日賦貸金業者及び電話担保金融についての特例を廃止することとした（出資法一部改正法附則第8項から第16項関係）。

上限金利の引下げ



第3編

統計資料

第1章 金融庁 貸金業関係資料

【出典：金融庁貸金業関係資料集】

1. 貸金業者数の推移等

①各年度末の推移

貸金業者の長期的な推移

(単位：社)

	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
都道府県登録	34,841	35,879	35,034	32,900	32,526	31,521	30,400	30,186	29,095	28,543	27,896
財務局登録	1,305	1,338	1,306	1,276	1,273	1,281	1,268	1,228	1,195	1,168	1,090
合計	36,146	37,217	36,340	34,176	33,799	32,802	31,668	31,414	30,290	29,711	28,986
	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
都道府県登録	26,551	25,352	22,869	17,243	13,534	11,168	8,535	5,705	3,648	2,240	2,020
財務局登録	1,000	929	839	762	702	664	580	473	409	349	330
合計	27,551	26,281	23,708	18,005	14,236	11,832	9,115	6,178	4,057	2,589	2,350

②財務局、都道府県別

財務局、都道府県別貸金業者の推移 (平成23年3月末、平成24年3月末)

(単位：社)

	平成23年	平成24年		平成23年	平成24年		平成23年	平成24年
関東財務局	166	163	東北財務局	28	27	四国財務局	16	13
東京都	733	691	宮城県	41	39	香川県	11	7
神奈川県	61	54	岩手県	12	10	徳島県	13	8
埼玉県	42	36	福島県	4	4	愛媛県	31	26
千葉県	36	34	秋田県	15	15	高知県	19	19
山梨県	12	10	青森県	19	16	小計	74	60
栃木県	12	9	山形県	5	5	四国管内合計	90	73
茨城県	15	12	小計	96	89	九州財務局	13	11
群馬県	18	16	東北管内合計	124	116	熊本県	25	24
新潟県	13	10	東海財務局	26	25	大分県	10	8
長野県	9	8	愛知県	94	83	宮崎県	16	15
小計	951	880	静岡県	44	42	鹿児島県	18	17
関東管内合計	1,117	1,043	三重県	23	19	小計	69	64
近畿財務局	46	41	岐阜県	13	12	九州管内合計	82	75
大阪府	230	203	小計	174	156	福岡財務支局	18	16
京都府	62	57	東海管内合計	200	181	福岡県	120	112
兵庫県	97	73	北陸財務局	7	7	佐賀県	11	9
奈良県	10	10	富山県	15	13	長崎県	28	25
和歌山県	14	13	石川県	15	13	小計	159	146
滋賀県	12	7	福井県	11	10	福岡管内合計	177	162
小計	425	363	小計	41	36	沖縄総合事務局	4	3
近畿管内合計	471	404	北陸管内合計	48	43	沖縄県	67	59
北海道財務局	7	6	中国財務局	18	18	小計	67	59
北海道	71	61	広島県	44	42	沖縄管内合計	71	62
小計	71	61	山口県	27	24			
北海道管内合計	78	67	岡山県	37	35	財務局計	349	330
			鳥取県	3	3	都道府県計	2,240	2,020
			島根県	2	2	総合計	2,589	2,350
			小計	113	106			
			中国管内合計	131	124			

(注)係数は、今後異動することがある。

2. 貸付残高の推移

① 消費者向、事業者向別の貸付残高（各年度末）

貸付残高の推移（平成14年～平成23年）

（単位：億円）

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
消費者向 貸付残高	201,196	200,470	196,550	198,574	209,005	203,053	179,191	157,281	126,477	95,519
事業者向 貸付残高	236,958	267,466	271,489	234,932	204,853	233,674	235,707	221,186	172,880	165,225
合計	438,154	467,937	468,040	433,506	413,858	436,727	414,898	378,467	299,357	260,745

（注）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

② 業態別の貸付残高

貸付残高の推移（平成14年～平成23年）

（単位：億円 / %）

	貸付残高									
	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
消費者向無担保 貸金業者	119,341 (12.3)	120,074 (0.6)	117,169 (▲2.4)	116,720 (▲0.4)	117,403 (0.6)	108,601 (▲7.5)	89,659 (▲17.4)	72,853 (▲18.7)	53,497 (▲26.6)	36,600 (▲31.6)
消費者向有担保 貸金業者	2,877 (4.4)	2,187 (▲24.0)	2,288 (4.6)	1,824 (▲20.3)	1,285 (▲29.6)	2,408 (87.4)	1,653 (▲31.4)	1,933 (16.9)	1,351 (▲30.1)	1,861 (37.7)
消費者向住宅向 貸金業者	12,427 (▲17.5)	8,067 (▲35.1)	7,226 (▲10.4)	5,751 (▲20.4)	9,183 (59.7)	7,154 (▲22.1)	6,992 (▲2.3)	6,158 (▲11.9)	5,719 (▲7.1)	6,282 (9.8)
事業者向貸金業者	178,909 (▲0.6)	222,336 (24.3)	228,062 (2.6)	193,333 (▲15.2)	160,580 (▲16.9)	177,810 (10.7)	178,547 (0.4)	168,546 (▲5.6)	121,551 (▲27.9)	115,275 (▲5.2)
手形割引業者	3,697 (▲13.5)	2,702 (▲26.9)	2,679 (▲0.9)	2,385 (▲11.0)	2,206 (▲7.5)	2,348 (6.4)	1,597 (▲32.0)	961 (▲39.8)	770 (▲19.9)	615 (▲20.1)
クレジットカード 会社	16,233 (26.0)	16,828 (3.7)	16,202 (▲3.7)	14,706 (▲9.2)	23,345 (58.7)	25,413 (8.9)	26,334 (3.6)	24,635 (▲6.5)	22,381 (▲9.1)	18,817 (▲15.9)
信販会社	51,917 (▲16.3)	47,702 (▲8.1)	50,870 (6.6)	53,093 (4.4)	53,504 (0.8)	57,293 (7.1)	55,509 (▲3.1)	54,434 (▲1.9)	46,746 (▲14.1)	38,532 (▲17.6)
流通・メーカー系 会社	5,632 (▲18.2)	5,412 (▲3.9)	6,765 (25.0)	6,903 (2.0)	6,552 (▲5.1)	6,631 (1.2)	4,044 (▲39.0)	4,317 (6.8)	8,463 (96.0)	7,559 (▲10.7)
建設・不動産業者	12,085 (▲32.3)	9,248 (▲23.5)	7,313 (▲20.9)	5,507 (▲24.7)	5,432 (▲1.4)	6,010 (10.6)	5,731 (▲4.6)	4,962 (▲13.4)	3,800 (▲23.4)	2,368 (▲37.7)
質屋	988 (▲26.3)	425 (▲57.0)	437 (2.8)	240 (▲45.1)	198 (▲17.5)	251 (26.8)	141 (▲43.8)	132 (▲6.4)	113 (▲14.4)	90 (▲20.4)
リース会社	33,350 (▲4.8)	32,375 (▲2.9)	28,416 (▲12.2)	32,379 (13.9)	33,495 (3.4)	42,496 (26.9)	44,543 (4.8)	39,435 (▲11.5)	34,891 (▲11.5)	32,730 (▲6.2)
日賦貸金業者	694 (▲8.0)	576 (▲17.0)	607 (5.4)	660 (8.7)	672 (1.8)	307 (▲54.3)	142 (▲53.7)	95 (▲33.1)	69 (▲27.4)	2 (▲97.1)
非営利特例対象 法人	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	7 (—)
合計	438,154 (▲1.6)	467,937 (6.8)	468,040 (0.0)	433,506 (▲7.4)	413,858 (▲4.5)	436,727 (5.5)	414,898 (▲5.0)	378,467 (▲8.8)	299,357 (▲27.8)	260,745 (▲12.9)

（注1）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。（注2）カッコ内の数字は対前年比伸び率（%）。

(参考) 貸金業者の業態分類

業態	定義
①消費者向無担保貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、消費者向貸付残高のうち無担保（除住宅向）貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
②消費者向有担保貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、消費者向貸付残高のうち有担保（除住宅向）貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
③消費者向住宅向貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、消費者向貸付残高のうち住宅向貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
④事業者向貸金業者	事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、⑤～⑫のいずれにも該当しないもの
⑤手形割引業者	事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、事業者向貸付残高のうち手形割引残高が5割以上（日本事業者金融協会に加盟しているものにあつては2割5分以上）のもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
⑥クレジットカード会社	日本クレジットカード協会に加盟しているもの（⑦～⑫と重複する場合には⑥が優先する）
⑦信販会社	包括信用購入あっせん業者又は個別信用購入あっせん業者として登録を受けているもの（⑧～⑫と重複する場合には⑦が優先する）
⑧流通・メーカー系会社	電気機械器具関係の特例民法法人等、自動車関係の特例民法法人等に加盟しているもの（関係会社が同法人に加盟している場合も含む）または、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本専門店会連盟に加盟しているもの（関係会社が同協会等に加盟している場合も含む）（⑨、⑪と重複する場合には⑧が優先する）
⑨建設・不動産業者	建設・不動産関係の特例民法法人等に加盟しているもの（⑪と重複する場合には⑨が優先する）
⑩質屋	質屋の許可を受けているもの（⑧、⑨、⑪と重複する場合には⑩が優先する）
⑪リース会社	（社）リース事業協会に加盟しているもの
⑫日賦貸金業者	日賦貸金業者として登録されているもの（⑧～⑪と重複する場合には⑫が優先する）
⑬非営利特例対象法人	上記にかかわらず、非営利特例対象法人として貸金業登録されているもの

③財務局・都道府県別の貸付残高（平成23年3月末）

財務局・都道府県別の貸付残高

（単位：億円）

	業者数	消費者向 貸付残高	事業者向 貸付残高	貸付残高 計
関東財務局	154	69,095	48,753	117,848
東京都	555	2,008	81,596	83,604
神奈川県	52	1,220	5,555	6,775
埼玉県	35	123	132	255
千葉県	28	7	66	73
山梨県	11	6	12	18
栃木県	11	33	16	49
茨城県	14	5	23	28
群馬県	16	4	679	683
新潟県	12	4	7	11
長野県	9	9	145	154
小計	743	3,424	88,235	91,659
関東管内合計	897	72,520	136,988	209,508
近畿財務局	45	9,930	770	10,700
大阪府	203	453	16,438	16,891
京都府	56	59	928	987
兵庫県	77	60	636	696
奈良県	9	13	23	36
和歌山県	13	16	6	22
滋賀県	10	3	9	12
小計	368	606	18,042	18,648
近畿管内合計	413	10,537	18,812	29,349
北海道財務局	7	2,144	177	2,321
北海道	65	548	636	1,184
小計	65	548	636	1,184
北海道管内合計	72	2,693	814	3,507
東北財務局	27	308	46	354
宮城県	38	11	437	448
岩手県	10	12	2	14
福島県	4	0	1	1
秋田県	15	8	76	84
青森県	16	5	14	19
山形県	5	1	0	1
小計	88	40	533	573
東北管内合計	115	349	580	929
東海財務局	24	5,260	52	5,312
愛知県	88	467	3,818	4,285
静岡県	43	83	236	319
三重県	21	21	1	22
岐阜県	13	5	56	61
小計	165	577	4,113	4,690
東海管内合計	189	5,837	4,165	10,002

	業者数	消費者向 貸付残高	事業者向 貸付残高	貸付残高 計
北陸財務局	7	71	18	89
富山県	14	7	148	155
石川県	15	17	17	34
福井県	10	7	5	12
小計	39	32	172	204
北陸管内合計	46	103	191	294
中国財務局	18	500	448	948
広島県	41	30	546	576
山口県	24	21	9	30
岡山県	37	30	16	46
鳥取県	3	1	2	3
島根県	2	0	4	4
小計	107	84	580	664
中国管内合計	125	584	1,029	1,613
四国財務局	15	256	15	271
香川県	8	7	77	84
徳島県	13	5	7	12
愛媛県	26	16	27	43
高知県	19	39	63	102
小計	66	68	176	244
四国管内合計	81	324	192	516
九州財務局	13	252	14	266
熊本県	25	12	30	42
大分県	9	7	8	15
宮崎県	16	43	40	83
鹿児島県	17	43	58	101
小計	67	106	137	243
九州管内合計	80	359	152	511
福岡財務支局	17	1,878	727	2,605
福岡県	107	113	1,338	1,451
佐賀県	10	6	43	49
長崎県	26	19	49	68
小計	143	140	1,431	1,571
福岡管内合計	160	2,019	2,158	4,177
沖縄総合事務局	4	159	3	162
沖縄県	52	30	137	167
小計	52	30	137	167
沖縄管内合計	56	190	141	331
財務局計	331	89,859	51,029	140,888
都道府県計	1,903	5,660	114,196	119,856
総合計	2,234	95,519	165,225	260,744

（注1）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

（注2）業者数は、業務報告書提出業者（2,501）のうち、貸付残高のない業者（267）を除いたものである。

3. 業態別貸付金利（平成23年3月末）

業態別貸付金利

業態	業者数	消費者向貸付					事業者向貸付			合計		
		残高 (億円)	(構成比)	金利(%)	うち 無担保残高 (億円)	金利(%)	残高 (億円)	(構成比)	金利(%)	残高 (億円)	(構成比)	金利(%)
消費者向無担保 貸金業者	639	35,739	37.4%	17.97	32,642	18.29	861	0.5%	10.62	36,600	14.0%	17.80
うち大手	9	32,032	33.5%	18.20	29,042	18.55	682	0.4%	11.03	32,714	12.5%	18.05
うち大手以外	630	3,707	3.9%	15.96	3,600	16.17	179	0.1%	9.07	3,886	1.5%	15.64
消費者向有担保 貸金業者	140	1,617	1.7%	5.06	51	16.67	243	0.1%	5.47	1,861	0.7%	5.12
消費者向住宅向 貸金業者	46	5,811	6.1%	3.56	22	2.75	471	0.3%	6.50	6,282	2.4%	3.78
事業者向貸金業者	794	2,664	2.8%	5.58	682	12.52	112,610	68.2%	1.64	115,275	44.2%	1.73
手形割引業者	120	6	0.0%	10.53	4	10.68	608	0.4%	9.11	615	0.2%	9.13
クレジットカード 会社	138	13,959	14.6%	15.59	13,553	15.97	4,857	2.9%	2.04	18,817	7.2%	12.09
信販会社	109	31,181	32.6%	14.93	29,928	15.41	7,351	4.4%	2.45	38,532	14.8%	12.55
流通・メーカー系 会社	29	412	0.4%	4.55	98	12.75	7,147	4.3%	1.06	7,559	2.9%	1.25
建設・不動産業者	90	261	0.3%	8.79	9	6.93	2,107	1.3%	4.12	2,368	0.9%	4.64
質屋	36	14	0.0%	16.13	8	16.95	75	0.0%	8.70	90	0.0%	9.91
リース会社	70	3,848	4.0%	2.39	51	4.24	28,882	17.5%	3.37	32,730	12.6%	3.25
日賦貸金業者	10	0	0.0%	0.00	0	0.00	2	0.0%	18.90	2	0.0%	18.90
非営利特例対象 法人	13	1	0.0%	2.99	1	2.99	6	0.0%	2.17	7	0.0%	2.33
合計	2,234	95,519	100.0%	15.50	77,055	16.02	165,225	100.0%	3.96	260,745	100.0%	6.63

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。「金利」は「平均約定金利」である。

(注2) 「消費者向無担保貸金業者」の「大手」とは、貸付残高500億円超の業者である。

(注3) 業者数は、業務報告書提出業者(2,501)のうち、貸付残高のない業者(267)を除いたものである。

4. 業態別貸付件数、1件当たり平均貸付残高（平成23年3月末）

業態別貸付件数、1件当たり平均貸付残高

業態	業者数	消費者向貸付						事業者向貸付			合計	
		件数 (件)	残高 (億円)	1件当たり 平均貸付 残高 (千円)	うち 無担保件数 (件)	うち 無担保残高 (億円)	1件当たり 平均貸付 残高 (千円)	件数 (件)	残高 (億円)	1件当たり 平均貸付 残高 (千円)	件数 (件)	残高 (億円)
消費者向無担保 貸金業者	639	7,380,827	35,739	484	7,284,169	32,642	448	47,805	861	1,801	7,428,632	36,600
うち大手	9	6,103,085	32,032	525	6,012,466	29,042	483	37,139	682	1,836	6,140,224	32,714
うち大手以外	630	1,277,742	3,707	290	1,271,703	3,600	283	10,666	179	1,678	1,288,408	3,886
消費者向有担保 貸金業者	140	59,231	1,617	2,730	19,459	51	262	1,868	243	13,009	61,099	1,861
消費者向住宅向 貸金業者	46	61,764	5,811	9,408	3,825	22	575	1,170	471	40,256	62,934	6,282
事業者向貸金業者	794	313,717	2,664	849	294,184	682	232	157,433	112,610	71,529	471,150	115,275
手形割引業者	120	950	6	632	902	4	443	38,373	608	1,584	39,323	615
クレジットカード 会社	138	13,661,115	13,959	102	13,656,027	13,553	99	51,348	4,857	9,459	13,712,463	18,817
信販会社	109	23,899,870	31,181	130	23,886,773	29,928	125	43,203	7,351	17,015	23,943,073	38,532
流通・メーカー系 会社	29	53,138	412	775	50,195	98	195	2,627	7,147	272,059	55,765	7,559
建設・不動産業者	90	4,935	261	5,289	1,159	9	777	8,105	2,107	25,996	13,040	2,368
質屋	36	3,172	14	441	2,821	8	284	1,063	75	7,056	4,235	90
リース会社	70	50,641	3,848	7,599	21,195	51	241	13,028	28,882	221,692	63,669	32,730
日賦貸金業者	10	1	0	0	1	0	0	1,003	2	199	1,004	2
非営利特例対象 法人	13	294	1	340	294	1	340	261	6	2,299	555	7
合計	2,234	45,489,655	95,519	210	45,221,004	77,055	170	367,287	165,225	44,985	45,856,942	260,745

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(注2) 業者数は、業務報告書提出業者（2,501）のうち、貸付残高のない業者（267）を除いたものである。

(注3) 「消費者向無担保貸金業者」の「大手」とは、貸付残高500億円超の業者である。

(注4) 「件数」は各業者分を単純合計したもの（延べ数）。件数の捉え方は各業者の契約形態や債権管理方法等によるため、1件当たり平均貸付残高等について、業態間の単純な比較はできない。

5. 消費者向無担保貸金業者の貸付残高（平成23年3月末）

① 貸付金利別

消費者向無担保貸金業者の貸付残高（貸付金利別）

金利	該当業者数		消費者向無担保貸付残高				
		構成比（%）	残高（億円）	構成比（%）	件数（件）	構成比（%）	1件当たり平均貸付残高（千円）
28%超	22	3.4	10	0.0	5,408	0.1	185
26%超～28%以下	38	5.9	226	0.7	93,965	1.3	241
24%超～26%以下	39	6.1	2,059	6.3	501,561	6.9	411
22%超～24%以下	54	8.5	333	1.0	138,741	1.9	240
20%超～22%以下	58	9.1	3,831	11.7	995,278	13.7	385
18%超～20%以下	105	16.4	16,583	50.8	3,454,524	47.4	480
16%超～18%以下	178	27.9	1,933	5.9	594,519	8.2	325
14%超～16%以下	44	6.9	6,285	19.3	1,219,870	16.7	515
12%超～14%以下	16	2.5	10	0.0	4,010	0.1	249
10%超～12%以下	18	2.8	620	1.9	201,078	2.8	308
8%超～10%以下	9	1.4	7	0.0	1,203	0.0	582
6%超～8%以下	15	2.3	17	0.1	5,276	0.1	322
4%超～6%以下	11	1.7	111	0.3	3,704	0.1	2,997
2%超～4%以下	22	3.4	235	0.7	14,223	0.2	1,652
2%以下	10	1.6	375	1.1	50,809	0.7	738
合計	639	100.0	32,642	100.0	7,284,169	100.0	448

（注）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

② 貸付残高規模別

消費者向無担保貸金業者の貸付残高（貸付残高規模別）

貸付残高規模別	該当業者数		消費者向無担保貸付残高				
		構成比（%）	残高（億円）	構成比（%）	件数（件）	構成比（%）	1件当たり平均貸付残高（千円）
5,000億円超	2	0.3	16,221	49.7	3,306,796	45.4	491
1,000億円超～5,000億円以下	4	0.6	10,827	33.2	2,272,948	31.2	476
500億円超～1,000億円以下	3	0.5	1,993	6.1	432,722	5.9	461
100億円超～500億円以下	11	1.7	2,005	6.1	532,323	7.3	377
50億円超～100億円以下	6	0.9	428	1.3	181,804	2.5	235
10億円超～50億円以下	28	4.4	526	1.6	199,966	2.7	263
5億円超～10億円以下	26	4.1	193	0.6	155,115	2.1	124
1億円超～5億円以下	135	21.1	302	0.9	132,020	1.8	229
5,000万円超～1億円以下	104	16.3	73	0.2	34,442	0.5	212
1,000万円超～5,000万円以下	219	34.3	65	0.2	31,368	0.4	207
1,000万円以下	101	15.8	4	0.0	4,665	0.1	86
合計	639	100.0	32,642	100.0	7,284,169	100.0	448

（注）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

6. 事業者向貸金業者の貸付残高（平成23年3月末）

① 貸付金利別

事業者向貸金業者の貸付残高（貸付金利別）

金利	該当業者数		事業者向貸付残高				
		構成比（%）	残高（億円）	構成比（%）	件数（件）	構成比（%）	1件当たり 平均貸付残高 （百万円）
28%超	8	1.0	4	0.0	686	0.5	0.6
26%超～28%以下	3	0.4	4	0.0	376	0.3	1.1
24%超～26%以下	4	0.5	16	0.0	82	0.1	19.5
22%超～24%以下	11	1.4	102	0.1	888	0.6	11.5
20%超～22%以下	12	1.5	13	0.0	795	0.6	1.6
18%超～20%以下	25	3.1	30	0.0	1,744	1.2	1.7
16%超～18%以下	52	6.5	57	0.1	5,521	3.8	1.0
14%超～16%以下	124	15.6	1,104	1.0	39,259	27.4	2.8
12%超～14%以下	59	7.4	741	0.7	15,033	10.5	4.9
10%超～12%以下	55	6.9	446	0.4	12,900	9.0	3.5
8%超～10%以下	32	4.0	221	0.2	2,039	1.4	10.8
6%超～8%以下	50	6.3	1,847	1.6	2,676	1.9	69.0
4%超～6%以下	61	7.7	2,194	2.0	2,507	1.7	87.5
2%超～4%以下	125	15.7	9,294	8.3	41,709	29.1	22.3
2%以下	173	21.8	95,951	85.6	17,251	12.0	556.2
合計	794	100.0	112,030	100.0	143,466	100.0	78.1

（注1）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

（注2）事業者向貸金業者の貸付残高のうち、手形割引約580億円を除いている。

② 貸付残高規模別

事業者向貸金業者の貸付残高（貸付残高規模別）

貸付残高規模別	該当業者数		事業者向貸付残高				
		構成比（%）	残高（億円）	構成比（%）	件数（件）	構成比（%）	1件当たり 平均貸付残高 （百万円）
5,000億円超	3	0.4	31,538	28.2	12,893	9.0	244.6
1,000億円超～5,000億円以下	19	2.4	41,691	37.2	2,595	1.8	1606.6
500億円超～1,000億円以下	27	3.4	18,499	16.5	68,263	47.6	27.1
100億円超～500億円以下	57	7.2	13,685	12.2	25,425	17.7	53.8
50億円超～100億円以下	41	5.2	2,833	2.5	3,630	2.5	78.0
10億円超～50億円以下	122	15.4	2,806	2.5	12,167	8.5	23.1
5億円超～10億円以下	61	7.7	431	0.4	2,588	1.8	16.7
1億円超～5億円以下	169	21.3	426	0.4	9,602	6.7	4.4
5,000万円超～1億円以下	97	12.2	70	0.1	3,480	2.4	2.0
1,000万円超～5,000万円以下	147	18.5	45	0.0	2,458	1.7	1.8
1,000万円以下	51	6.4	2	0.0	365	0.3	0.5
合計	794	100.0	112,030	100.0	143,466	100.0	78.1

（注1）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

（注2）事業者向貸金業者の貸付残高のうち、手形割引約580億円を除いている。

7. 貸金業者の行政処分件数の推移

貸金業者の行政処分件数の推移

(単位: 件)

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度				
									4～ 6月	7～ 9月	10～ 12月	1～ 3月	計
財 務 局 登 録 貸 金 業 者	業務改善 (法第24条の6の3)	-	-	-	0	7	1	0	1	0	0	0	1
	業務停止 (旧規制法第36条、法第24条の6の4)	5	5	14	1	3	1	0	0	0	0	0	0
	登録取消し (旧規制法第37条、法第24条の6の5)	3	0	2	1	2	0	1	0	0	0	0	0
	所在不明者の登録取消し (旧規制法第38条、法第24条の6の6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	処分件数計	8	5	16	2	12	2	1	1	0	0	0	1
都 道 府 県 登 録 貸 金 業 者	業務改善 (法第24条の6の3)	-	-	-	0	19	18	9	2	0	2	0	4
	業務停止 (旧規制法第36条、法第24条の6の4、法第24条の6の5)	449	604	169	81	83	45	27	8	2	5	1	16
	登録取消し (旧規制法第37条、法第24条の6の5)	504	514	322	280	194	131	56	4	7	4	4	19
	所在不明者の登録取消し (旧規制法第38条、法第24条の6の6)	651	473	154	144	151	47	6	1	0	0	1	2
	処分件数計	1,604	1,591	645	505	447	241	98	15	9	11	6	41
計	業務改善 (法第24条の6の3)	-	-	-	0	26	19	9	3	0	2	0	5
	業務停止 (旧規制法第36条、法第24条の6の4、法第24条の6の5)	454	609	183	82	86	46	27	8	2	5	1	16
	登録取消し (旧規制法第37条、法第24条の6の5)	507	514	324	281	196	131	57	4	7	4	4	19
	所在不明者の登録取消し (旧規制法第38条、法第24条の6の6)	651	473	154	144	151	47	6	1	0	0	1	2
	処分件数計	1,612	1,596	661	507	459	243	99	16	9	11	6	42

(注) 表中の「旧規制法」とは、貸金業の規制等に関する法律のことであり、「法」とは貸金業法のことである。

8. 金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等（苦情、相談・照会）件数

① 内容別

貸金業者に係る苦情等件数（内容別）

（単位：件）

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成22年度					平成23年度				
	計	計	計	計	4～6 月	7～9 月	10～ 12月	1～3 月	計	4～6 月	7～9 月	10～ 12月	1～3 月	計
苦情等受付件数	49,482	49,635	44,928	35,461	8,738	7,847	6,760	6,498	29,843	5,611	5,609	4,755	5,520	21,495
うち無登録業者に係るもの	13,126	14,942	14,243	8,267	1,859	1,871	1,748	1,661	7,139	1,731	1,778	1,564	1,933	7,006
取立て行為	2,223	2,060	1,850	716	145	114	106	89	454	101	107	80	97	385
契約内容	882	723	622	269	57	57	35	34	183	40	67	31	40	178
金利	1,570	1,353	636	392	71	64	29	26	190	33	39	32	27	131
年金担保	93	60	41	29	3	1	1	1	6	0	5	1	3	9
帳簿の開示	3,080	4,004	2,393	1,684	264	280	205	156	905	146	107	83	85	421
過剰貸付け	91	53	24	31	2	5	3	2	12	5	1	4	5	15
行政当局詐称、登録業者詐称	298	404	501	188	13	16	19	27	75	15	13	7	23	58
保証契約	272	127	120	77	9	23	4	2	38	7	12	5	7	31
広告・勧誘（詐称以外）	445	471	254	115	16	20	13	17	66	11	8	10	4	33
その他	4,846	3,867	2,270	1,558	262	386	210	201	1,059	184	199	180	196	759
苦情計	13,800	13,122	8,711	5,059	842	966	625	555	2,988	542	558	433	487	2,020
債務整理等	9,552	7,635	6,139	2,781	619	602	473	544	2,238	452	463	420	444	1,779
金利	837	592	714	439	223	204	112	135	674	75	68	61	74	278
相談先	1,475	1,100	950	790	208	150	118	117	593	79	78	89	87	333
登録確認（無登録の疑いあり）	5,445	9,507	11,972	9,467	2,541	2,512	2,391	2,055	9,499	2,005	2,081	1,790	2,162	8,038
制度改正要望	596	148	87	146	29	39	34	13	115	8	7	13	30	58
法令等解釈	1,249	1,738	1,387	4,449	564	522	427	400	1,913	393	344	320	354	1,411
その他	16,528	15,793	14,968	12,330	3,712	2,852	2,580	2,679	11,823	2,057	2,010	1,629	1,882	7,578
相談・照会計	35,682	36,513	36,217	30,402	7,896	6,881	6,135	5,943	26,855	5,069	5,051	4,322	5,033	19,475

（注1）平成18年度は、18年7月～19年3月の件数（平成18年7月より、法令違反・不適切な行為等の「苦情」とその他の「相談・照会」に分類）。

（注2）件数については、その内容が複数にわたる場合でも延べで計上せず、主なものを1件として計上。

② 受付先別

貸金業者に係る苦情等件数（受付先別）

（単位：件）

区分	平成20年度				平成21年度				平成22年度				平成23年度			
	金融庁	財務局	都道府県	計	金融庁	財務局	都道府県	計	金融庁	財務局	都道府県	計	金融庁	財務局	都道府県	計
苦情等受付件数	3,449	15,000	26,479	44,928	3,704	14,292	17,465	35,461	4,465	10,548	14,830	29,843	1,637	7,390	12,468	21,495
うち無登録業者に係るもの	572	4,669	9,002	14,243	362	2,299	5,606	8,267	363	1,571	5,205	7,139	334	1,234	5,438	7,006
取立て行為	22	413	1,415	1,850	22	198	496	716	13	130	311	454	5	144	236	385
契約内容	14	105	503	622	19	54	196	269	2	30	151	183	0	48	130	178
金利	7	41	588	636	5	28	359	392	16	35	139	190	0	13	118	131
年金担保	0	13	28	41	0	0	29	29	0	0	6	6	0	0	9	9
帳簿の開示	4	1,388	1,001	2,393	15	1,182	487	1,684	7	548	350	905	3	207	211	421
過剰貸付け	1	18	5	24	4	5	22	31	0	4	8	12	0	9	6	15
行政当局詐称、登録業者詐称	64	64	373	501	20	9	159	188	0	52	23	75	0	14	44	58
保証契約	11	25	84	120	4	16	57	77	0	6	32	38	0	6	25	31
広告・勧誘（詐称以外）	86	28	140	254	6	11	98	115	0	4	62	66	0	6	27	33
その他	107	521	1,642	2,270	32	457	1,069	1,558	268	318	473	1,059	32	306	421	759
苦情計	316	2,616	5,779	8,711	127	1,960	2,972	5,059	306	1,127	1,555	2,988	40	753	1,227	2,020
債務整理等	429	955	4,755	6,139	84	395	2,302	2,781	38	176	2,024	2,238	27	34	1,718	1,779
金利	176	88	450	714	101	73	265	439	270	142	262	674	90	44	144	278
相談先	81	179	690	950	327	90	373	790	186	98	309	593	29	116	188	333
登録確認（無登録の疑いあり）	492	4,677	6,803	11,972	308	3,474	5,685	9,467	211	4,031	5,257	9,499	165	2,860	5,013	8,038
制度改正要望	74	7	6	87	122	13	11	146	52	20	43	115	19	36	3	58
法令等解釈	631	257	499	1,387	407	3,546	496	4,449	391	711	811	1,913	334	463	614	1,411
その他	1,250	6,221	7,497	14,968	2,228	4,741	5,361	12,330	3,011	4,243	4,569	11,823	933	3,084	3,561	7,578
相談・照会計	3,133	12,384	20,700	36,217	3,577	12,332	14,493	30,402	4,159	9,421	13,275	26,855	1,597	6,637	11,241	19,475

第2章 日本貸金業協会 月次統計資料 【出典：日本貸金業協会 月次統計資料】

1. 概要

①月次統計資料

月次統計資料として、以下の資料を公表している。

統計名	更新時期	概要
協会の状況	(前々月末実績を)毎月15日～20日頃	加盟協会員数の推移等
相談・苦情・紛争の状況	(前月末実績を)毎月15日～20日頃	日本貸金業協会設置の貸金業相談・紛争解決センターで受電した相談・苦情・紛争件数やその内容内訳
月次実態調査	(前々月末実績を)毎月15日～20日頃	特定の協会員の協力を得て作成している貸金市場の動向調査

②月次実態調査

月次実態調査とは、特定の協会員の協力を得て、その動向を月次で調査・分析した統計資料であり、全協会の貸付残高の80％以上のカバレッジを確保している。

業態	協力社数	カバレッジ	対象事業者
消費者金融業態	17社	90.5％	・消費者向無担保貸金業者 ・消費者向有担保貸金業者 ・消費者向住宅向貸金業者 等
事業者金融業態	16社	42.3％	・事業者向貸金業者 ・リース会社 ・手形割引業者 等
クレジット業態等	29社	91.3％	・クレジットカード会社 ・信販会社 ・流通・メーカー系会社
全体	62社	83.0％	—

(注1) カバレッジとは、平成23年4月時点における各貸金業者の直近決算年度末の貸付残高に対し調査に協力していただいている協会員の貸付残高の割合を示す。

(注2) 協力者数は、平成24年3月末時点での数値。

2. 協会員数

①協会員数と加入率

協会員数と加入率の推移

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	12月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月
月末協会員数	4,063	3,776	3,561	2,990	2,525	2,100	1,670	1,560	1,486	1,410
登録貸金業者数	10,108	9,115	7,564	6,178	4,909	4,057	2,828	2,589	2,455	2,350
協会加入率	40.2%	41.4%	47.1%	48.4%	51.4%	51.8%	59.1%	60.3%	60.5%	60.0%

②財務局・都道府県知事別の協会員数

財務局・都道府県知事別の協会員数と加入率（平成24年3月）

	協会員数	登録業者数	比率
関東財務局	132	163	81.0 %
東京都	267	691	38.6 %
神奈川県	30	54	55.6 %
埼玉県	22	36	61.1 %
千葉県	23	34	67.6 %
山梨県	10	10	100.0 %
栃木県	8	9	88.9 %
茨城県	11	12	91.7 %
群馬県	10	16	62.5 %
新潟県	5	10	50.0 %
長野県	3	8	37.5 %
小計	389	880	44.2 %
関東管内合計	521	1,043	50.0 %
近畿財務局	40	41	97.6 %
大阪府	110	203	54.2 %
京都府	43	57	75.4 %
兵庫県	37	73	50.7 %
奈良県	7	10	70.0 %
和歌山県	7	13	53.8 %
滋賀県	6	7	85.7 %
小計	210	363	57.9 %
近畿管内合計	250	404	61.9 %
北海道財務局	5	6	83.3 %
北海道	46	61	75.4 %
小計	46	61	75.4 %
北海道管内合計	51	67	76.1 %
東北財務局	25	27	92.6 %
宮城県	33	39	84.6 %
岩手県	8	10	80.0 %
福島県	3	4	75.0 %
秋田県	12	15	80.0 %
青森県	7	16	43.8 %
山形県	3	5	60.0 %
小計	66	89	74.2 %
東北管内合計	91	116	78.4 %
東海財務局	24	25	96.0 %
愛知県	43	83	51.8 %
静岡県	34	42	81.0 %
三重県	11	19	57.9 %
岐阜県	8	12	66.7 %
小計	96	156	61.5 %
東海管内合計	120	181	66.3 %

	協会員数	登録業者数	比率
北陸財務局	7	7	100.0 %
富山県	10	13	76.9 %
石川県	6	13	46.2 %
福井県	7	10	70.0 %
小計	23	36	63.9 %
北陸管内合計	30	43	69.8 %
中国財務局	18	18	100.0 %
広島県	32	42	76.2 %
山口県	22	24	91.7 %
岡山県	20	35	57.1 %
鳥取県	3	3	100.0 %
島根県	2	2	100.0 %
小計	79	106	74.5 %
中国管内合計	97	124	78.2 %
四国財務局	13	13	100.0 %
香川県	6	7	85.7 %
徳島県	6	8	75.0 %
愛媛県	12	26	46.2 %
高知県	14	19	73.7 %
小計	38	60	63.3 %
四国管内合計	51	73	69.9 %
九州財務局	11	11	100.0 %
熊本県	21	24	87.5 %
大分県	7	8	87.5 %
宮崎県	5	15	33.3 %
鹿児島県	11	17	64.7 %
小計	44	64	68.8 %
九州管内合計	55	75	73.3 %
福岡財務支局	14	16	87.5 %
福岡県	57	112	50.9 %
佐賀県	3	9	33.3 %
長崎県	22	25	88.0 %
小計	82	146	56.2 %
福岡管内合計	96	162	59.3 %
沖縄総合事務局	3	3	100.0 %
沖縄県	45	59	76.3 %
小計	45	59	76.3 %
沖縄管内合計	48	62	77.4 %

財務局計	292	330	88.5 %
都道府県計	1,118	2,020	55.3 %
総合計	1,410	2,350	60.0 %

（注1）計数は今後変動することがある。

（注2）「登録業者数」は金融庁公表の数値。

財務局・都道府県別協会員数の推移（平成22年～平成24年の各3月末）

	平成22年	平成23年	平成24年
関東財務局	148	135	132
東京都	368	293	267
神奈川県	53	35	30
埼玉県	42	26	22
千葉県	33	21	23
山梨県	15	12	10
栃木県	8	10	8
茨城県	17	14	11
群馬県	13	12	10
新潟県	10	9	5
長野県	8	4	3
小計	567	436	389
関東管内合計	715	571	521
近畿財務局	55	45	40
大阪府	161	123	110
京都府	59	44	43
兵庫県	73	45	37
奈良県	8	7	7
和歌山県	11	8	7
滋賀県	19	11	6
小計	331	238	210
近畿管内合計	386	283	250
北海道財務局	7	6	5
北海道	77	54	46
小計	77	54	46
北海道管内合計	84	60	51
東北財務局	29	26	25
宮城県	47	36	33
岩手県	13	9	8
福島県	7	3	3
秋田県	14	12	12
青森県	11	8	7
山形県	8	3	3
小計	100	71	66
東北管内合計	129	97	91
東海財務局	26	25	24
愛知県	67	48	43
静岡県	54	36	34
三重県	22	14	11
岐阜県	13	8	8
小計	156	106	96
東海管内合計	182	131	120

	平成22年	平成23年	平成24年
北陸財務局	7	7	7
富山県	21	13	10
石川県	9	7	6
福井県	18	9	7
小計	48	29	23
北陸管内合計	55	36	30
中国財務局	20	18	18
広島県	47	34	32
山口県	33	24	22
岡山県	36	22	20
鳥取県	4	3	3
島根県	3	2	2
小計	123	85	79
中国管内合計	143	103	97
四国財務局	18	16	13
香川県	14	6	6
徳島県	14	9	6
愛媛県	22	14	12
高知県	26	14	14
小計	76	43	38
四国管内合計	94	59	51
九州財務局	17	13	11
熊本県	34	22	21
大分県	19	9	7
宮崎県	6	5	5
鹿児島県	24	12	11
小計	83	48	44
九州管内合計	100	61	55
福岡財務支局	24	16	14
福岡県	87	65	57
佐賀県	7	6	3
長崎県	36	23	22
小計	130	94	82
福岡管内合計	154	110	96
沖縄総合事務局	4	4	3
沖縄県	54	45	45
小計	54	45	45
沖縄管内合計	58	49	48
財務局計	355	311	292
都道府県計	1,745	1,249	1,118
総合計	2,100	1,560	1,410

3. 貸付残高・貸付件数

①業態別貸付残高・貸付件数の推移

業態別貸付残高とシェアの推移

(単位：百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		61社	61社	61社	61社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社
業態 消費者金融	平成22年度	4,782,108	4,718,729	4,625,118	4,516,809	4,417,855	4,321,117	4,103,876	4,021,709	3,904,115	3,824,365	3,745,372	3,654,836
	平成23年度	3,570,614	3,522,666	3,460,782	3,538,360	3,429,109	3,379,116	3,334,934	3,294,277	3,235,007	3,197,589	3,176,033	3,134,467
	前年同月比	-25.3%	-25.3%	-25.2%	-21.7%	-22.4%	-21.8%	-18.7%	-18.1%	-17.1%	-16.4%	-15.2%	-14.2%
業態 事業者金融	平成22年度	983,274	982,225	967,207	946,221	937,447	912,463	911,578	918,382	941,303	935,214	923,627	896,667
	平成23年度	794,786	791,032	795,335	785,666	780,483	761,644	767,572	766,120	768,078	764,229	757,121	753,216
	前年同月比	-19.2%	-19.5%	-17.8%	-17.0%	-16.7%	-16.5%	-15.8%	-16.6%	-18.4%	-18.3%	-18.0%	-16.0%
業態等 クレジット	平成22年度	6,850,600	6,881,366	6,747,145	6,652,301	6,555,037	6,423,775	6,372,610	6,203,266	6,105,880	5,990,556	5,916,123	5,804,654
	平成23年度	5,651,166	5,590,034	5,517,457	5,322,939	5,272,748	5,248,080	5,144,026	5,044,100	5,010,786	4,893,866	4,784,391	4,774,792
	前年同月比	-17.5%	-18.8%	-18.2%	-20.0%	-19.6%	-18.3%	-19.3%	-18.7%	-17.9%	-18.3%	-19.1%	-17.7%
全体	平成22年度	12,615,982	12,582,320	12,339,470	12,115,331	11,910,339	11,657,355	11,388,064	11,143,357	10,951,298	10,750,135	10,585,122	10,356,157
	平成23年度	10,016,566	9,903,731	9,773,574	9,646,965	9,482,340	9,388,840	9,246,532	9,104,496	9,013,870	8,855,684	8,717,546	8,662,475
	前年同月比	-20.6%	-21.3%	-20.8%	-20.4%	-20.4%	-19.5%	-18.8%	-18.3%	-17.7%	-17.6%	-17.6%	-16.4%
業態別シェア	平成22年度	消費者金融業態	37.9%	37.5%	37.5%	37.3%	37.1%	37.1%	36.0%	36.1%	35.6%	35.6%	35.4%
		事業者金融業態	7.8%	7.8%	7.8%	7.8%	7.9%	7.8%	8.0%	8.2%	8.6%	8.7%	8.7%
		クレジット業態等	54.3%	54.7%	54.7%	54.9%	55.0%	55.1%	56.0%	55.7%	55.8%	55.7%	55.9%
		合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	平成23年度	消費者金融業態	35.6%	35.6%	35.4%	36.7%	36.2%	36.0%	36.1%	36.2%	35.9%	36.1%	36.4%
		事業者金融業態	7.9%	8.0%	8.1%	8.1%	8.2%	8.1%	8.3%	8.4%	8.5%	8.6%	8.7%
		クレジット業態等	56.5%	56.4%	56.5%	55.2%	55.6%	55.9%	55.6%	55.4%	55.6%	55.3%	54.9%
		合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

業態別貸付件数の推移

(単位：件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		61社	61社	61社	61社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社
業態 消費者金融	平成22年度	7,736,793	7,657,283	7,541,133	7,414,025	7,303,104	7,181,752	7,027,699	6,929,482	6,766,034	6,647,395	6,550,308	6,417,201
	平成23年度	6,278,713	6,213,307	6,113,609	6,259,761	6,174,907	6,119,460	6,024,898	5,956,120	5,845,797	5,770,582	5,730,408	5,655,519
	前年同月比	-18.8%	-18.9%	-18.9%	-15.6%	-15.4%	-14.8%	-14.3%	-14.0%	-13.6%	-13.2%	-12.5%	-11.9%
業態 事業者金融	平成22年度	170,889	166,389	161,976	158,559	153,899	151,049	150,849	147,654	151,363	148,372	143,228	137,985
	平成23年度	157,490	154,947	162,138	159,443	155,224	153,011	151,046	142,801	140,627	139,017	135,763	132,267
	前年同月比	-7.8%	-6.9%	0.1%	0.6%	0.9%	1.3%	0.1%	-3.3%	-7.1%	-6.3%	-5.2%	-4.1%
業態等 クレジット	平成22年度	104,122,016	104,018,994	103,938,579	103,084,914	102,931,310	98,920,485	96,586,217	96,433,871	94,998,912	95,867,025	96,204,912	96,179,841
	平成23年度	102,808,485	102,521,615	102,411,795	102,073,222	102,011,315	101,561,525	101,322,474	100,883,753	100,206,540	99,981,579	99,603,622	99,440,909
	前年同月比	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.0%	-0.9%	2.7%	4.9%	4.6%	5.5%	4.3%	3.5%	3.4%
全体	平成22年度	112,029,699	111,842,666	111,641,688	110,657,498	110,388,313	106,253,286	103,764,765	103,511,008	101,916,309	102,662,792	102,898,448	102,735,027
	平成23年度	109,244,688	108,889,869	108,687,542	108,492,426	108,341,446	107,833,996	107,498,418	106,982,674	106,192,964	105,891,178	105,469,793	105,228,695
	前年同月比	-2.5%	-2.6%	-2.6%	-2.0%	-1.9%	1.5%	3.6%	3.4%	4.2%	3.1%	2.5%	2.4%

(注) クレジット業態等の貸付件数はキャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

②消費者向貸付

業態別貸付残高の推移

(単位：百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		61社	61社	61社	61社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社
業態 消費者金融	平成22年度	4,632,261	4,570,654	4,479,234	4,372,299	4,272,895	4,184,135	4,006,899	3,925,123	3,808,128	3,726,931	3,646,401	3,554,377
	平成23年度	3,471,039	3,421,514	3,359,164	3,370,988	3,318,186	3,270,443	3,226,348	3,187,550	3,130,576	3,092,805	3,071,216	3,030,740
	前年同月比	-25.1%	-25.1%	-25.0%	-22.9%	-22.3%	-21.8%	-19.5%	-18.8%	-17.8%	-17.0%	-15.8%	-14.7%
業態 事業者金融	平成22年度	174,639	175,533	174,878	173,803	167,580	170,087	169,711	168,900	168,240	167,754	166,957	166,111
	平成23年度	164,731	164,013	162,874	162,225	161,444	161,535	161,228	160,758	160,100	160,127	159,789	160,187
	前年同月比	-5.7%	-6.6%	-6.9%	-6.7%	-3.7%	-5.0%	-5.0%	-4.8%	-4.8%	-4.5%	-4.3%	-3.6%
業態等 クレジット	平成22年度	5,294,642	5,290,914	5,205,941	5,098,117	5,008,087	4,884,750	4,726,046	4,669,337	4,553,011	4,456,719	4,372,343	4,245,974
	平成23年度	4,110,899	4,066,083	3,987,552	3,813,414	3,765,328	3,704,832	3,652,474	3,574,189	3,484,427	3,410,072	3,350,258	3,275,644
	前年同月比	-22.4%	-23.1%	-23.4%	-25.2%	-24.8%	-24.2%	-22.7%	-23.5%	-23.5%	-23.5%	-23.4%	-22.9%
全体	平成22年度	10,101,542	10,037,101	9,860,054	9,644,219	9,448,562	9,238,973	8,902,656	8,763,360	8,529,378	8,351,403	8,185,700	7,966,462
	平成23年度	7,746,669	7,651,609	7,509,590	7,346,628	7,244,958	7,136,810	7,040,050	6,922,498	6,775,103	6,663,004	6,581,263	6,466,572
	前年同月比	-23.3%	-23.8%	-23.8%	-23.8%	-23.3%	-22.8%	-20.9%	-21.0%	-20.6%	-20.2%	-19.6%	-18.8%

業態別貸付件数の推移

(単位：件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		61社	61社	61社	61社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社
業態 消費者金融	平成22年度	7,706,468	7,627,091	7,511,143	7,384,473	7,273,752	7,152,821	6,999,584	6,901,603	6,738,324	6,619,526	6,522,673	6,389,786
	平成23年度	6,251,523	6,186,263	6,085,770	6,224,975	6,140,240	6,084,960	5,991,461	5,922,741	5,813,445	5,738,143	5,697,944	5,626,088
	前年同月比	-18.9%	-18.9%	-19.0%	-15.7%	-15.6%	-14.9%	-14.4%	-14.2%	-13.7%	-13.3%	-12.6%	-12.0%
業態 事業者金融	平成22年度	111,550	110,016	106,849	103,854	98,964	96,275	96,495	93,528	90,451	87,698	83,369	81,097
	平成23年度	77,697	75,200	72,386	69,699	65,426	63,176	60,977	52,756	50,560	49,047	46,557	45,332
	前年同月比	-30.3%	-31.6%	-32.3%	-32.9%	-33.9%	-34.4%	-36.8%	-43.6%	-44.1%	-44.1%	-44.2%	-44.1%
業態等 クレジット	平成22年度	103,894,687	103,830,973	103,753,690	102,905,497	102,763,181	98,748,415	96,422,407	96,274,100	94,826,022	95,694,279	96,044,001	96,020,462
	平成23年度	102,621,348	102,335,097	102,227,701	101,898,066	101,828,909	101,381,371	101,150,891	100,714,721	100,037,619	99,813,990	99,464,813	99,302,515
	前年同月比	-1.2%	-1.4%	-1.5%	-1.0%	-0.9%	2.7%	4.9%	4.6%	5.5%	4.3%	3.6%	3.4%
全体	平成22年度	111,712,705	111,568,080	111,371,682	110,393,824	110,135,897	105,997,512	103,518,486	103,269,231	101,654,797	102,401,503	102,650,043	102,491,344
	平成23年度	108,950,568	108,596,560	108,385,857	108,192,740	108,034,575	107,529,507	107,203,329	106,690,218	105,901,624	105,601,180	105,209,314	104,973,935
	前年同月比	-2.5%	-2.7%	-2.7%	-2.0%	-1.9%	1.4%	3.6%	3.3%	4.2%	3.1%	2.5%	2.4%

(注) クレジット業態等の貸付件数はキャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

貸付種別毎の貸付残高、貸付件数、1件あたりの貸付残高の推移

調査対象社数			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			61社	61社	61社	61社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社
貸付残高 (百万円)	(住宅向を除く) 無担保貸付	平成22年度	8,746,712	8,689,094	8,516,432	8,311,207	8,130,207	7,924,552	7,633,662	7,499,956	7,276,563	7,108,818	6,957,309	6,756,502
		平成23年度	6,551,023	6,461,505	6,329,043	6,168,159	6,072,889	5,974,266	5,884,340	5,771,474	5,627,952	5,528,387	5,450,748	5,352,200
		前年同月比	-25.1%	-25.6%	-25.7%	-25.8%	-25.3%	-24.6%	-22.9%	-23.0%	-22.7%	-22.2%	-21.7%	-20.8%
	(住宅向を除く) 有担保貸付	平成22年度	468,662	463,384	456,422	449,166	440,369	432,679	388,272	382,186	371,703	370,252	364,200	350,687
		平成23年度	344,786	339,688	332,177	333,129	327,900	323,178	316,297	311,984	307,543	302,071	298,554	291,193
		前年同月比	-26.4%	-26.7%	-27.2%	-25.8%	-25.5%	-25.3%	-18.5%	-18.4%	-17.3%	-18.4%	-18.0%	-17.0%
	住宅向貸付	平成22年度	886,169	884,624	887,201	883,846	877,986	881,742	880,722	881,219	881,112	872,333	864,191	859,273
		平成23年度	850,860	850,416	848,370	845,339	844,170	839,366	839,413	839,039	839,609	832,547	831,961	823,179
		前年同月比	-4.0%	-3.9%	-4.4%	-4.4%	-3.9%	-4.8%	-4.7%	-4.8%	-4.7%	-4.6%	-3.7%	-4.2%
有残件数 (件)	(住宅向を除く) 無担保貸付	平成22年度	111,528,498	111,384,662	111,189,281	110,212,520	109,956,067	105,818,832	103,355,378	103,107,638	101,493,927	102,242,136	102,492,156	102,336,244
		平成23年度	108,797,756	108,444,290	108,235,248	108,042,698	107,884,917	107,381,870	107,056,355	106,544,575	105,756,589	105,487,619	105,066,451	104,836,215
		前年同月比	-2.4%	-2.6%	-2.7%	-2.0%	-1.9%	1.5%	3.6%	3.3%	4.2%	3.2%	2.5%	2.4%
	(住宅向を除く) 有担保貸付	平成22年度	112,006	111,143	109,879	108,657	107,204	105,899	90,422	88,831	88,198	86,747	86,145	83,594
		平成23年度	82,022	81,475	79,887	79,210	78,619	77,071	76,508	75,057	74,508	73,008	72,680	69,180
		前年同月比	-26.8%	-26.7%	-27.3%	-27.1%	-26.7%	-27.2%	-15.4%	-15.5%	-15.5%	-15.8%	-15.6%	-17.2%
	住宅向貸付	平成22年度	72,201	72,275	72,522	72,647	72,626	72,781	72,687	72,762	72,671	72,620	71,742	71,506
		平成23年度	70,791	70,795	70,722	70,832	71,039	70,566	70,466	70,585	70,526	70,236	70,183	68,540
		前年同月比	-2.0%	-2.0%	-2.5%	-2.5%	-2.2%	-3.0%	-3.1%	-3.0%	-3.0%	-3.3%	-2.2%	-4.1%
1件あたりの貸付残高 (千円)	(住宅向を除く) 無担保貸付	平成22年度	78	78	77	75	74	75	74	73	72	70	68	66
		平成23年度	60	60	58	57	56	56	55	54	53	52	52	51
		前年同月比	-23.1%	-23.1%	-24.7%	-24.0%	-24.3%	-25.3%	-25.7%	-26.0%	-26.4%	-24.6%	-23.6%	-22.7%
	(住宅向を除く) 有担保貸付	平成22年度	4,184	4,169	4,154	4,134	4,108	4,086	4,294	4,302	4,214	4,268	4,228	4,195
		平成23年度	4,204	4,169	4,158	4,206	4,171	4,193	4,134	4,157	4,128	4,137	4,108	4,209
		前年同月比	0.5%	0.0%	0.1%	1.7%	1.5%	2.6%	-3.7%	-3.4%	-2.0%	-3.1%	-2.8%	0.3%
	住宅向貸付	平成22年度	12,274	12,240	12,233	12,166	12,089	12,115	12,117	12,111	12,125	12,012	12,046	12,017
		平成23年度	12,019	12,012	11,996	11,934	11,883	11,895	11,912	11,887	11,905	11,854	11,854	12,010
		前年同月比	-2.1%	-1.9%	-1.9%	-1.9%	-1.7%	-1.8%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.3%	-1.6%	-0.1%

(注) 「有残件数」には、クレジット業態等における、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数も含む。

③事業者向貸付

業態別貸付残高の推移

(単位：百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		61社	61社	61社	61社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社
業態 消費者金融	平成22年度	149,847	148,075	145,884	144,510	144,960	136,981	96,977	96,586	95,987	97,434	98,971	100,459
	平成23年度	99,575	101,152	101,618	167,372	110,922	108,673	108,586	106,726	104,430	104,784	104,817	103,727
	前年同月比	-33.5%	-31.7%	-30.3%	15.8%	-23.5%	-20.7%	12.0%	10.5%	8.8%	7.5%	5.9%	3.3%
業態 事業者金融	平成22年度	808,635	806,692	792,328	772,417	769,867	742,376	741,866	749,482	773,063	767,460	756,670	730,556
	平成23年度	630,055	627,019	632,461	623,441	619,040	600,109	606,345	605,362	607,978	604,102	597,333	593,029
	前年同月比	-22.1%	-22.3%	-20.2%	-19.3%	-19.6%	-19.2%	-18.3%	-19.2%	-21.4%	-21.3%	-21.1%	-18.8%
業態等 クレジット	平成22年度	1,555,958	1,590,452	1,541,204	1,554,184	1,546,949	1,539,025	1,646,565	1,533,928	1,552,870	1,533,837	1,543,780	1,558,680
	平成23年度	1,540,267	1,523,951	1,529,905	1,509,525	1,507,419	1,543,248	1,491,552	1,469,910	1,526,359	1,483,795	1,434,134	1,499,148
	前年同月比	-1.0%	-4.2%	-0.7%	-2.9%	-2.6%	0.3%	-9.4%	-4.2%	-1.7%	-3.3%	-7.1%	-3.8%
全体	平成22年度	2,514,440	2,545,219	2,479,416	2,471,112	2,461,777	2,418,382	2,485,408	2,379,997	2,421,919	2,398,732	2,399,422	2,389,695
	平成23年度	2,269,897	2,252,122	2,263,984	2,300,338	2,237,381	2,252,031	2,206,482	2,181,998	2,238,767	2,192,680	2,136,283	2,195,903
	前年同月比	-9.7%	-11.5%	-8.7%	-6.9%	-9.1%	-6.9%	-11.2%	-8.3%	-7.6%	-8.6%	-11.0%	-8.1%

業態別貸付件数の推移

(単位：件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		61社	61社	61社	61社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社
業態 消費者金融	平成22年度	30,325	30,192	29,990	29,552	29,352	28,931	28,115	27,879	27,710	27,869	27,635	27,415
	平成23年度	27,190	27,044	27,839	34,786	34,667	34,500	33,437	33,379	32,352	32,439	32,464	29,431
	前年同月比	-10.3%	-10.4%	-7.2%	17.7%	18.1%	19.2%	18.9%	19.7%	16.8%	16.4%	17.5%	7.4%
業態 事業者金融	平成22年度	59,340	56,373	55,126	54,705	54,935	54,774	54,354	54,126	60,912	60,674	59,859	56,888
	平成23年度	79,793	79,747	89,752	89,744	89,798	89,835	90,069	90,045	90,067	89,970	89,206	86,935
	前年同月比	34.5%	41.5%	62.8%	64.1%	63.5%	64.0%	65.7%	66.4%	47.9%	48.3%	49.0%	52.8%
業態等 クレジット	平成22年度	227,329	188,020	184,889	179,417	168,129	172,070	163,810	159,772	172,890	172,746	160,910	159,379
	平成23年度	187,137	186,518	184,095	175,156	182,406	180,154	171,583	169,033	168,921	167,589	138,809	138,395
	前年同月比	-17.7%	-0.8%	-0.4%	-2.4%	8.5%	4.7%	4.7%	5.8%	-2.3%	-3.0%	-13.7%	-13.2%
全体	平成22年度	316,994	274,585	270,005	263,674	252,416	255,774	246,279	241,777	261,513	261,289	248,405	243,683
	平成23年度	294,120	293,309	301,686	299,686	306,871	304,489	295,089	292,457	291,340	289,998	260,479	254,761
	前年同月比	-7.2%	6.8%	11.7%	13.7%	21.6%	19.0%	19.8%	21.0%	11.4%	11.0%	4.9%	4.5%

(注) クレジット業態等の貸付件数はキャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

貸付種別毎の貸付残高、貸付件数、1件あたりの貸付残高の推移

調査対象社数			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			61社	61社	61社	61社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社
貸付残高 (百万円)	(住宅向を除く) 無担保貸付	平成22年度	373,138	366,088	383,042	392,673	390,205	396,405	390,166	388,878	416,352	416,017	411,314	392,312
		平成23年度	281,928	278,754	304,519	363,935	300,719	290,487	297,595	300,449	292,466	290,653	266,282	249,330
		前年同月比	-24.4%	-23.9%	-20.5%	-7.3%	-22.9%	-26.7%	-23.7%	-22.7%	-29.8%	-30.1%	-35.3%	-36.4%
	(住宅向を除く) 有担保貸付	平成22年度	836,766	833,585	805,090	770,219	766,105	725,205	685,954	689,656	691,686	684,580	673,613	666,345
		平成23年度	674,336	672,446	653,645	646,435	649,947	636,211	628,933	616,078	625,312	622,803	604,783	617,670
		前年同月比	-19.4%	-19.3%	-18.8%	-16.1%	-15.2%	-12.3%	-8.3%	-10.7%	-9.6%	-9.0%	-10.2%	-7.3%
	営業貸付 その他	平成22年度	1,304,536	1,345,547	1,291,284	1,308,219	1,305,468	1,296,772	1,409,288	1,301,462	1,313,882	1,298,134	1,314,494	1,331,039
		平成23年度	1,313,633	1,300,922	1,305,821	1,289,968	1,286,716	1,325,332	1,279,954	1,265,471	1,320,989	1,279,223	1,265,218	1,328,904
		前年同月比	0.7%	-3.3%	1.1%	-1.4%	-1.4%	2.2%	-9.2%	-2.8%	0.5%	-1.5%	-3.7%	-0.2%
有残件数 (件)	(住宅向を除く) 無担保貸付	平成22年度	285,057	243,331	239,011	232,818	222,093	226,174	218,059	213,927	234,091	239,407	221,933	218,182
		平成23年度	269,176	268,755	277,676	276,113	283,725	281,825	272,670	270,249	269,810	270,080	239,460	234,263
		前年同月比	-5.6%	10.4%	16.2%	18.6%	27.8%	24.6%	25.0%	26.3%	15.3%	12.8%	7.9%	7.4%
	(住宅向を除く) 有担保貸付	平成22年度	11,127	10,997	11,369	11,833	11,938	11,765	10,954	11,072	11,186	11,301	11,282	10,896
		平成23年度	10,994	11,190	11,161	11,189	11,167	11,054	11,236	11,407	11,091	11,209	11,310	11,226
		前年同月比	-1.2%	1.8%	-1.8%	-5.4%	-6.5%	-6.0%	2.6%	3.0%	-0.8%	-0.8%	0.2%	3.0%
	営業貸付 その他	平成22年度	20,809	20,257	19,625	19,023	18,386	17,835	17,267	16,777	16,235	15,784	15,190	14,604
		平成23年度	13,950	13,364	12,849	12,384	11,979	11,610	11,183	10,801	10,439	10,053	9,709	9,272
		前年同月比	-33.0%	-34.0%	-34.5%	-34.9%	-34.8%	-34.9%	-35.2%	-35.6%	-35.7%	-36.3%	-36.1%	-36.5%
1件あたりの貸付残高 (千円)	(住宅向を除く) 無担保貸付	平成22年度	1,309	1,504	1,603	1,687	1,757	1,753	1,789	1,818	1,779	1,776	1,853	1,798
		平成23年度	1,047	1,037	1,097	1,318	1,060	1,031	1,091	1,112	1,084	1,082	1,112	1,064
		前年同月比	-20.0%	-31.1%	-31.6%	-21.9%	-39.7%	-41.2%	-39.0%	-38.8%	-39.1%	-39.1%	-40.0%	-40.8%
	(住宅向を除く) 有担保貸付	平成22年度	75,202	75,803	70,812	65,091	64,176	61,639	62,623	62,286	61,834	60,579	59,707	61,154
		平成23年度	61,337	60,093	58,565	57,774	58,202	57,555	55,975	54,009	56,380	55,563	53,473	55,026
		前年同月比	-18.4%	-20.7%	-17.3%	-11.2%	-9.3%	-6.6%	-10.6%	-13.3%	-8.8%	-8.3%	-10.4%	-10.0%
	営業貸付 その他	平成22年度	62,690	66,424	65,797	68,770	71,004	72,710	81,619	77,572	80,928	82,243	86,537	91,143
		平成23年度	94,168	97,348	101,632	104,164	107,414	114,154	114,455	117,162	126,544	127,248	130,314	143,324
		前年同月比	50.2%	46.6%	54.5%	51.5%	51.3%	57.0%	40.2%	51.0%	56.4%	54.7%	50.6%	57.3%

(注1) 「その他営業貸付」とは、貸金業法における「貸付」のうち、関係会社間貸付等、他の項目に含まれない貸付をいう。

(注2) 「有残件数」には、クレジット業態等における、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数も含む。

4. 月間貸付金額・契約数

① 消費者向貸付

業態別月間貸付金額の推移

(単位：百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		61社	61社	61社	61社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社
消費者金融 業態	平成22年度	127,605	127,523	98,255	86,619	90,021	95,592	85,485	94,295	101,228	85,142	89,137	113,526
	平成23年度	89,807	97,489	97,629	97,095	103,524	117,620	111,624	107,140	107,264	93,427	107,971	148,921
	前年同月比	-29.6%	-23.6%	-0.6%	12.1%	15.0%	23.0%	30.6%	13.6%	6.0%	9.7%	21.1%	31.2%
事業者金融 業態	平成22年度	2,639	2,238	3,546	2,311	1,889	2,278	1,932	1,940	2,551	2,083	2,348	2,038
	平成23年度	1,404	1,489	1,807	1,709	1,996	2,390	2,132	2,211	2,388	1,880	2,199	2,261
	前年同月比	-46.8%	-33.5%	-49.0%	-26.0%	5.7%	4.9%	10.4%	14.0%	-6.4%	-9.7%	-6.4%	11.0%
クレジット 業態等	平成22年度	306,954	325,617	274,647	219,243	203,455	209,412	177,058	178,949	150,090	148,203	146,436	167,249
	平成23年度	153,836	169,763	153,235	142,764	156,741	169,187	160,952	167,135	138,650	142,487	147,299	164,577
	前年同月比	-49.9%	-47.9%	-44.2%	-34.9%	-23.0%	-19.2%	-9.1%	-6.6%	-7.6%	-3.9%	0.6%	-1.6%
全体	平成22年度	437,199	455,378	376,448	308,173	295,365	307,283	264,476	275,184	253,868	235,428	237,920	282,813
	平成23年度	245,047	268,741	252,671	241,568	262,261	289,197	274,708	276,486	248,302	237,793	257,469	315,759
	前年同月比	-44.0%	-41.0%	-32.9%	-21.6%	-11.2%	-5.9%	3.9%	0.5%	-2.2%	1.0%	8.2%	11.6%

業態別月間契約数の推移

(単位：件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		61社	61社	61社	61社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社
消費者金融 業態	平成22年度	50,398	54,019	35,689	31,716	37,906	42,880	40,165	41,017	32,588	36,751	40,997	47,016
	平成23年度	47,977	55,641	46,424	43,962	49,364	53,095	41,333	41,798	34,475	39,701	43,180	51,173
	前年同月比	-4.8%	3.0%	30.1%	38.6%	30.2%	23.8%	2.9%	1.9%	5.8%	8.0%	5.3%	8.8%
事業者金融 業態	平成22年度	310	683	370	194	200	257	228	181	212	164	207	192
	平成23年度	163	146	162	143	229	200	199	175	192	157	221	197
	前年同月比	-47.4%	-78.6%	-56.2%	-26.3%	14.5%	-22.2%	-12.7%	-3.3%	-9.4%	-4.1%	6.8%	2.5%
クレジット 業態等	平成22年度	1,030,340	927,136	812,750	778,775	731,113	712,078	735,462	729,948	741,215	711,871	654,989	735,106
	平成23年度	709,250	751,494	723,447	709,726	689,706	687,248	705,601	736,919	740,442	727,744	715,253	835,605
	前年同月比	-31.2%	-18.9%	-11.0%	-8.9%	-5.7%	-3.5%	-4.1%	1.0%	-0.1%	2.2%	9.2%	13.7%
全体	平成22年度	1,081,048	981,838	848,808	810,685	769,219	755,216	775,855	771,147	774,015	748,786	696,193	782,314
	平成23年度	757,390	807,281	770,033	753,831	739,299	740,543	747,133	778,892	775,109	767,602	758,654	886,975
	前年同月比	-29.9%	-17.8%	-9.3%	-7.0%	-3.9%	-1.9%	-3.7%	1.0%	0.1%	2.5%	9.0%	13.4%

(注) クレジット業態等の契約数は、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

成約率の推移

調査対象社数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	61社	61社	61社	61社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社
平成22年度	28.1%	27.6%	24.9%	25.5%	27.5%	28.6%	29.1%	29.4%	29.0%	29.6%	32.2%	30.5%
平成23年度	32.1%	32.3%	33.1%	32.2%	32.4%	32.2%	32.8%	33.1%	32.5%	32.5%	33.4%	33.5%
前年同月比	4.0%	4.8%	8.2%	6.8%	4.9%	3.6%	3.7%	3.7%	3.5%	3.0%	1.1%	3.0%

②事業者向貸付

業態別月間貸付金額の推移

(単位：百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		61社	61社	61社	61社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社
業態 消費者金融	平成22年度	5,145	4,558	4,771	4,600	4,782	7,035	5,615	6,106	7,463	6,223	6,169	9,498
	平成23年度	4,694	6,938	7,370	7,162	4,157	7,249	6,519	5,172	8,284	6,062	6,586	11,277
	前年同月比	-8.8%	52.2%	54.5%	55.7%	-13.1%	3.0%	16.1%	-15.3%	11.0%	-2.6%	6.7%	18.7%
業態 事業者金融	平成22年度	21,936	25,753	22,225	29,782	25,480	22,997	23,182	29,450	40,142	30,503	28,802	42,643
	平成23年度	31,514	27,241	25,544	22,562	23,634	19,335	16,462	20,060	31,357	22,330	23,800	47,994
	前年同月比	43.7%	5.8%	14.9%	-24.2%	-7.2%	-15.9%	-29.0%	-31.9%	-21.9%	-26.8%	-17.4%	12.5%
業態等 クレジット	平成22年度	122,399	145,666	157,962	143,465	161,477	141,687	309,103	113,179	218,642	144,556	248,117	254,958
	平成23年度	174,139	189,437	260,335	196,813	159,741	259,768	198,130	178,714	275,901	191,275	178,892	314,328
	前年同月比	42.3%	30.0%	64.8%	37.2%	-1.1%	83.3%	-35.9%	57.9%	26.2%	32.3%	-27.9%	23.3%
全体	平成22年度	149,480	175,977	184,959	177,848	191,739	171,718	337,900	148,736	266,248	181,283	283,089	307,100
	平成23年度	210,346	223,616	293,249	226,537	187,532	286,352	221,112	203,946	315,542	219,667	209,278	373,599
	前年同月比	40.7%	27.1%	58.5%	27.4%	-2.2%	66.8%	-34.6%	37.1%	18.5%	21.2%	-26.1%	21.7%

業態別月間契約数の推移

(単位：件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		61社	61社	61社	61社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社
業態 消費者金融	平成22年度	127	152	178	164	159	199	175	198	210	186	171	245
	平成23年度	185	226	239	259	219	253	281	246	292	241	284	291
	前年同月比	45.7%	48.7%	34.3%	57.9%	37.7%	27.1%	60.6%	24.2%	39.0%	29.6%	66.1%	18.8%
業態 事業者金融	平成22年度	1,071	910	1,135	1,292	1,126	1,092	1,014	1,186	1,328	948	1,185	1,329
	平成23年度	1,172	1,137	1,320	1,216	1,210	1,177	1,097	1,119	1,376	920	1,114	1,102
	前年同月比	9.4%	24.9%	16.3%	-5.9%	7.5%	7.8%	8.2%	-5.6%	3.6%	-3.0%	-6.0%	-17.1%
業態等 クレジット	平成22年度	323	365	817	1,104	950	1,016	766	898	1,098	619	867	1,135
	平成23年度	747	865	947	1,057	845	1,025	940	871	1,137	653	1,034	1,090
	前年同月比	131.3%	137.0%	15.9%	-4.3%	-11.1%	0.9%	22.7%	-3.0%	3.6%	5.5%	19.3%	-3.9%
全体	平成22年度	1,521	1,427	2,131	2,560	2,235	2,307	1,955	2,282	2,636	1,753	2,223	2,709
	平成23年度	2,104	2,228	2,506	2,532	2,274	2,455	2,318	2,236	2,805	1,814	2,432	2,483
	前年同月比	38.3%	56.1%	17.6%	-1.1%	1.7%	6.4%	18.6%	-2.0%	6.4%	3.5%	9.4%	-8.3%

(注) クレジット業態等の契約数は、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

5. 平均約定金利

貸出種別毎の平均約定金利の長期推移

平成21年度	調査対象社数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	69社	68社	67社	67社	67社	67社	67社	67社	67社	67社	67社	67社	67社
	無担保貸付 (住宅向を除く)	19.29%	19.20%	18.96%	18.85%	18.79%	18.68%	18.64%	18.56%	18.47%	18.35%	18.34%	18.18%
	有担保貸付 (住宅向を除く)	12.29%	12.21%	12.17%	12.14%	12.10%	12.06%	12.05%	11.98%	11.96%	11.91%	11.85%	11.74%
	住宅向貸付	3.14%	3.17%	3.01%	3.01%	3.01%	3.00%	3.00%	2.99%	2.95%	2.98%	2.95%	2.90%
	全体	18.16%	18.08%	17.83%	17.72%	17.65%	17.53%	17.49%	17.39%	17.29%	17.17%	17.14%	17.04%

平成22年度	調査対象社数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	65社	65社	64社	64社	63社	62社	59社	59社	59社	59社	59社	59社	59社
	無担保貸付 (住宅向を除く)	18.14%	18.05%	17.70%	17.63%	17.59%	17.31%	17.00%	16.93%	16.86%	16.78%	16.73%	16.66%
	有担保貸付 (住宅向を除く)	11.68%	11.62%	12.42%	12.39%	12.38%	12.38%	9.58%	9.56%	9.53%	9.51%	9.49%	9.48%
	住宅向貸付	2.90%	2.90%	2.89%	2.88%	2.89%	2.88%	2.89%	2.88%	2.85%	2.85%	2.84%	2.85%
	全体	16.98%	16.88%	16.62%	16.52%	16.47%	16.13%	15.73%	15.64%	15.54%	15.46%	15.40%	15.31%

平成23年度	調査対象社数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	61社	61社	61社	61社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社
	無担保貸付 (住宅向を除く)	16.53%	16.47%	16.43%	16.33%	16.25%	16.21%	16.15%	16.09%	16.07%	16.00%	15.97%	15.90%
	有担保貸付 (住宅向を除く)	9.44%	9.45%	9.44%	9.36%	9.45%	9.45%	9.35%	9.30%	9.28%	9.29%	9.25%	9.14%
	住宅向貸付	2.86%	2.87%	2.89%	2.89%	2.89%	2.89%	2.89%	2.89%	2.88%	2.88%	2.87%	2.86%
	全体	15.19%	15.12%	15.07%	14.93%	14.85%	14.80%	14.72%	14.64%	14.59%	14.51%	14.46%	14.38%

6. 店舗数

業態別店舗数の推移

(単位: 店)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		61社	61社	61社	61社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社
消費者金融業態	有人店舗数	平成22年度	292	291	288	233	234	216	165	165	165	163	160
		平成23年度	164	165	165	165	164	163	163	163	163	163	161
		前年同月比	-43.8%	-43.3%	-42.7%	-29.2%	-29.9%	-24.5%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	0.0%	1.9%
	無人店舗数	平成22年度	6,022	5,938	4,901	4,988	4,966	4,811	4,768	4,732	4,677	4,571	4,413
		平成23年度	4,378	4,332	4,283	4,177	4,133	4,100	4,098	4,105	4,079	4,072	4,024
		前年同月比	-27.3%	-27.0%	-12.6%	-16.3%	-16.8%	-14.8%	-14.1%	-13.3%	-12.8%	-10.9%	-9.4%
	合計	平成22年度	6,314	6,229	5,189	5,221	5,200	5,027	4,933	4,897	4,842	4,734	4,606
		平成23年度	4,542	4,497	4,448	4,342	4,297	4,263	4,261	4,268	4,242	4,235	4,185
		前年同月比	-28.1%	-27.8%	-14.3%	-16.8%	-17.4%	-15.2%	-13.6%	-12.8%	-12.4%	-10.5%	-9.0%
事業者金融業態	有人店舗数	平成22年度	130	135	134	134	130	130	131	128	128	1,165	1,161
		平成23年度	126	126	126	130	130	130	128	128	128	1,034	1,031
		前年同月比	-3.1%	-6.7%	-6.0%	-3.0%	0.0%	0.0%	-2.3%	0.0%	0.0%	-11.2%	-11.2%
	無人店舗数	平成22年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		平成23年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		前年同月比	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	平成22年度	130	135	134	134	130	130	131	128	128	128	127
		平成23年度	126	126	126	130	130	130	128	128	128	127	130
		前年同月比	-3.1%	-6.7%	-6.0%	-3.0%	0.0%	0.0%	-2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	2.4%
クレジット業態等	有人店舗数	平成22年度	945	941	922	921	915	912	901	876	874	874	1,241
		平成23年度	814	763	766	769	767	755	744	747	747	1,123	1,123
		前年同月比	-13.9%	-18.9%	-16.9%	-16.5%	-16.2%	-17.2%	-17.4%	-14.7%	-14.5%	-9.1%	-9.5%
	無人店舗数	平成22年度	374	362	361	362	361	364	364	365	367	362	367
		平成23年度	376	380	380	380	379	376	377	378	378	380	382
		前年同月比	0.5%	5.0%	5.3%	5.0%	5.0%	3.3%	3.6%	3.6%	3.0%	5.0%	4.1%
	合計	平成22年度	1,319	1,303	1,283	1,283	1,276	1,276	1,265	1,241	1,241	1,236	1,241
		平成23年度	1,190	1,143	1,146	1,149	1,146	1,131	1,121	1,125	1,125	1,123	1,123
		前年同月比	-9.8%	-12.3%	-10.7%	-10.4%	-10.2%	-11.4%	-11.4%	-9.3%	-9.3%	-9.1%	-9.5%
全体	有人店舗数	平成22年度	1,367	1,367	1,344	1,288	1,279	1,258	1,197	1,169	1,167	1,165	1,161
		平成23年度	1,104	1,054	1,057	1,064	1,061	1,048	1,035	1,038	1,038	1,034	1,031
		前年同月比	-19.2%	-22.9%	-21.4%	-17.4%	-17.0%	-16.7%	-13.5%	-11.2%	-11.1%	-11.2%	-11.2%
	無人店舗数	平成22年度	6,396	6,300	5,262	5,350	5,327	5,175	5,132	5,097	5,044	4,933	4,813
		平成23年度	4,754	4,712	4,663	4,557	4,512	4,476	4,475	4,483	4,457	4,452	4,412
		前年同月比	-25.7%	-25.2%	-11.4%	-14.8%	-15.3%	-13.5%	-12.8%	-12.0%	-11.6%	-9.8%	-8.3%
	合計	平成22年度	7,763	7,667	6,606	6,638	6,606	6,433	6,329	6,266	6,211	6,098	5,974
		平成23年度	5,858	5,766	5,720	5,621	5,573	5,524	5,510	5,521	5,495	5,486	5,443
		前年同月比	-24.5%	-24.8%	-13.4%	-15.3%	-15.6%	-14.1%	-12.9%	-11.9%	-11.5%	-10.0%	-8.9%

7. 信用保証残高、件数

信用保証残高の推移

(単位: 百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		61社	61社	61社	61社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社
金融機関の貸付に 対する信用保証	平成22年度	3,519,843	3,528,641	3,523,592	3,500,819	3,506,114	3,517,583	3,648,806	3,544,783	3,529,794	3,519,751	3,526,078	3,539,876
	平成23年度	3,550,116	3,568,611	3,559,351	3,565,097	3,551,427	3,724,399	3,756,543	3,780,962	3,784,160	3,783,297	3,811,070	3,843,861
	前年同月比	0.9%	1.1%	1.0%	1.8%	1.3%	5.9%	3.0%	6.7%	7.2%	7.5%	8.1%	8.6%
ノンバンク等の貸付 に対する信用保証	平成22年度	1,152,339	1,154,320	1,156,002	1,155,093	1,152,509	1,153,889	1,152,474	1,153,575	1,153,574	1,150,060	1,148,625	1,144,564
	平成23年度	1,068,191	1,071,083	1,071,741	1,057,444	1,055,689	1,055,969	1,055,889	1,056,797	1,056,446	1,055,073	1,052,354	1,051,209
	前年同月比	-7.3%	-7.2%	-7.3%	-8.5%	-8.4%	-8.5%	-8.4%	-8.4%	-8.4%	-8.3%	-8.4%	-8.2%
全体	平成22年度	4,672,181	4,682,962	4,679,594	4,655,912	4,658,622	4,671,472	4,801,281	4,698,358	4,683,368	4,669,811	4,674,703	4,684,441
	平成23年度	4,618,307	4,639,694	4,631,092	4,622,541	4,607,116	4,780,369	4,812,432	4,837,759	4,840,606	4,838,370	4,863,423	4,895,071
	前年同月比	-1.2%	-0.9%	-1.0%	-0.7%	-1.1%	2.3%	0.2%	3.0%	3.4%	3.6%	4.0%	4.5%

信用保証件数の推移

(単位: 件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		61社	61社	61社	61社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社	62社
金融機関の貸付に 対する信用保証	平成22年度	6,730,691	6,740,897	6,762,342	6,724,017	6,710,123	6,733,006	6,885,120	6,787,348	6,754,566	6,714,582	6,699,509	6,721,988
	平成23年度	7,007,737	7,016,593	7,008,576	6,735,783	6,673,936	6,840,733	6,857,773	6,888,867	6,878,969	6,865,186	6,886,586	6,916,371
	前年同月比	4.1%	4.1%	3.6%	0.2%	-0.5%	1.6%	-0.4%	1.5%	1.8%	2.2%	2.8%	2.9%
ノンバンク等の貸付 に対する信用保証	平成22年度	1,938,695	1,979,388	2,019,072	2,052,847	2,081,314	2,106,497	2,121,372	2,145,180	2,121,693	2,182,044	2,202,282	2,224,478
	平成23年度	2,081,893	2,103,099	2,126,526	2,150,906	2,173,380	2,193,446	2,212,630	2,234,713	2,254,542	2,281,372	2,306,863	2,333,466
	前年同月比	7.4%	6.2%	5.3%	4.8%	4.4%	4.1%	4.3%	4.2%	6.3%	4.6%	4.7%	4.9%
全体	平成22年度	8,669,386	8,720,285	8,781,414	8,776,864	8,791,437	8,839,503	9,006,492	8,932,528	8,876,259	8,896,626	8,901,791	8,946,466
	平成23年度	9,089,630	9,119,692	9,135,102	8,886,689	8,847,316	9,034,179	9,070,403	9,123,580	9,133,511	9,146,558	9,193,449	9,249,837
	前年同月比	4.8%	4.6%	4.0%	1.3%	0.6%	2.2%	0.7%	2.1%	2.9%	2.8%	3.3%	3.4%

8. 利息返還金、利息返還に伴う元本毀損額

業態別の利息返還金、利息返還に伴う元本毀損額の推移

(単位: 百万円)

調査対象社数			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			60社	60社	61社	60社	61社	62社	62社	61社	62社	61社	61社	62社
利息返還金	消費者金融業態	平成22年度	33,923	33,308	37,450	38,885	38,655	32,027	34,184	33,936	36,281	33,204	33,766	36,332
		平成23年度	37,092	37,627	42,443	45,750	44,064	39,289	37,983	31,404	32,190	24,481	24,646	36,471
		前年同月比	9.3%	13.0%	13.3%	17.7%	14.0%	22.7%	11.1%	-7.5%	-11.3%	-26.3%	-27.0%	0.4%
	事業者金融業態	平成22年度	162	109	156	307	156	176	194	330	359	151	172	222
		平成23年度	233	227	228	237	174	163	179	205	241	228	170	199
		前年同月比	43.8%	108.3%	46.2%	-22.8%	11.5%	-7.4%	-7.7%	-37.9%	-32.9%	51.0%	-1.2%	-10.4%
	クレジット業態等	平成22年度	8,207	8,988	9,144	7,392	8,477	9,305	8,467	8,377	8,819	7,610	7,712	8,566
		平成23年度	9,677	8,879	9,062	7,898	6,927	6,556	7,137	7,076	7,049	6,517	6,441	6,668
		前年同月比	17.9%	-1.2%	-0.9%	6.8%	-18.3%	-29.5%	-15.7%	-15.5%	-20.1%	-14.4%	-16.5%	-22.2%
	合計	平成22年度	42,292	42,406	46,751	46,583	47,288	41,508	42,844	42,643	45,458	40,964	41,651	45,120
		平成23年度	47,002	46,733	51,733	53,885	51,165	46,008	45,299	38,685	39,480	31,226	31,257	43,337
		前年同月比	11.1%	10.2%	10.7%	15.7%	8.2%	10.8%	5.7%	-9.3%	-13.2%	-23.8%	-25.0%	-4.0%
利息返還に伴う元本毀損額	消費者金融業態	平成22年度	17,995	16,629	17,440	18,721	19,152	23,027	16,466	20,027	28,070	15,265	16,273	30,367
		平成23年度	14,754	13,237	14,596	11,597	12,400	10,957	9,094	9,834	10,486	6,673	6,585	10,402
		前年同月比	-18.0%	-20.4%	-16.3%	-38.1%	-35.3%	-52.4%	-44.8%	-50.9%	-62.6%	-56.3%	-59.5%	-65.7%
	事業者金融業態	平成22年度	215	140	216	108	230	227	153	269	223	136	139	197
		平成23年度	218	201	174	138	126	104	109	131	124	122	89	88
		前年同月比	1.4%	43.6%	-19.4%	27.8%	-45.2%	-54.2%	-28.8%	-51.3%	-44.4%	-10.3%	-36.0%	-55.3%
	クレジット業態等	平成22年度	8,287	8,613	8,597	7,224	8,730	7,995	7,396	7,994	8,364	7,609	7,207	7,580
		平成23年度	7,692	6,806	6,954	5,715	5,114	4,910	4,516	4,699	4,237	3,695	3,698	3,841
		前年同月比	-7.2%	-21.0%	-19.1%	-20.9%	-41.4%	-38.6%	-38.9%	-41.2%	-49.3%	-51.4%	-48.7%	-49.3%
	合計	平成22年度	26,497	25,382	26,254	26,054	28,111	31,249	24,014	28,290	36,657	23,010	23,618	38,144
		平成23年度	22,664	20,244	21,724	17,450	17,640	15,971	13,719	14,663	14,847	10,490	10,372	14,331
		前年同月比	-14.5%	-20.2%	-17.3%	-33.0%	-37.2%	-48.9%	-42.9%	-48.2%	-59.5%	-54.4%	-56.1%	-62.4%
全体	平成22年度		68,790	67,787	73,004	72,637	75,399	72,757	66,859	70,933	82,116	63,975	65,269	83,265
	平成23年度		69,666	66,976	73,457	71,335	68,804	61,979	59,018	53,348	54,327	41,717	41,629	57,668
	前年同月比		1.3%	-1.2%	0.6%	-1.8%	-8.7%	-14.8%	-11.7%	-24.8%	-33.8%	-34.8%	-36.2%	-30.7%

第3章 公知情報・その他統計データ

1. 指定信用情報機関への情報登録状況

日本信用情報機構（JICC）への登録状況

		登録人数 (万人)	5件以上の 借入利用者 (万人)		登録件数 (万件)	5件以上の 借入利用者 (万件)	登録残高 合計額 (億円)	5件以上の 借入利用者 (億円)
			全体人数に 対する割合					
平成 22 年	4月	1,508	112	7.4%	3,122	658	122,592	26,795
	5月	1,534	110	7.2%	3,132	641	122,234	26,006
	6月	1,538	107	7.0%	3,109	626	120,840	25,449
	7月	1,517	103	6.8%	3,050	599	117,568	24,075
	8月	1,518	100	6.6%	3,028	579	115,770	23,046
	9月	1,515	97	6.4%	3,002	561	113,741	22,065
	10月	1,495	91	6.1%	2,943	528	110,544	20,599
	11月	1,486	82	5.5%	2,863	472	105,383	17,952
	12月	1,460	77	5.3%	2,789	442	101,551	16,600
平成 23 年	1月	1,455	75	5.2%	2,765	430	100,142	15,977
	2月	1,456	73	5.0%	2,752	419	99,012	15,452
	3月	1,449	70	4.8%	2,720	402	97,147	14,682
	4月	1,459	71	4.9%	2,738	404	109,821	15,893
	5月	1,462	69	4.7%	2,725	393	108,585	15,339
	6月	1,453	66	4.5%	2,691	378	106,770	14,643
	7月	1,439	63	4.4%	2,648	362	104,715	13,926
	8月	1,444	62	4.3%	2,642	353	104,040	13,530
	9月	1,442	61	4.2%	2,626	343	103,071	13,078
	10月	1,423	56	3.9%	2,563	318	100,387	12,067
	11月	1,425	54	3.8%	2,551	308	99,783	11,647
	12月	1,405	52	3.7%	2,502	294	97,625	11,039
平成 24 年	1月	1,402	51	3.6%	2,487	286	96,903	10,732
	2月	1,390	49	3.5%	2,451	277	95,117	10,303
	3月	1,384	47	3.4%	2,426	266	94,025	9,849

(注1) 各月の数値は、月末時点における「残高あり」の数値。

出典：日本信用情報機構

(注2) 登録人数は、名寄せベース。

(注3) 平成21年4月～平成22年3月までの数値は未公表。

シー・アイ・シー（CIC）への登録状況

		登録人数 (万人)	5件以上の 借入利用者 (万人)	全体人数に 対する割合	登録件数 (万件)	5件以上の 借入利用者 (万件)	登録残高 合計額 (億円)	5件以上の 借入利用者 (億円)
平成22年	4月	1,531	70	4.6%	2,687	421	118,714	-
	5月	1,527	68	4.5%	2,668	412	117,754	17,712
	6月	1,530	67	4.4%	2,664	404	117,501	17,361
	7月	1,518	64	4.2%	2,626	386	115,703	16,470
	8月	1,512	63	4.2%	2,605	374	114,263	15,815
	9月	1,511	61	4.0%	2,590	361	112,891	15,134
	10月	1,510	59	3.9%	2,576	349	112,066	14,528
	11月	1,499	57	3.8%	2,550	338	110,221	13,931
	12月	1,490	55	3.7%	2,522	327	108,778	13,300
平成23年	1月	1,471	53	3.6%	2,478	314	106,338	12,649
	2月	1,470	52	3.5%	2,468	306	105,259	12,156
	3月	1,467	50	3.4%	2,451	296	103,783	11,663
	4月	1,463	49	3.3%	2,431	285	102,163	11,099
	5月	1,461	47	3.2%	2,416	276	100,734	10,633
	6月	1,462	46	3.1%	2,404	267	99,782	10,185
	7月	1,424	41	2.9%	2,310	238	97,471	9,096
	8月	1,426	39	2.7%	2,302	229	96,281	8,649
	9月	1,519	47	3.1%	2,505	273	104,050	10,283
	10月	1,518	46	3.0%	2,492	265	103,185	9,872
	11月	1,514	44	2.9%	2,475	256	102,054	9,490
	12月	1,502	42	2.8%	2,441	245	100,764	9,032
平成24年	1月	1,485	41	2.8%	2,403	235	99,046	8,601
	2月	1,471	39	2.7%	2,369	226	97,329	8,234
	3月	1,468	38	2.6%	2,353	218	96,405	7,893

(注) 各月の数値は、毎月20日時点における「残高あり」の数値。

出典:CIC

2. 金融機関の貸出残高

預金取扱金融機関・公的金融機関の貸出残高の推移

(単位：億円)

	預金取扱金融機関の貸出残高				公的金融機関の貸出残高			全体
	住宅貸付	消費者信用	企業・政府等向け	合計	住宅貸付	消費者信用・企業・政府等向け	合計	
平成3年度	564,162	267,045	6,437,054	7,268,261	469,866	2,626,556	3,096,422	10,364,683
平成4年度	579,063	262,689	6,605,209	7,446,961	512,226	2,884,947	3,397,173	10,844,134
平成5年度	594,857	248,917	6,582,103	7,425,877	579,976	3,236,040	3,816,016	11,241,893
平成6年度	614,591	235,025	6,538,745	7,388,361	665,445	3,525,336	4,190,781	11,579,142
平成7年度	706,734	222,991	6,611,462	7,541,187	664,492	3,671,145	4,335,637	11,876,824
平成8年度	773,403	212,443	6,442,850	7,428,696	723,678	3,878,647	4,602,325	12,031,021
平成9年度	826,931	198,217	6,374,556	7,399,704	751,478	4,055,997	4,807,475	12,207,179
平成10年度	874,519	185,510	6,114,689	7,174,718	745,099	4,260,514	5,005,613	12,180,331
平成11年度	940,070	178,786	5,769,539	6,888,395	763,970	4,479,288	5,243,258	12,131,653
平成12年度	978,224	168,835	5,654,961	6,802,020	769,801	4,475,020	5,244,821	12,046,841
平成13年度	1,034,762	156,396	5,471,878	6,663,036	732,056	4,354,569	5,086,625	11,749,661
平成14年度	1,097,149	143,286	5,045,230	6,285,665	661,292	4,226,005	4,887,297	11,172,962
平成15年度	1,189,439	132,213	4,728,099	6,049,751	584,120	4,020,068	4,604,188	10,653,939
平成16年度	1,242,965	133,900	4,475,852	5,852,717	524,624	3,813,037	4,337,661	10,190,378
平成17年度	1,308,628	127,436	4,510,244	5,946,308	466,194	3,490,157	3,956,351	9,902,659
平成18年度	1,343,437	122,791	4,579,871	6,046,099	423,186	3,256,082	3,679,268	9,725,367
平成19年度	1,382,392	117,352	4,586,949	6,086,693	385,270	2,958,473	3,343,743	9,430,436
平成20年度	1,426,389	120,982	4,677,371	6,224,742	343,860	2,720,048	3,063,908	9,288,650
平成21年度	1,477,698	112,614	4,461,411	6,051,723	304,376	2,656,447	2,960,823	9,012,546
平成22年度	1,507,985	107,086	4,448,771	6,063,842	286,413	2,548,835	2,835,248	8,899,090
平成23年度	1,539,829	102,883	4,478,380	6,121,092	274,237	2,445,566	2,719,803	8,840,895

出典：日本銀行

3. 信用供与額の状況（総括）

信用供与額総括時系列表

（単位：億円）

取引形態			平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年		
消費者信用	クレジットカードショッピング	割賦方式	割賦販売	3,438	3,329	3,230	3,160	3,029	2,878	2,487	2,334	2,068	1,966	
			割賦購入あっせん	21,239	21,774	22,552	23,480	25,007	27,162	29,691	30,010	30,719	33,316	
		割賦方式計		24,677	25,103	25,782	26,640	28,036	30,040	32,178	32,344	32,787	35,282	
		非割賦方式	非割賦販売	26,927	28,784	31,786	34,881	38,805	37,119	40,468	42,901	50,843	56,773	
			非割賦購入あっせん	181,135	192,903	208,251	230,090	254,860	280,536	315,155	349,100	359,558	376,833	
		非割賦方式計		208,062	221,687	240,037	264,971	293,665	317,655	355,623	392,001	410,401	433,606	
		クレジットカードショッピング計		232,739	246,790	265,819	291,611	321,701	347,695	387,801	424,345	443,188	468,888	
		個品	割賦方式	割賦販売	10,874	10,109	9,916	9,630	9,786	9,301	8,543	7,260	7,146	6,430
				割賦購入あっせん	48,270	43,767	39,912	37,914	37,307	33,758	28,608	27,454	24,060	21,505
				ローン提携販売	507	426	387	368	156	103	-	-	-	-
	提携ローン			25,227	27,393	29,494	29,581	29,635	28,946	24,868	22,397	21,335	21,055	
	割賦方式計		84,878	81,695	79,709	77,493	76,884	72,108	62,019	57,111	52,541	48,990		
	非割賦方式		非割賦販売	23,931	22,185	21,321	20,492	20,423	19,533	19,184	16,794	13,937	12,539	
			非割賦購入あっせん	13,467	12,789	12,452	12,349	11,339	10,520	9,354	8,705	8,158	7,637	
			非割賦方式計		37,398	34,974	33,773	32,841	31,762	30,053	28,538	25,499	22,095	20,176
	個品計		122,276	116,669	113,482	110,334	108,646	102,161	90,557	82,610	74,636	69,166		
	販売信用計		355,015	363,459	379,301	401,945	430,347	449,856	478,358	506,955	517,824	538,054		
	割賦方式計		109,555	106,798	105,491	104,133	104,920	102,148	94,197	89,455	85,328	84,272		
	非割賦方式計		245,460	256,661	273,810	297,812	325,427	347,708	384,161	417,500	432,496	453,782		
	消費者金融	消費者ローン	クレジットカードキャッシング	74,805	75,991	75,662	76,363	75,238	75,465	69,521	58,291	47,514	31,071	
			その他消費者ローン	25,726	26,300	25,534	25,437	25,373	24,331	20,463	16,837	13,388	9,717	
			小計	100,531	102,291	101,196	101,800	100,611	99,796	89,984	75,128	60,902	40,788	
			民間金融機関	39,858	40,448	39,461	33,005	40,458	26,364	24,440	24,282	23,406	22,202	
		消費者金融会社		106,327	101,917	97,507	102,845	104,194	92,703	82,635	58,036	41,670	28,723	
		消費者ローン計		246,716	244,656	238,164	237,650	245,263	218,863	197,059	157,446	125,978	91,713	
		定期預金担保貸付		112,644	96,647	91,254	81,739	71,804	69,269	69,013	64,663	51,785	45,319	
郵便貯金預金者貸付		25,735	22,633	20,629	19,311	16,892	14,731	14,731	14,731	14,731	14,731			
動産担保貸付		853	830	799	772	750	720	689	673	653	645			
消費者金融計		385,948	364,766	350,846	339,472	334,709	303,583	281,492	237,513	193,147	152,408			
消費者信用合計			740,963	728,225	730,147	741,417	765,056	753,439	759,850	744,468	710,971	690,462		

（注1） 消費者ローンのうち販売信用業務を行う信用供与者による消費者ローンは、百貨店、量販店、通信販売会社、サービス、小売業者等、電機メーカー系クレジット会社、自動車メーカー系販売金融会社、流通系クレジット会社、信販会社、中小小売商団体、信用保証会社、個品割賦購入あっせん業者等、銀行系クレジットカード会社の計。

（注2） 郵便貯金預金者貸付は平成19年以降数値未公表のため、平成18年の数値を計上。

出典：日本クレジット協会

4. 多重債務に関する相談の状況

国民生活センター・消費生活センターに寄せられた多重債務に関する相談件数の推移 (単位:件)

平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
90,101	95,162	77,951	72,390	45,265

出典:国民生活センター

日本司法支援センター(法テラス)における法律相談援助件数の推移 (単位:件)

	多重債務事件	金銭事件	その他事件	合計	多重債務事件 が占める割合
平成21年度	114,734	35,394	87,178	237,306	48.3%
平成22年度	116,921	41,558	98,240	256,719	45.5%
平成23年度	101,205	52,901	126,088	280,194	36.1%

出典:日本司法支援センター

日本司法支援センター(法テラス)におけるコールセンターへの相談種別割合の推移

	金銭の借り入れ	男女・夫婦	相続・遺言	その他	合計
平成21年度	20.1%	10.7%	6.4%	62.8%	100.0%
平成22年度	23.3%	13.0%	6.9%	56.8%	100.0%
平成23年度	20.7%	15.5%	6.9%	56.9%	100.0%

出典:日本司法支援センター

5. 多重債務に関するカウンセリングの実施状況

内容別のカウンセリング実施状況

	問合せ 総数(件)	案内・ 他機関照会		電話相談		うち カウンセリング 受付		カウンセリング 実施件数		紹介		弁護士会等紹介		その他	
		件数 (件)	割合	件数 (件)	割合	件数 (件)	割合	件数 (件)	割合	件数 (件)	割合	件数 (件)	割合	件数 (件)	割合
平成 21年 度	7,143	2,951	41.3%	4,192	58.7%	1,785	25.0%	1,648	23.1%	1,033	14.5%	394	5.5%	221	3.1%
平成 22年 度	6,224	2,367	38.0%	3,857	62.0%	1,653	26.6%	1,539	24.7%	925	14.9%	363	5.8%	251	4.0%
平成 23年 度	4,099	1,385	33.8%	2,714	66.2%	1,127	27.5%	1,017	24.8%	571	13.9%	244	6.0%	202	4.9%

出典:日本クレジットカウンセリング協会

地域別のカウンセリング実施状況

		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
		件数 (件)	割合	件数 (件)	割合	件数 (件)	割合
東京	介入	427	56.0%	364	49.9%	191	45.5%
	弁護士会等紹介	255	33.5%	258	35.3%	163	38.8%
	その他	80	10.5%	108	14.8%	66	15.7%
	合計	762	100.0%	730	100.0%	420	100.0%
福岡	介入	110	59.8%	104	59.4%	79	62.2%
	弁護士会等紹介	24	13.0%	31	17.7%	9	7.1%
	その他	50	27.2%	40	22.9%	39	30.7%
	合計	184	100.0%	175	100.0%	127	100.0%
名古屋	介入	145	77.5%	108	71.1%	56	65.9%
	弁護士会等紹介	20	10.7%	14	9.2%	8	9.4%
	その他	22	11.8%	30	19.7%	21	24.7%
	合計	187	100.0%	152	100.0%	85	100.0%
仙台	介入	88	11.4%	94	63.9%	40	50.0%
	弁護士会等紹介	27	38.6%	26	17.7%	15	18.8%
	その他	35	50.0%	27	18.4%	25	31.3%
	合計	150	100.0%	147	100.0%	80	100.0%
広島	介入	123	82.6%	92	81.4%	74	83.1%
	弁護士会等紹介	18	12.1%	7	6.2%	5	5.6%
	その他	8	5.4%	14	12.4%	10	11.2%
	合計	149	100.0%	113	100.0%	89	100.0%
新潟	介入	83	74.1%	83	83.0%	68	62.4%
	弁護士会等紹介	19	17.0%	14	14.0%	25	22.9%
	その他	10	8.9%	3	3.0%	16	14.7%
	合計	112	100%	100	100.0%	109	100.0%
静岡	介入	57	54.8%	80	65.6%	45	61.6%
	弁護士会等紹介	31	29.8%	13	10.7%	14	19.2%
	その他	16	15.4%	29	23.8%	14	19.2%
	合計	104	100.0%	122	100.0%	73	100.0%
熊本	介入	-	-	-	-	8	53.3%
	弁護士会等紹介	-	-	-	-	4	26.7%
	その他	-	-	-	-	3	20.0%
	合計	-	-	-	-	15	100.0%
浜松	介入	-	-	-	-	2	20.0%
	弁護士会等紹介	-	-	-	-	1	10.0%
	その他	-	-	-	-	7	70.0%
	合計	-	-	-	-	10	100.0%
福島	介入	-	-	-	-	8	88.9%
	弁護士会等紹介	-	-	-	-	0	0.0%
	その他	-	-	-	-	1	11.1%
	合計	-	-	-	-	9	100.0%
全体	介入	1,033	62.7%	925	60.1%	571	56.1%
	弁護士会等紹介	394	23.9%	363	23.6%	244	24.0%
	その他	221	13.4%	251	16.3%	202	19.9%
	合計	1,648	100.0%	1,539	100.0%	1,017	100.0%

出典：日本クレジットカウンセリング協会

男女別のカウンセリング実施状況

	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	件数 (件)	割合	件数 (件)	割合	件数 (件)	割合
男性	919	55.8%	812	52.8%	569	55.9%
女性	729	44.2%	727	47.2%	448	44.1%
合計	1,648	100.0%	1,539	100.0%	1,017	100.0%

出典：日本クレジットカウンセリング協会

年代別のカウンセリング実施状況

	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	件数 (件)	割合	件数 (件)	割合	件数 (件)	割合
20 歳代	230	14.0%	193	12.5%	159	15.6%
30 歳代	428	26.0%	361	23.5%	298	29.3%
40 歳代	454	27.5%	397	25.8%	225	22.1%
50 歳代	280	17.0%	285	18.5%	179	17.6%
60 歳以上	256	15.5%	303	19.7%	156	15.4%
合計	1,648	100.0%	1,539	100%	1,017	100.0%
(参考) 40 歳以上	990	60.1%	985	64.0%	560	55.1%

出典：日本クレジットカウンセリング協会

相談者一人あたりの債務件数と債務額（年代別）の推移

	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	一人あたりの債務件数 (件)	一人あたりの債務額 (万円)	一人あたりの債務件数 (件)	一人あたりの債務額 (万円)	一人あたりの債務件数 (件)	一人あたりの債務額 (万円)
20 歳代	5.8	208	5.2	206	5.5	222
30 歳代	6.0	384	6.0	392	5.8	343
40 歳代	7.2	657	7.1	638	6.8	755
50 歳代	6.8	638	6.7	725	6.4	813
60 歳以上	6.0	479	5.7	418	5.1	426
全体	6.4	493	6.2	499	6.0	510

出典：日本クレジットカウンセリング協会

カウンセリングを受けた相談者の借入理由

		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
		件数 (件)	該当率	件数 (件)	該当率	件数 (件)	該当率
男性	生活費補填	500	54.4%	472	58.1%	326	57.3%
	失業・転職・収入減	459	49.9%	411	50.6%	269	47.3%
	遊興・飲食・交際	304	33.1%	257	31.7%	162	28.5%
	贅沢品・収入以上の買物	83	9.0%	87	10.7%	63	11.1%
	教育・資格取得	84	9.1%	90	11.1%	51	9.0%
	医療・冠婚葬祭	123	13.4%	110	13.5%	59	10.4%
	ギャンブル	222	24.2%	170	20.9%	116	20.4%
	自動車・オートバイ	122	13.3%	110	13.5%	82	14.4%
	引越し	50	5.4%	56	6.9%	26	4.6%
	事業費・運転資金	58	6.3%	51	6.3%	49	8.6%
	回答総数	2,288	-	2,056	-	1,387	-
	相談者総数	919	-	812	-	569	-
女性	生活費補填	470	64.5%	469	64.5%	307	68.5%
	失業・転職・収入減	371	50.9%	382	52.5%	223	49.8%
	遊興・飲食・交際	102	14.0%	110	15.1%	72	16.1%
	贅沢品・収入以上の買物	162	22.2%	128	17.6%	122	27.2%
	教育・資格取得	125	17.1%	156	21.5%	65	14.5%
	医療・冠婚葬祭	137	18.8%	156	21.5%	56	12.5%
	ギャンブル	49	6.7%	37	5.1%	11	2.5%
	自動車・オートバイ	46	6.3%	47	6.5%	28	6.3%
	引越し	47	6.4%	59	8.1%	44	9.8%
	事業費・運転資金	43	5.9%	36	5.0%	18	4.0%
	回答総数	1,804	-	1,835	-	1,094	-
	相談者総数	729	-	727	-	448	-
全体	生活費補填	970	58.9%	941	61.1%	633	62.2%
	失業・転職・収入減	830	50.4%	793	51.5%	492	48.4%
	遊興・飲食・交際	406	24.6%	367	23.8%	234	23.0%
	贅沢品・収入以上の買物	245	14.9%	215	14.0%	185	18.2%
	教育・資格取得	209	12.7%	246	16.0%	116	11.4%
	医療・冠婚葬祭	260	15.8%	266	17.3%	115	11.3%
	ギャンブル	271	16.4%	207	13.5%	127	12.5%
	自動車・オートバイ	168	10.2%	157	10.2%	110	10.8%
	引越し	97	5.9%	115	7.5%	70	6.9%
	事業費・運転資金	101	6.1%	87	5.7%	67	6.6%
	回答総数	4,092	-	3,891	-	2,481	-
	相談者総数	1,648	-	1,539	-	1,017	-

(注) カウンセリングを受けた相談者が、クレジットやローンの目的として申告した事由(複数回答。かかわりが深いとする上位3つを集計)のうち、上位10位の事由について示した。借入金の返済のための借入は集計から除外している。

出典：日本クレジットカウンセリング協会

6. 自己破産の状況

自己破産申請件数の推移

(単位: 件)

	自然人の自己破産 申請件数	法人・その他の自己破産 申請件数	合計
平成17年度	184,422	7,786	192,208
平成18年度	165,932	8,110	174,042
平成19年度	148,248	9,365	157,613
平成20年度	129,508	10,627	140,135
平成21年度	126,265	10,990	137,255
平成22年度	120,930	9,840	130,770

出典: 最高裁判所

7. 自殺者の動向

男女別の自殺者数の推移

	平成16年		平成17年		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年	
	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合
男性	23,272	72.0%	23,540	72.3%	22,813	70.9%	23,478	70.9%	22,831	70.8%	23,472	71.5%	22,283	70.3%	20,955	68.4%
女性	9,053	28.0%	9,012	27.7%	9,342	29.1%	9,615	29.1%	9,418	29.2%	9,373	28.5%	9,407	29.7%	9,696	31.6%
合計	32,325	100.0%	32,552	100.0%	32,155	100.0%	33,093	100.0%	32,249	100.0%	32,845	100.0%	31,690	100.0%	30,651	100.0%

出典: 警察庁

年齢別自殺者数の推移

	平成16年		平成17年		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年	
	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合
～19歳	589	1.8%	608	1.9%	623	1.9%	548	1.7%	611	1.9%	565	1.7%	552	1.7%	622	2.0%
20～29歳	3,247	10.0%	3,409	10.5%	3,395	10.6%	3,309	10.0%	3,438	10.7%	3,470	10.6%	3,240	10.2%	3,304	10.8%
30～39歳	4,333	13.4%	4,606	14.1%	4,497	14.0%	4,767	14.4%	4,850	15.0%	4,794	14.6%	4,596	14.5%	4,455	14.5%
40～49歳	5,102	15.8%	5,208	16.0%	5,008	15.6%	5,096	15.4%	4,970	15.4%	5,261	16.0%	5,165	16.3%	5,053	16.5%
50～59歳	7,772	24.0%	7,586	23.3%	7,246	22.5%	7,046	21.3%	6,363	19.7%	6,491	19.8%	5,959	18.8%	5,375	17.5%
60歳以上	10,994	34.0%	10,894	33.5%	11,120	34.6%	12,107	36.6%	11,793	36.6%	12,034	36.6%	11,982	37.8%	11,661	38.0%
不詳	288	0.9%	241	0.7%	266	0.8%	220	0.7%	224	0.7%	230	0.7%	196	0.6%	181	0.6%
合計	32,325	100%	32,552	100%	32,155	100%	33,093	100%	32,249	100%	32,845	100%	31,690	100%	30,651	100%

出典: 警察庁

原因・動機別の自殺者数の推移

	平成16年		平成17年		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年	
	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合
遺書有り	10,443	32.3%	10,360	31.8%	10,466	32.5%	23,209	70.1%	23,490	72.8%	24,434	74.4%	23,572	74.4%	22,581	73.7%
家庭問題	1,009	3.1%	1,011	3.1%	1,043	3.2%	3,751	11.3%	3,912	12.1%	4,117	12.5%	4,497	14.2%	4,547	14.8%
健康問題	4,087	12.6%	4,145	12.7%	4,341	13.5%	14,684	44.4%	15,153	47.0%	15,867	48.3%	15,802	49.9%	14,621	47.7%
経済生活問題	3,436	10.6%	3,255	10.0%	3,010	9.4%	7,318	22.1%	7,404	23.0%	8,377	25.5%	7,438	23.5%	6,406	20.9%
勤務問題	628	1.9%	654	2.0%	709	2.2%	2,207	6.7%	2,412	7.5%	2,528	7.7%	2,590	8.2%	2,689	8.8%
男女問題	312	1.0%	317	1.0%	295	0.9%	949	2.9%	1,115	3.5%	1,121	3.4%	1,103	3.5%	1,138	3.7%
学校問題	76	0.2%	71	0.2%	91	0.3%	338	1.0%	387	1.2%	364	1.1%	371	1.2%	429	1.4%
その他	594	1.8%	622	1.9%	645	2.0%	1,500	4.5%	1,538	4.8%	1,613	4.9%	1,533	4.8%	1,621	5.3%
不詳	301	0.9%	285	0.9%	332	1.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
遺書無し	21,882	67.7%	22,192	68.2%	21,689	67.5%	9,884	29.9%	8,759	27.2%	8,411	25.6%	8,118	25.6%	8,070	26.3%
合計	32,325	100.0%	32,552	100.0%	32,155	100.0%	33,093	100.0%	32,249	100.0%	32,845	100.0%	31,690	100.0%	30,651	100.0%

(注) 平成19年以降は、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としたため、遺書有りの原因・動機別の和と遺書有り数とは一致しない。

出典：警察庁

8. 生活保護受給の状況

生活保護受給者数の推移

	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
被保護世帯数(千世帯)	999	1,042	1,076	1,105	1,149	1,274	1,409	1,498
被保護実人員(千人)	1,423	1,476	1,514	1,543	1,593	1,764	1,952	2,067

(注) 実数は、1ヵ月平均。

出典：厚生労働省

9. 正規・非正規の職員・従業員の雇用状況

正規・非正規の職員・従業員の雇用者数の推移 — 全体

	平成16年		平成17年		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年	
	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合
正規の職員・従業員	3,410	68.5%	3,374	67.4%	3,411	67.0%	3,441	66.5%	3,399	65.9%	3,380	66.2%	3,355	65.6%	3,185	64.8%
非正規の職員・従業員	1,564	31.4%	1,633	32.6%	1,677	33.0%	1,732	33.5%	1,760	34.1%	1,721	33.7%	1,756	34.4%	1,733	35.2%
全体	4,975	100.0%	5,007	100.0%	5,088	100.0%	5,174	100.0%	5,159	100.0%	5,102	100.0%	5,111	100.0%	4,918	100.0%

(注) 平成23年の実数及び割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

出典：総務省

正規・非正規の職員・従業員の雇用者数の推移 — 男女別

		平成16年		平成17年		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年	
		人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合
職員・従業員の 正規の	男子	2,385	69.9%	2,357	69.9%	2,375	69.6%	2,402	69.8%	2,358	69.4%	2,334	69.1%	2,309	68.8%	2,200	69.1%
	女子	1,025	30.1%	1,018	30.2%	1,036	30.4%	1,039	30.2%	1,040	30.6%	1,046	30.9%	1,046	31.2%	985	30.9%
	合計	3,410	100.0%	3,374	100.0%	3,411	100.0%	3,441	100.0%	3,399	100.0%	3,380	100.0%	3,355	100.0%	3,185	100.0%
職員・従業員の 非正規の	男子	466	29.8%	507	31.0%	517	30.8%	538	31.1%	559	31.8%	526	30.6%	538	30.6%	545	31.4%
	女子	1,098	70.2%	1,125	68.9%	1,159	69.1%	1,194	68.9%	1,202	68.3%	1,195	69.4%	1,217	69.3%	1,188	68.6%
	合計	1,564	100.0%	1,633	100.0%	1,677	100.0%	1,732	100.0%	1,760	100.0%	1,721	100.0%	1,756	100.0%	1,733	100.0%
全体	男子	2,851	57.3%	2,864	57.2%	2,894	56.9%	2,941	56.8%	2,917	56.5%	2,860	56.1%	2,848	55.7%	2,745	55.8%
	女子	2,124	42.7%	2,143	42.8%	2,194	43.1%	2,234	43.2%	2,242	43.5%	2,242	43.9%	2,263	44.3%	2,173	44.2%
	合計	4,975	100.0%	5,007	100.0%	5,088	100.0%	5,174	100.0%	5,159	100.0%	5,102	100.0%	5,111	100.0%	4,918	100.0%

(注) 平成23年の実数及び割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

出典：総務省

正規・非正規の職員・従業員の雇用者数の推移 — 年齢別

		平成16年		平成17年		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年	
		人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合	人数 (万人)	割合
正規の職員・従業員の	15～24歳	307	9.0%	290	8.6%	298	8.7%	292	8.5%	286	8.4%	277	8.2%	262	7.8%	239	7.5%
	25～34歳	1,018	29.9%	992	29.4%	982	28.8%	940	27.3%	916	26.9%	884	26.2%	862	25.7%	808	25.4%
	35～44歳	815	23.9%	832	24.7%	852	25.0%	890	25.9%	898	26.4%	920	27.2%	930	27.7%	908	28.5%
	45～54歳	774	22.7%	749	22.2%	737	21.6%	740	21.5%	731	21.5%	732	21.7%	740	22.1%	706	22.2%
	55～64歳	447	13.1%	459	13.6%	481	14.1%	512	14.9%	498	14.7%	490	14.5%	488	14.5%	453	14.2%
	65歳以上	50	1.5%	52	1.5%	60	1.8%	68	2.0%	70	2.1%	77	2.3%	73	2.2%	71	2.2%
	合計	3,410	100.0%	3,374	100.0%	3,411	100.0%	3,441	100.0%	3,399	100.0%	3,380	100.0%	3,355	100.0%	3,185	100.0%
非正規の職員・従業員の	15～24歳	253	16.2%	265	16.2%	254	15.1%	253	14.6%	248	14.1%	227	13.2%	226	12.9%	219	12.6%
	25～34歳	310	19.8%	319	19.5%	330	19.7%	326	18.8%	315	17.9%	305	17.7%	301	17.1%	287	16.6%
	35～44歳	292	18.7%	302	18.5%	321	19.1%	332	19.2%	347	19.7%	341	19.8%	351	20.0%	354	20.4%
	45～54歳	316	20.2%	321	19.7%	320	19.1%	327	18.9%	321	18.2%	323	18.8%	328	18.7%	316	18.2%
	55～64歳	296	18.9%	316	19.4%	332	19.8%	354	20.4%	375	21.3%	367	21.3%	387	22.0%	394	22.7%
	65歳以上	96	6.1%	108	6.6%	122	7.3%	140	8.1%	153	8.7%	157	9.1%	162	9.2%	163	9.4%
	合計	1,564	100.0%	1,633	100.0%	1,677	100.0%	1,732	100.0%	1,760	100.0%	1,721	100.0%	1,756	100.0%	1,733	100.0%
全体	15～24歳	560	11.3%	555	11.1%	551	10.8%	544	10.5%	535	10.4%	504	9.9%	488	9.5%	458	9.3%
	25～34歳	1,329	26.7%	1,312	26.2%	1,311	25.8%	1,265	24.4%	1,231	23.9%	1,190	23.3%	1,163	22.8%	1,095	22.3%
	35～44歳	1,107	22.3%	1,134	22.6%	1,173	23.1%	1,222	23.6%	1,246	24.2%	1,262	24.7%	1,282	25.1%	1,262	25.7%
	45～54歳	1,089	21.9%	1,071	21.4%	1,057	20.8%	1,068	20.6%	1,052	20.4%	1,055	20.7%	1,068	20.9%	1,022	20.8%
	55～64歳	743	14.9%	776	15.5%	813	16.0%	866	16.7%	872	16.9%	858	16.8%	875	17.1%	847	17.2%
	65歳以上	146	2.9%	160	3.2%	182	3.6%	209	4.0%	223	4.3%	234	4.6%	235	4.6%	234	4.8%
	合計	4,975	100.0%	5,007	100.0%	5,088	100.0%	5,174	100.0%	5,159	100.0%	5,102	100.0%	5,111	100.0%	4,918	100.0%

(注) 平成23年の実数及び割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

出典：総務省

年表

(平成18年12月～平成24年3月)

平成18年	12月	・ 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律が国会で成立、同時に公布
平成19年	1月	・ 20日、改正法の第1条施行。ヤミ金融対策として罰則強化がなされる
	3月	・ 改正法に定められた貸金業協会の設立を目指した新貸金業協会設立協議会が発足
	4月	・ 政府の多重債務対策本部が「多重債務改善プログラム」を決定
	5月	・ 従前の貸金業協会（各都道府県に設置）が最後の定時総会で解散を決定
	7月	・ 金融庁が新貸金業法の政省令案を公表しパブリックコメントを募集
	8月	・ 金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針（案）」をまとめパブリックコメントを募集 ・ 新貸金業協会設立協議会が自主規制基本規則（案）等をまとめパブリックコメントを募集
	9月	・ 新貸金業協会設立協議会が新協会概要を策定、全国9カ所で新協会説明会を実施
	10月	・ 自民党が新貸金業法の政省令案について、金融庁の当初案を一部修正のうえ了承
	11月	・ 新貸金業法に準じた改正政令および内閣府令公布
	12月	・ 18日、新貸金業法として第2条施行。貸金業者の登録要件の強化や行為規制の強化、監督の強化がなされる ・ 内閣総理大臣の認可を受け、日本貸金業協会（JFSA）設立 ・ 株式会社日本情報センター、株式会社アイネット、株式会社テラネットの3社が合併し、新たに「株式会社テラネット」が発足
平成20年	3月	・ アエル株式会社が東京地方裁判所に民事再生法の適用を申請
	7月	・ 株式会社オックスが那覇地方裁判所に民事再生法の適用を申請
	9月	・ サンライズファイナンス株式会社とリーマンブラザーズコマーシャルモーゲージ株式会社が東京地方裁判所へ民事再生法の適用を申請 ・ かざかファイナンス株式会社が三和ファイナンス株式会社の全株式を取得し、子会社化
	10月	・ アコム株式会社が株式会社三菱UFJフィナンシャルグループによるTOB(株式公開買付)により、持分法適用会社から連結子会社となる
	12月	・ 株式会社レタスカードが大阪地方裁判所に破産手続き開始の申立
平成21年	1月	・ 最高裁判所が過払金返還請求における請求権の消滅時効の起算点について初の判断を下す
	2月	・ 株式会社SFCGが東京地方裁判所に民事再生法の適用を申請（民事再生手続廃止、破産手続へ移行）
	4月	・ 株式会社オーエムシーカード、株式会社セントラルファイナンス、株式会社クオークの3社が合併した「株式会社セディナ」が発足 ・ 株式会社テラネットが、全国信用情報センター連合会加盟33情報センターから信用情報事業を継承し、社名を「株式会社日本信用情報機構」に変更 ・ 改正割賦販売法で明記されたクレジット業界の自主規制団体、「社団法人日本クレジット協会」が発足
	6月	・ 18日、改正貸金業法として第3条施行。財産的基礎要件の引上げや指定信用情報機関制度、貸金業務取扱主任者資格試験制度が施行される

- 7月 ・ 株式会社三井住友銀行がオリックスクレジット株式会社の株式の過半数を取得し、子会社化
 - 8月 ・ 株式会社日本信用情報機構が株式会社シーシービーを合併し、会社略号を「JIC」から「JICC」に変更
 - ・ 日本貸金業協会が「平成21年度 第1回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
 - 9月 ・ アイフル株式会社が私的整理の一種である事業再生ADR(裁判外紛争解決手続)を申込み
 - ・ 貸金業登録業者数が財務局都道府県登録をあわせて5,000社を割る
 - 11月 ・ 株式会社ロプロが東京地方裁判所に会社更生法の適用を申請
 - ・ 日本事業者金融協会が臨時総会で、解散を決定
 - ・ 金融庁は改正貸金業法附則第67条に定める検討を行うため、「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」を設置
 - ・ 日本貸金業協会が「平成21年度 第2回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
 - ・ 日本貸金業協会が「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第1回事務局会議に召集され、「貸金業界の現状について」を説明
 - 12月 ・ 社団法人日本クレジット協会が経済産業大臣より「認定割賦販売協会」の認定を受ける
 - ・ 「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第2回～第7回事務局会議の開催
 - ・ 日本貸金業協会が「平成21年度 第3回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
 - ・ 日本貸金業協会が「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」の座長（金融担当副大臣）宛に意見書「改正貸金業法の完全施行に向けて」を提出
- 平成22年
- 1月 ・ 「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第8回～第10回事務局会議の開催
 - ・ 金融庁が指定信用情報機関として指定するにあたって、貸金業者が債務者からの過払金返還請求に応じた場合に、債務者の信用情報に登録される情報（サービス情報71「契約見直し情報」）の登録、利用を認めないことを決定
 - 2月 ・ 日本貸金業協会が「平成21年度 第4回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
 - ・ 「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第12回～第13回事務局会議の開催
 - 4月 ・ 日本貸金業協会が金融庁長官から「認定個人情報保護団体」認定を受ける
 - ・ 「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」が「借り手の目線に立った10の方策」を取りまとめ、公表
 - ・ 貸金業登録業者数が財務局都道府県登録をあわせて4,000社を割る
 - 6月 ・ 18日、上限金利の引下げ、総量規制の導入を含む改正貸金業法が完全施行される
 - ・ 金融庁は改正貸金業法の周知徹底や完全施行による影響を把握、フォローするため、「改正貸金業法フォローアップチーム」を設置
 - 7月 ・ 金融庁が指定した第三者機関が仲介役となり金融商品にかかわる紛争を解決する「金融ADR」制度が10月よりスタートするのを前に、日本貸金業協会は「金融ADR」についての説明会を実施
 - ・ 大阪府が改正貸金業法の規制の一部を緩和する「貸金特区」構想を内閣府に提案
 - 8月 ・ 貸金業登録業者数が財務局都道府県登録をあわせて3,000社を割る

年表

(平成18年12月～平成24年3月)

	9月	- 金融庁は日本貸金業協会など7団体を「金融ADR」の紛争解決機関に指定 - 株式会社武富士が東京地方裁判所に会社更生法の適用を申請 「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催 - 金融庁は日本貸金業協会を貸金業法に基づく登録講習機関として登録
	10月	「金融ADR」制度がスタート 「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催
	11月	- 日本貸金業協会が「平成22年度 貸金業務取扱主任者資格試験」を実施 「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催
	12月	- 改正割賦販売法が完全施行。クレジット会社に「支払可能額」の調査を義務付け 「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催
平成23年	1月	中小企業信用機構株式会社が東京地方裁判所に民事再生手続の適用を申請
	4月	- 日本貸金業協会は金融庁へ「『東北地方太平洋沖地震』への対応に係る要望書」を提出 - 金融庁は、3月に生じた震災の被災者を対象に、総量規制の例外貸付についての手続きの弾力化を図る「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」を改正、公布施行 - 丸和商事株式会社（ニコニコクレジット）が東京地方裁判所に民事再生手続の適用を申請
	6月	「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催 - 個人信用情報機関の株式会社シー・アイ・シーにおいて、貸金登録残高合計が10兆円を初めて割り込む
	7月	「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」が、東日本大震災の影響を受けた個人債務者の私的整理指針「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を発表、運用開始
	8月	- 楽天株式会社が楽天KC株式会社のカード事業を楽天クレジット株式会社に承継、個人向けローン事業等をJトラスト株式会社に譲渡。社名を「楽天カード株式会社」 - 金融庁が「多重債務者相談マニュアル」を改訂し、「多重債務者相談の手引き」を作成公表
	9月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ（SMFG）、株式会社三井住友銀行、プロミス株式会社は、SMFGによるプロミス株式会社の完全子会社化に向けた基本契約を締結
	10月	- 株式会社新生銀行は、連結子会社の新生フィナンシャル株式会社が行っている個人向け無担保ローン事業の一部を譲り受け、銀行本体で「カードローンレイク」の取り扱いを開始 - 東日本大震災の発生を受けて定められた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が、平成24年3月31日まで延長
	11月	日本貸金業協会が「平成23年度 貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
平成24年	1月	株式会社ロプロが、会社分割（吸収分割）契約に基づき、株式会社武富士の消費者金融事業を承継
	3月	スルガ銀行株式会社は、平成23年4月に経営破綻した丸和商事株式会社（ニコニコクレジット）の全株式を取得し、完全子会社化すると発表